

平成 17 年度

船橋市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

前田 勝己

目 次

監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）.....	1
3. 監査対象年度.....	1
4. 監査対象部局.....	1
5. 包括外部監査人及び補助者.....	2
6. 特定の事件の選定理由.....	2
7. 監査の要点.....	2
8. 監査手続.....	3
9. 利害関係.....	4
10. 監査結果及び意見の概略.....	4
監査の結果及び意見	9
1. 税務部.....	9
2. 健康部国民健康保険課.....	62
3. 船橋市立医療センター.....	73
4. 福祉サービス部介護保険課.....	83
5. 福祉サービス部障害福祉課.....	94
6. 福祉サービス部生活支援課.....	98
7. 子育て支援部児童家庭課.....	102
8. 子育て支援部保育課.....	108
9. 子育て支援部児童育成課.....	114
10 - 1. 環境部環境衛生課（衛生係）.....	119
10 - 2. 環境部環境衛生課（霊園係）.....	126
11. 中央卸売市場.....	129
12. 都市整備部船橋駅南口再開発事務所.....	134
13. 下水道部下水道管理課.....	146
14. 建築部住宅政策課.....	159
15. 学校教育部学務課.....	172
16. システム監査について.....	178

凡例

本書における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示している。したがって、表中の金額を合計しても、合計欄の金額に一致しない場合がある。

比率（％）は、少数点以下第2位を四捨五入して第1位までを表示している。

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例
(平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号)の規定に基づく監査

2. 特定の事件(監査のテーマ)

歳入項目全般の収入事務について

3. 監査対象年度

平成 16 年度(ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。)

4. 監査対象部局

税務部	
健康部国民健康保険課	
船橋市立医療センター	
福祉サービス部	介護保険課
	障害福祉課
	生活支援課
子育て支援部	児童家庭課
	保育課
	児童育成課
環境部環境衛生課	
中央卸売市場	
都市整備部船橋駅南口再開発事務所	
下水道部下水道管理課	
建築部住宅政策課	
学校教育部学務課	

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

前田 勝己 公認会計士

補助者

鈴木 信一 公認会計士

堀切 進 公認会計士

伊藤 孝明 公認会計士

坂邊 淳也 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

伊原 嘉伸 公認会計士

澤栗 利紀 公認会計士

根本 優子 公認会計士

野見山 茂 会計士補

6. 特定の事件の選定理由

国の財政と同様、地方公共団体の財政も悪化の一途を辿っている。船橋市の場合もその例外とは言えず、近年、歳入面においては税収の伸び悩みや減収が常態化している。一方、歳出面においては、特に福祉関係の支出が大きく伸びており、一刻も早い財政健全化が求められるところである。

財政健全化の手段としては、歳入の増加と歳出の抑制の両面を検討する必要があるが、歳入面を見ると、主要項目である市民税や固定資産税をはじめ、手数料、貸付金返還収入、保険料等、広範囲にわたり収入未済額が多額のものや収納率の低いものが見受けられる。

よって、現在の歳入項目についての収入方法を改善することによっても市の財政健全化に寄与出来ることは自明である。

なお、既存の歳入項目の収入事務を改善することによって財政健全化の一助とすることは、市民としての公平性の面からみても、採られなければならない道である。

市としても、これまで歳入項目の収入事務について一定の努力をしてきたものと思われるが、その実績を見る限りは、なお一層の改善の余地があるものとする。

そこで私は、歳入項目全般にわたり、収入事務の実態を把握すると共に、それらに問題点がないか、あるとすればその原因は何か、改善すべき方策は何かといった点を中心に検討を加え、結果として現在の市の歳入項目の収入方法がより改善されることを期待し、今回のテーマとして選定することとした。

7. 監査の要点

(1)収入項目に係る賦課及び徴収事務の合規性

収入項目の賦課、減免、徴収等の事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実

施されているか。

不納欠損処理が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

(2)収入項目に係る賦課及び徴収事務の効率性

収入項目の賦課、徴収が、最少の費用で最大の効果が上がるように、効率的に実施されているか。

収入未済額の管理は、適切かつ効率的に実施されているか。

滞納整理等の事務が、有効かつ効率的に実施されているか。

(3)収入項目に係る賦課及び徴収事務の公平性

収入項目の賦課、減免、徴収が、全ての対象者に対して同様の考え方に基づいて実施されているか。

滞納整理等の手続が、全ての対象者に対して公平に実施されているか。

8. 監査手続

(1)収入事務に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定を把握し、相互の整合性を確認したうえで、問題点がないかを検討した。

(2)収入項目の賦課が、関係法令等に準拠して実施されているかについて、担当者への質問、関連書類の閲覧、分析を実施した。

(3)調定額・収入額・不納欠損額・収入未済額・収納率の経年比較を実施し、収入事務の概要を把握した。

(4)近隣他市等と収納率を比較して、市の位置づけを行い、収入事務に係る特徴及び問題点等を捉え、改善事項を検討した。

(5)収入事務に係る組織体制を把握し、効率的に事務を実施しているか、あるいは人員体制に問題がないかを確認した。

(6)不納欠損額の内容を分析し、その手続及び処理が適切であるかを検討した。また、収入未済額の中に、本来であれば不納欠損処理すべきであるものがないかを検討した。

(7)収入未済額の管理体制が適切であるかを、管理台帳等を閲覧することによって確認した。また管理規程等が適切に設けられているかを確認した。

(8)滞納整理等の実施状況を把握し、関係法令等に準拠しているか、有効かつ効果的な整理

を実施しているかを検討した。また、全ての対象者に対し公平な対応を採っているかを検討した。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査結果及び意見の概略

(1)はじめに

失われた 10 年といわれた長い低迷期のトンネルを抜け、わが国の経済は回復基調にある。その傾向は未だ大企業を中心としたものであるが、雇用状況の好転をもたらした景気の先行きにも明るい見通しを持つことが出来るようになってきた。

しかしながら、国や地方においては、若干、税収増加の兆しは見えるものの、義務的経費の負担は重くなるばかりであり、行政の財務構造の改善には結びついていない。

国に比べると地方財政への注目度は、一般的に低いといわれているが、地方財政は、程度の差こそあれ、総じて大変厳しい状態にあり、その深刻度は年々増している。

この厳しさには、これまで長く続いてきた景気の低迷による税収の不足という、いわば短期的・流動的な要因もあろうが、より本質的に考えれば、長期的・固定的な財政構造の実態にこそ、その根源的な原因があるといえよう。このため、各自治体にとっては財政収支の改善が共通の最重要課題となっている。

歳出面においては、義務的経費は勿論のこと、組織のスリム化、契約事務の効率化・適正化等が具体的な検討課題としてあげられる。

一方、歳入面については、今後の景気の回復により税収の伸びは期待出来るが、その効果は漸進的と思われ、規模的にも限界がある。

このため、公有財産の有効活用、各種使用料や手数料の引き上げ、新たな税の創設等も検討対象と考えられるが、いずれも住民の理解を得ることが前提であり、その実現は容易でなく、また、速効性もない。以上のような諸点は各自治体共通のテーマであり、船橋市といえども例外ではない。

そこで私は、船橋市の今年度の監査においては、既存の歳入項目に係る収入事務の現状を把握し、分析することによってそれらの問題点を明らかにし、可能な限り、その改善策や意見を提言することとした。

その狙いは、現状の収入事務を改善し、収納率をより高めることによって歳入増に繋げようとするところにある。

現在の収納率は、以下に示すようになりかなり改善の余地があると思われる。これらの収納率を高めることによって、いま一段の歳入増を実現し、財政構造の改善に結びつけることは、等しく住民も望むところであると確信している。

(2)主な収入項目

主な収入項目について、その担当部局、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率を示すと以下のとおりとなる。

(単位：百万円)

部局名	収入項目	平成 16 年度					15 年度	14 年度
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率	収納率	収納率
税務部	市民税 固定資産税 都市計画税他	99,503	90,966	1,157	7,379	91.4%	90.4%	89.9%
健康部国民健康保険課	国民健康保険料	21,011	15,641	879	4,490	74.4%	75.4%	75.8%
福祉サービス部介護保険課	介護保険料	3,415	3,266	34	113	95.7%	96.2%	97.2%
福祉サービス部障害福祉課	福祉サービスの自己負担金他	156	131	-	25	83.9%	81.8%	89.7%
福祉サービス部生活支援課	生活保護法第 63 条・第 78 条に基づく債権	145	63	3	79	43.4%	50.0%	59.3%
子育て支援部児童家庭課	母子及び寡婦福祉資金貸付制度に基づく貸付金元利収入	84	44	-	39	52.6%	60.3%	
子育て支援部保育課	児童福祉法に基づく保育料の負担金	1,839	1,688	4	146	91.8%	92.0%	92.4%
子育て支援部児童育成課	放課後ルームの利用料	210	196	-	13	93.5%	94.6%	96.3%
環境部環境衛生課(衛生係)	し尿の収集に係る手数料	77	67	0	9	87.0%	87.4%	86.8%
環境部環境衛生課(霊園係)	霊園管理料と霊堂使用料	121	115	0	5	95.5%	95.8%	96.0%
都市整備部船橋駅南口再開発事務所	財産運用収入(建物貸付収入) JR 船橋駅南口の再開発事業資金として貸付けられた元本及び利息収入	578	481	-	96	83.3%	81.6%	58.6%
下水道部下水道管理課	下水道使用料 受益者負担金他	4,931	4,644	26	259	94.2%	94.2%	94.6%
建築部住宅政策課	市営団地に係る住宅使用料・駐車場使用料	420	312	-	107	74.4%	74.2%	73.3%
学校教育部学務課	市の奨学金制度による修学金等の返還収入	75	42	-	32	56.7%	58.4%	60.2%
	計	132,570	117,663	2,106	12,799	88.8%		

部局名	収入項目	平成 16 年度					15 年度	14 年度
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率	収納率	収納率
船橋市立医療センター	船橋市立医療センターにおける医業収入	8,996	7,640	(24)	1,356	84.9%	85.9%	84.6%
中央卸売市場	市の施設使用料 電気料、水道料等立替払分に係る収入 駐車場使用料	933	898	(0)	35	96.2%	97.0%	97.1%
	計	9,930	8,539	(25)	1,391	86.0%		
	合計	142,501	126,203	2,106 (25)	14,191	88.6%		

(注) 船橋市立医療センターと中央卸売市場は、地方公営企業法による企業会計を採用している。このため、不納欠損額は当年度発生 of 債権に係るものだけを記載している。したがって、他の部局の不納欠損額とは範囲が異なるため、括弧書きとした。()内の数値は外数である。

(3)実施した監査のポイント

監査の実施に当たっては、各収入項目別の収納率と収入未済額の実績状況を平成 14 年度から平成 16 年度の 3 年間にわたって捉え、その傾向を比較・分析している。また、平成 16 年度については近隣他市との比較も行い、船橋市の位置づけを確認している。

収入事務については、その根拠規定に基づいて正しく行われているかを、その網羅性確保のための制度や方策も含めて聴取・検討した。また、市の回収体制の現況についても、収入項目ごとに聴取・検討を行うこととした。そして、現在の市の体制と方法が、合規性はもとより、有効性、効率性、合理性、公平性等の観点から問題がないか検討を加えている。

更に、収入未済額については、回収の可能性の検討は勿論のこと、その発生に至った経緯や原因についても必要に応じ究明している。

次に不納欠損処理の妥当性については、規定等に基づく明確なルールによって実行されているか、また、合理性や公平性に悖ることはないか等について検討している。

なお、収入事務に関する現在の市の人員体制についても、必要に応じて検討の範囲に加えている。

市における収入事務の処理は大部分が電算処理業務となっている点に鑑み、最後にその実態把握をし、現時点における問題点を簡単にまとめている。

(4)監査意見のまとめ（詳細については、 監査の結果及び意見を参照。）

部 局		主な監査意見
税務部	市民税課	法人市民税の未申告法人に対する臨戸徴収について 法人市民税における法人税額のチェックについて 法人市民税における資本金等の金額、従業者数のチェックについて
	固定資産税課	「115 公衆道路」の物件管理について 私道申請書類の規程と運用の相違について 「166 課税保留」に計上された物件の早期解消について 「固定資産税の減免取扱い要綱」のバスケット条項について
	税制課	軽自動車税の減免について 事業所税の減免について 事業所税の網羅的な捕捉について
	納税課	督促について 納税の猶予について 滞納整理の進め方について 執行停止について 差押について 延滞金の管理について 収納率・不納欠損額と対策について
健康部国民健康保険課		収入未済額について 滞納者の管理について 不納欠損について 滞納者の実態把握について
船橋市立医療センター		不納欠損処分について 医業収益の収益計上時期について 臨戸時の書類の入手について 連帯保証人への保証債務の履行要求について 延納患者への身分証明書提示要求について 不納欠損処分の妥当性について
福祉サービス部	介護保険課	債務承諾書・分割納付誓約書について 滞納処分及び延滞金徴収について
	障害福祉課	滞納状況とその管理について 不納欠損処理について 延滞利息規定の適用について
	生活支援課	滞納状況とその対応について 保護者ファイルの保存について 生活保護法第 85 条（罰則規定）の適用について
子育て支援部	児童家庭課	違約金の不徴収について 償還の免除について 償還計画確認書について
	保育課	滞納整理記録簿について 滞納者への対応方法について
	児童育成課	入所取り消しについて 児童育成料の減免について 児童育成料承認・納付誓約書等について

部 局		主な監査意見
環境部	環境衛生課 (衛生係)	滞納者に対する収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止について
	環境衛生課 (霊園係)	領収書管理について 滞納状況とその対応について
中央卸売市場		業者数と取扱量(金額)の減少傾向について 滞納者に対する利用停止規定について
都市整備部船橋駅南口再開発事務所		貸付時の審査の必要性について 債務者の現況の把握について 任意売却による返済額について 訴訟について 遅延損害金について
下水道部下水道管理課		(下水道使用料) 滞納処分について 上下水道使用料徴収事務の一元化について 納付誓約書について (受益者負担金) 分流区域の負担金単価について 延滞金の徴収について (水洗便所化貸付金) 延滞金の徴収について 徴収事務について
建築部住宅政策課		長期家賃滞納者に対する明渡し請求について 催告状及び催告書の発送規程について 連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請について
学校教育部学務課		督促について 滞納金の回収と連帯保証人について 滞納者の状況について
システム監査について		事務プロセスにおける重要な欠陥がないかを確認するため、フローチャート等の情報システムの概要が把握できる資料を作成し、独立の第三者によるシステム監査を実施する必要がある。

監査の結果及び意見

1. 税務部

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
市民税	調定額	42,633,618	41,370,380	40,395,468
	収入額	38,096,011	37,114,307	36,472,001
	不納欠損額	358,125	336,496	557,122
	収入未済額	4,179,481	3,919,577	3,366,345
	収納率	89.4%	89.7%	90.3%
固定資産税	調定額	37,822,599	36,426,165	36,431,462
	収入額	33,583,402	32,562,939	32,954,899
	不納欠損額	465,156	372,121	435,192
	収入未済額	3,774,041	3,491,105	3,041,371
	収納率	88.8%	89.4%	90.5%
軽自動車税	調定額	289,550	301,017	316,733
	収入額	233,959	246,303	259,987
	不納欠損額	4,394	4,884	5,286
	収入未済額	51,197	49,830	51,460
	収納率	80.8%	81.8%	82.1%
市たばこ税	調定額	3,120,444	3,204,407	3,226,552
	収入額	3,120,444	3,204,407	3,226,552
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	調定額	275,688	268,033	178,833
	収入額	7,876	1,821	49,622
	不納欠損額	-	171,238	41,295
	収入未済額	267,812	94,974	87,916
	収納率	2.9%	0.7%	27.7%
都市計画税	調定額	8,810,950	8,419,991	8,310,559
	収入額	7,660,367	7,365,268	7,369,458
	不納欠損額	118,168	101,341	118,329
	収入未済額	1,032,414	953,382	822,772
	収納率	86.9%	87.5%	88.7%
事業所税	調定額	2,063,546	1,665,362	1,663,712
	収入額	2,012,286	1,659,554	1,653,936
	不納欠損額	37,216	1,122	-
	収入未済額	14,043	4,686	9,776
	収納率	97.5%	99.7%	99.4%
所得譲与税	調定額	-	-	920,700
	収入額	-	-	920,700
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	-	-	100.0%

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
自動車重量譲与 税	調定額	660,336	822,167	859,484
	収入額	660,336	822,167	859,484
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
地方道路譲与税	調定額	414,541	282,204	307,132
	収入額	414,541	282,204	307,132
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
特別とん譲与税	調定額	42,892	40,949	43,164
	収入額	42,892	40,949	43,164
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
利子割交付金	調定額	892,519	633,260	594,015
	収入額	892,519	633,260	594,015
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
配当割交付金	調定額	-	-	143,015
	収入額	-	-	143,015
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	-	-	100.0%
株式等譲渡所得 割交付金	調定額	-	-	169,690
	収入額	-	-	169,690
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	-	-	100.0%
地方消費税交付 金	調定額	3,973,471	4,503,707	5,025,583
	収入額	3,973,471	4,503,707	5,025,583
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
ゴルフ場利用税 交付金	調定額	5,042	5,132	5,179
	収入額	5,042	5,132	5,179
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
特別地方消費税 交付金	調定額	217	255	-
	収入額	217	255	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	-

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
自動車取得税交付金	調定額	733,059	857,721	798,030
	収入額	733,059	857,721	798,030
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
国有提供施設等 所在市助成交付金	調定額	95,522	102,982	113,998
	収入額	95,522	102,982	113,998
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
合 計	調定額	101,833,994	98,903,735	99,503,312
	収入額	91,531,942	89,402,977	90,966,445
	不納欠損額	983,061	987,202	1,157,226
	収入未済額	9,318,990	8,513,556	7,379,641
	収納率	89.9%	90.4%	91.4%

(市資料より)

(注1) 収納率は、収入額/調定額×100 で計算している。(全部局共通)

(注2) 上記のうち、所得譲与税以下の収入は国から交付される収入であるため、収納率は100%となっている。

収入未済額滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

年 数	件 数	金 額
1 年以内	3,669	161,803
2 年以内	3,692	208,158
3 年以内	3,741	256,688
4 年以内	3,895	284,432
5 年以内	15,668	1,436,127
5 年超	11,783	5,032,433
合 計	42,448	7,379,641

(市資料より)

収入未済額上位 10 件 (平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

順位	収入未済額	滞納税目
1	108,440	固定資産税
2	68,167	個人市民税・固定資産税・軽自動車税
3	57,386	個人市民税・固定資産税
4	48,823	法人市民税・固定資産税・特別土地保有税
5	48,255	固定資産税
6	43,652	個人市民税
7	43,133	固定資産税
8	42,655	個人市民税
9	42,637	個人市民税・法人市民税・固定資産税
10	38,709	固定資産税

(市資料より)

(注) 上記の収入未済額は本税の滞納額であり、延滞金は含まれていない。

イ. 固定資産税課

区分	内 容	
固定資産税	納税義務者	1月1日（賦課期日）に不動産登記簿に所有者として登記されている人、または、固定資産課税台帳（償却資産については償却資産課税台帳）に所有者として登録されている人
	課税対象	土地・家屋及び償却資産
	算定方法	課税標準額の決定 固定資産を評価し、その価格を決定 それを基に課税標準額を決定（原則、固定資産課税台帳に登録） 税額の算定 税額 = 課税標準額 × 税率（1.4/100）
	納付方法	納税通知書により、原則として、 4月・7月・12月・翌年2月の年4回分割納付
都市計画税	課税対象	都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋
	納税義務者	上記土地又は家屋の所有者
	算定方法	課税標準額の決定 固定資産を評価し、その価格を決定 それを基に課税標準額を決定（固定資産税と同様） 税額の算定 税額 = 課税標準額 × 税率（0.3/100）
	納付方法	固定資産税とあわせて納付

（市資料より）

ウ. 税制課

区 分	内 容
軽自動車税	毎年4月1日現在、主たる定置場が船橋市内にある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に対し、その種類に応じて一定額を所有者に課する税金。
市たばこ税	たばこの製造者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して、その本数を課税標準として課する税金。
特別土地保有税	一定規模（5,000 m ² ）以上の土地の所有又は取得に対して課されるもの。ただし、平成15年4月1日以降は、税制改正により課税停止となったため新たな課税はないが、それ以前に徴収猶予を受けているものについては、猶予満了時まで免除の確認を受けられなかった場合に納付対象とされる。
事業所税	都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてるため、市内に所在する事業所等に対して、事業所床面積を課税標準とする資産割税額と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割税額の合計額をもって課税額とする税金。

（市資料より）

不納欠損

税務部における地方税は、次の地方税法の規定によって不納欠損となる。

ア. 地方税法第 15 条の 7

第 1 項 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分を執行を停止することができる。

第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。

第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

第 3 号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

第 4 項 第 1 項の規定により滞納処分を執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年継続したときは、消滅する。

第 5 項 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分を執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

イ. 地方税法第 18 条

第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

上記の地方税法は、船橋市財務規則においても第 52 条第 1 項第 3 号・第 5 号において規定されている。この他、船橋市財務規則第 52 条第 1 項第 4 号において、以下のように不納欠損が可能となっている。

第 4 号 地方税法第 11 条の 3 の規定による納付の義務を負う清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（無限責任社員を除く。）が、その受けた財産の価格を限度として納付の義務を果してもなお解散した法人が納付すべき金額に不足するとき。ただし、不足した金額を超えて不納欠損処分を行うことはできない。

（参考：地方税法第 11 条の 3）

法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときは、その法人に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しをした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責に任ずる。

不納欠損処理は、税務部長の決裁終了後、CARATS 収納支援システムに入力される。その後、同システムによって不納欠損処理額が自動集計され、その集計結果は表計算シートに再入力される。この表計算シートを添付した不納欠損処理額が最終的に収入役に提出される。不納欠損処理額の一覧は、半年毎にシステムから出力され納税課の各班長によって決裁内容と照合される。従って、不正な欠損処理はできない。また、システム内の収納関係の処理は一部の職員しかアクセスできないようにセキュリティがかかっている。

平成 16 年度の不納欠損の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内訳	該当法令	地方税法 第 18 条	地方税法第 15 条の 7		合計
			第 4 項	第 5 項	
個人市民税	現年分	-	-	1,723	1,723
	過年度分	172,210	96,756	249,952	518,919
法人市民税	現年分	-	-	343	343
	過年度分	5,979	-	30,157	36,136
固定資産税	現年分	-	-	25,277	25,277
	過年度分	60,686	35,348	313,879	409,915
軽自動車税	現年分	-	-	62	62
	過年度分	4,654	243	326	5,224
都市計画税	現年分	-	-	6,977	6,977
	過年度分	16,593	9,773	84,985	111,351
特別土地保有税	現年分	-	-	-	-
	過年度分	-	-	41,295	41,295
事業所税	現年分	-	-	-	-
	過年度分	-	-	-	-
合計	現年分	-	-	34,383	34,383
	過年度分	260,124	142,121	720,596	1,122,842
	合計	260,124	142,121	754,979	1,157,226

(市資料より)

不納欠損処理額の事由別推移は次のとおりである。

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
即消滅(現年)	40,270	40,094	34,383
即消滅(滞納繰越)	580,981	538,163	720,596
執行停止後 3 年の消滅	26,627	58,500	142,122
執行停止中の時効	55,272	57,997	58,592
5 年時効	279,911	292,448	201,533
その他	-	-	-
合計	983,061	987,202	1,157,226

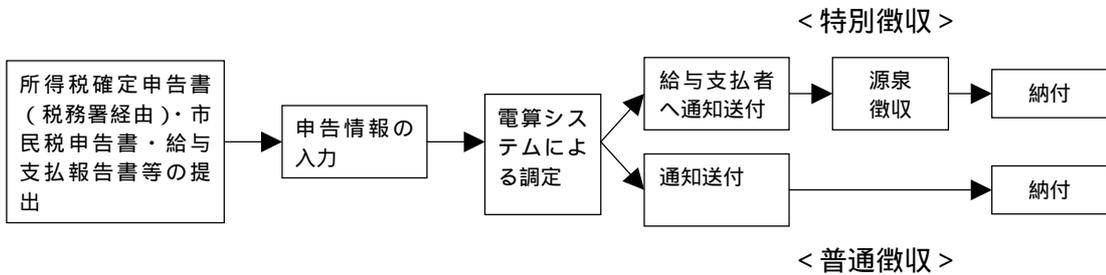
(市資料より)

収納プロセス

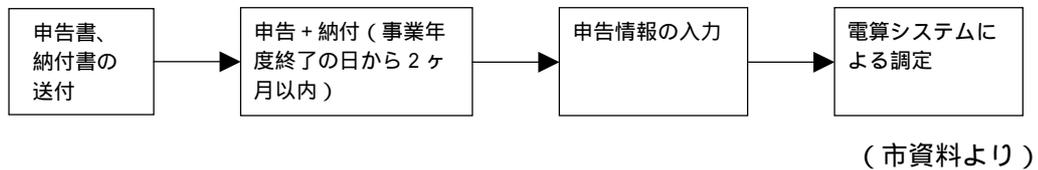
収納プロセスは次のとおりである。

ア. 市民税課

(個人市民税)



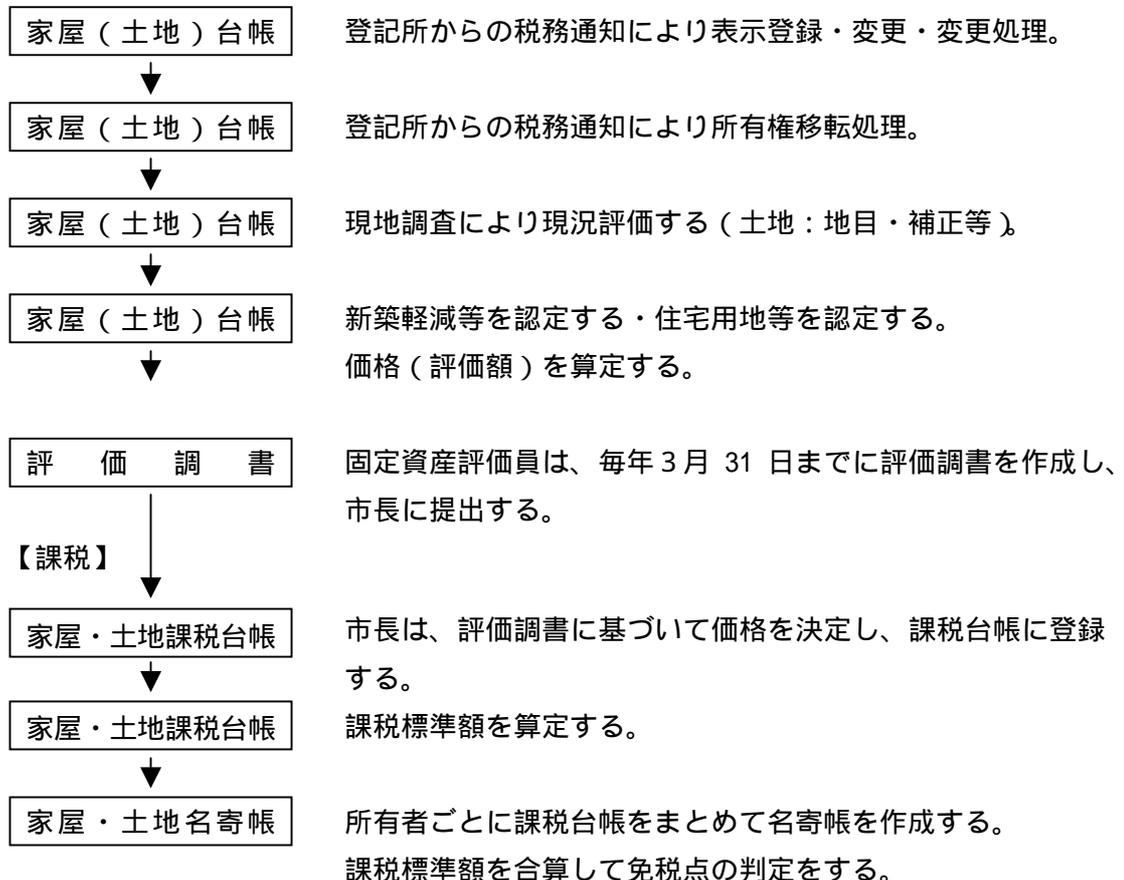
(法人市民税)

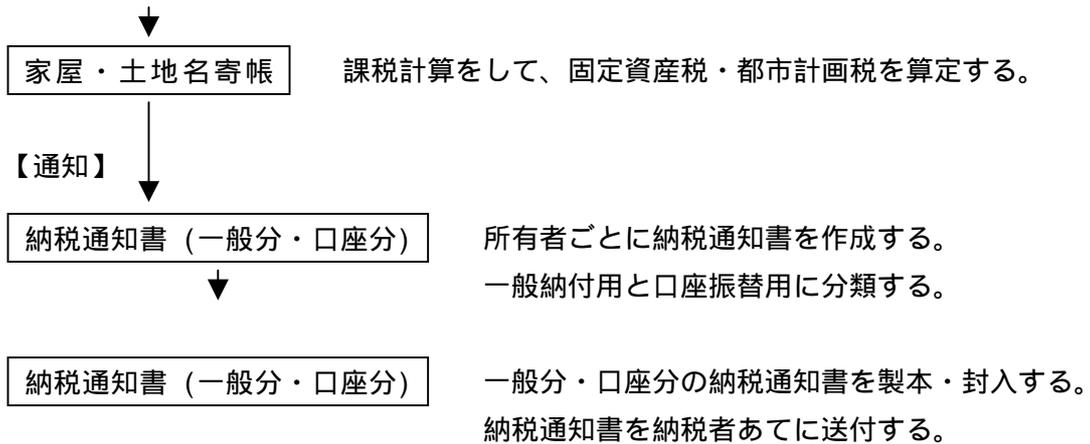


イ. 固定資産税課

(家屋・土地)

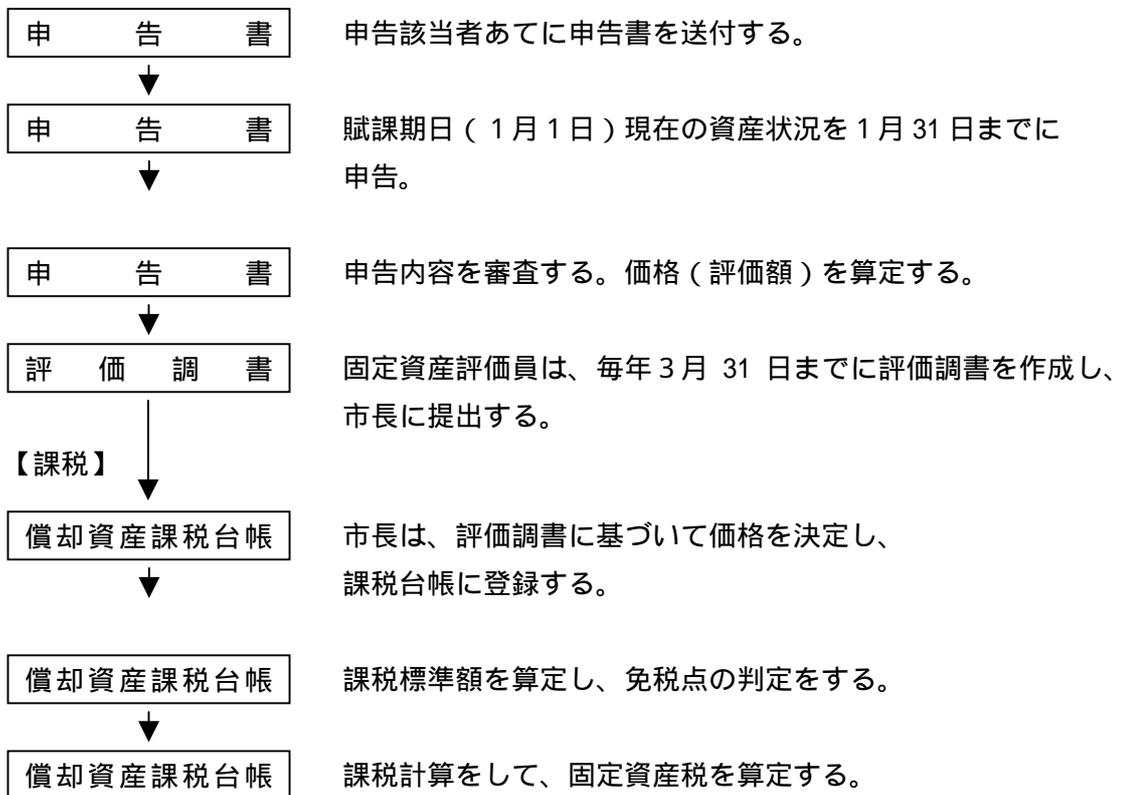
【評価】





(償却資産)

【評価】



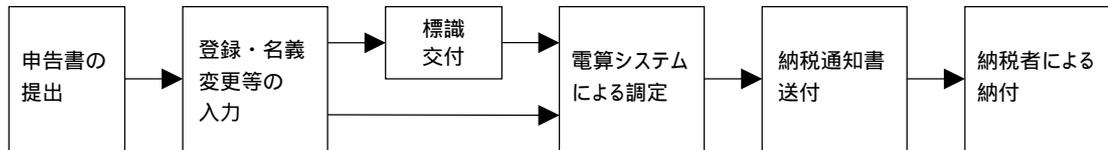
【通知】

「(家屋・土地)」と同様。

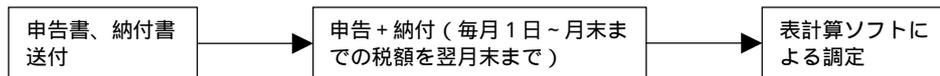
(市資料より)

ウ. 税制課

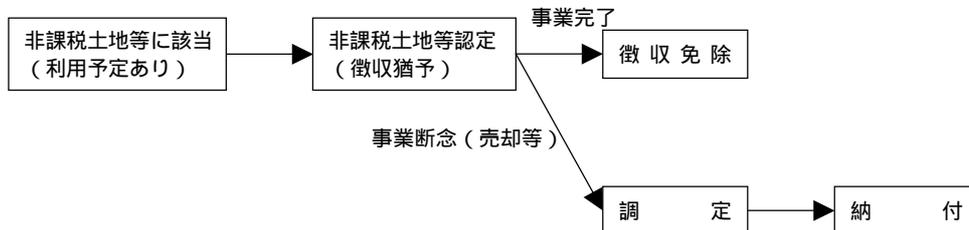
(軽自動車税)



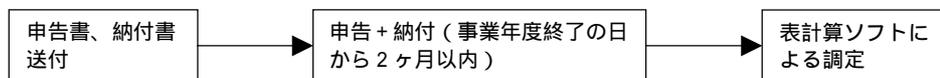
(市たばこ税)



(特別土地保有税)

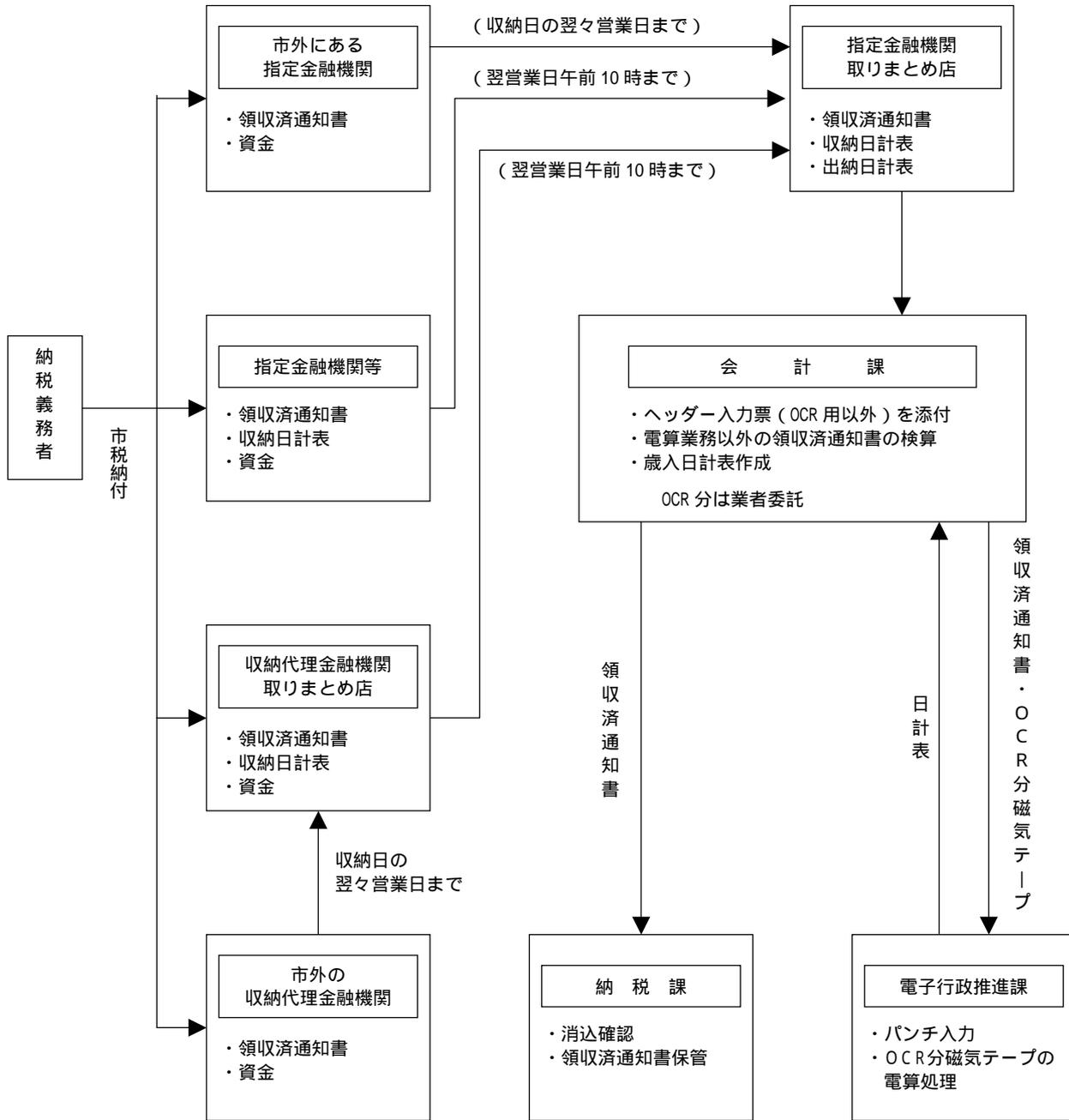


(事業所税)



(市資料より)

工. 納付後の処理



(市資料より)

滞納債権の回収体制と方法

滞納債権の回収は主に税務部納税課整理班・納税第一班～第三班が行っている。各班の人員・業務分掌は次のとおりである。

班	人員	業務
整理班	13名	1 滞納市税の徴収、督促に関する事 2 差押処分に関する事 3 参加差押、及び交付要求に関する事 4 差押財産の公売に関する事 5 滞納処分費の徴収に関する事
納税第一班	11名	1 滞納市税の徴収、督促に関する事 2 差押処分に関する事 3 参加差押に関する事 担当区域：〒273 地区
納税第二班	12名	1 滞納市税の徴収、督促に関する事 2 差押処分に関する事 3 参加差押に関する事 担当区域：〒274 地区及び市北東部
納税第三班	9名	1 滞納市税の徴収、督促に関する事 2 差押処分に関する事 3 参加差押に関する事 担当区域：市外及び千葉県外

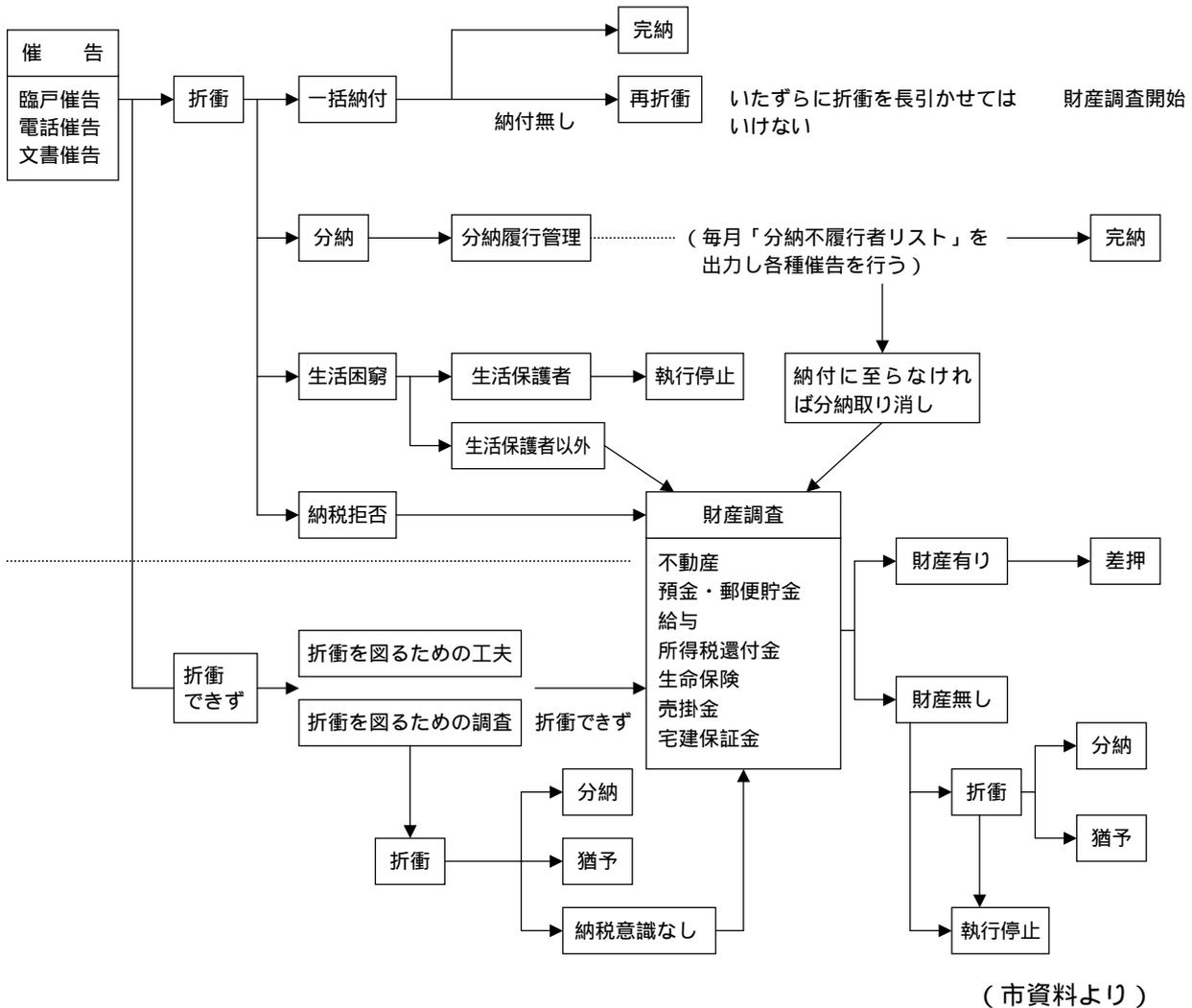
(市資料より)

(注) 上記正規職員の外に、市税収納員5名・徴収事務指導員(国税庁OB)1名がいる。

滞納債権は、財務会計システム及び税滞納整理システム(CARATS 収納支援システム)によって管理されている。後者のシステムは、個人別の滞納状況・回収状況等を管理する台帳としての機能を有している。

滞納債権の回収については、「滞納整理の進め方」・「滞納整理の様式」という業務マニュアルが策定されており、このマニュアルに従った回収作業が行われている。

業務の流れを示すと次のとおりとなる。



(用語の説明)

ア. 分納・猶予

地方税法第 15 条による税金徴収の猶予を言う。特定の事実により納税者が税金を納付できない時に、最長で 2 年間、納付が猶予される。税金徴収の猶予については、第 15 条の 2 (徴収猶予の効果)・第 15 条の 3 (徴収猶予の取消し) 等の規定がある。

イ. 執行停止

地方税法第 15 条の 7 による滞納処分の停止を言う。特定の事実がある場合に、納税者に対する滞納処分が停止する。滞納処分停止が 3 年間継続すると不納欠損となる。また、滞納金の徴収が不可能であることが明らかであるときは直ちに不納欠損とすることができる。滞納処分の停止については、第 15 条の 8 (滞納処分の停止の取消) 等の規定がある。

ウ. 差押

地方税法第 331 条等による財産の差押をいう。

非課税について

ア. 固定資産税課

非課税については、地方税法第 348 条に固定資産税の非課税の範囲について定めている。具体的には第 2 項第 1 号から第 40 号までに定めている。市は、それを「101 公共団体」から「169 非課税仮」までのコードで管理している。市の平成 16 年度固定資産税の非課税の状況は以下のとおりである。

(地積・床面積単位：㎡)

非課税理由	項目	土地			家屋			地方税法第 348 条
		件数	筆数	地積	件数	棟数	床面積	
101 公共団体		23	32,593	13,215,095	10	252	269,854	第 1 項
102 公共の用		1,113	1,364	522,345	6	11	4,171	第 2 項第 1 号
104 水質開発		2	43	10,728	1	4	15,943	第 2 号
113 宗教法人		183	453	326,360	71	134	28,381	第 3 号
114 墓地		246	432	289,116	-	-	-	第 4 号
115 公衆道路		22,956	33,642	1,898,541	-	-	-	第 5 号
116 用悪水路		67	98	3,466	-	-	-	第 6 号
122 教育の用		62	319	977,414	53	330	359,734	第 9 号
123 社会福祉		31	100	152,338	33	112	111,661	第 10 号
124 赤十字社		1	1	5,167	1	4	3,423	第 11 号
127 組合施設		2	10	7,447	2	2	863	第 11 号の 4
131 商工会議		1	2	714	1	2	2,027	第 14 号
138 雇用促進		1	1	3,960	1	2	1,122	第 19 号
146 寄宿用家		-	-	-	1	1	1,515	第 26 号
152 高压ガス (注 1)		2	192	38,874	-	-	-	第 32 号
154 国鉄清算		1	1	1	-	-	-	第 34 号
156 組合事務		2	2	1,006	15	60	51,193	第 4 項
158		1	2	40	-	-	-	(注 2)
163 道路公団		1	3	49	-	-	-	(注 3)
166 課税保留		71	112	22,368	-	-	-	(注 4)
168 鉄軌道複		2	263	43,732	-	-	-	(注 5)
169 非課税仮		2	8	4,176	-	-	-	(注 5)

(市資料より)

- (注 1) コード上は「高压ガス」と記載しているが、実際は都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法第 37 条第 1 項各号に掲げる工事であり、地方税法第 348 条第 32 号に該当する。
- (注 2) 「154 国鉄清算」と同じだが、別コードを設定しているとのこと(別に設定している理由は不明)。
- (注 3) 道路公団建設用地で地目が公衆用道路でないもの。非課税理由としては「115 公衆道路」と同じだが、別コードを設定している(別に設定している理由は不明)。
- (注 4) 登記簿に登録されているが現存しない土地であり、課税を保留している。
- (注 5) 鉄道高架下で賃貸している場合、用途別(鉄軌道・宅地・駐車場)での筆ごとの面積が不明であるため、土地部分を仮に非課税とし、用途別に別途課税している。

市の固定資産税の非課税理由については、便宜的に使用している一部を除き、地方税法第 348 条第 2 項に記載されている非課税範囲と整合している。

また、筆数及び地積の大きいコード(合計地積 100 千㎡以上)のうち、条例にて申告書類の定められているもの(「113 宗教法人」、「122 教育の用」、「123 社会福祉法人」)については、無作為に各 10 件について、船橋市市税条例第 55 条から第 57 条に定められた申告書類と突合し、その処理の妥当性を確認した(抽出事項については、「(2)監査の結果と意見 ア. 条例で定められた申告書類の保管状況について」参照)。

なお、筆数及び地積の大きいコードの中でも「101 公共団体」は所有者が公共団体であれば、即非課税となるため確認との突合を省略した。

第2に「102 公共の用」及び「114 墓地」は、条例等にて申請書類等が定められていない。このうち、前者は、決裁を行っているため、無作為に10件を決裁伺と突合した（抽出事項については、「(2)監査の結果と意見 イ. 条例で定められていない申告書類の保管について」参照）。また、後者は、確認類が一切保管されていないため、確認突合を実施していない（「(2)監査の結果と意見 イ. 条例で定められていない申告書類の保管について」参照）。

第3に「115 公衆道路」は、管理上無作為抽出による確認突合が不可能であり（「(2)監査の結果と意見 ウ. 「115 公衆道路」の物件管理について」参照）、申請書の通査のみ実施した（「(2)監査の結果と意見 エ. 私道申請書類の規程と運用の相違について」参照）。

上記のほか、「166 課税保留」については性質的に早期に解消されるべきものであるため、その発生年度ごとに区分し内容を検討する、いわゆる年齢調べ等を実施し、内容を確認した（「(2)監査の結果と意見 オ. 「166 課税保留」に計上された物件の早期解消の必要について」参照）。

減免について

ア. 市民税課

個人市民税、法人市民税については、地方税法第323条、船橋市市税条例第51条の他、「市民税の減免に関する要綱」及び「降雨災害による被害者に対する市税の減免要領」にて減免規定が定められている。

船橋市市税条例第51条第2項によれば、第1項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、年度、納期の別及び税額、減免を受けようとする事由を記載した申請書に、減免の事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないこととなっている。

個人市民税の平成16年度の減免の内訳は以下のとおりである。

該当する船橋市市税条例	件数
第51条第1項第1号（生活保護法の規定による保護を受ける者）	9件
第51条第1項第5号（第1号～第4号の他特別の事由がある者）	17件
合 計	26件

法人市民税の平成 16 年度の減免の内訳は以下のとおりである。

該当する船橋市市税条例	件数
第 51 条第 1 項第 4 号における公益法人（地方自治法第 221 条第 3 項による団体で市が出資し、又は債務を負担している法人）	4 件
第 51 条第 1 項第 5 号における特定非営利活動促進法（NPO 法人）による法人で収益事業を行わないもの	34 件
第 51 条第 1 項第 5 号における地方自治法第 260 条の 2 第 1 項による認可法人で収益事業を行わないもの	41 件
合 計	79 件

イ. 固定資産税課

固定資産税については、船橋市市税条例第 71 条に減免規定が定められている。また、「固定資産税の減免取扱い要綱」によって、より詳細な規定が定められている。平成 16 年度の区分別減免実績（累計）は以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分		第 1 号 (生活保護)	第 2 号 (公益)	第 3 号 (災害等)	第 4 号 (特別事由)	合計
土 地	件数（件）	106			2,619	2,725
	固定資産税	941			88,299	89,241
	都市計画税	394			18,170	18,564
家 屋	件数（件）	73		52	388	513
	固定資産税	1,079		587	20,405	22,073
	都市計画税	217		131	4,594	4,943
償却 資産	件数（件）				21	21
	固定資産税				721	721
合 計	件数（件）	179		52	3,028	3,259
	固定資産税	2,021		587	109,426	112,035
	都市計画税	612		131	22,764	23,508
	合計	2,634		719	132,190	135,543

（市資料より）

上表のうち、平成 16 年度に減免申請のあった固定資産のうち、市が管理している減免理由ごとに各 1 件計 12 件について、申請書類等の確認を確認した（抽出事項については、「(2)監査の結果と意見 カ. 減免処理誤謬」参照）。

なお、「固定資産税の減免取扱い要綱」のうち第 4 号（特別の事由があるもの）の詳細については、以下のとおりである。

区分	減免の範囲	減免割合	摘要
第4号該当 (特別の事由があるもの)	疾病等により不時に多額の医療費等の支出があった者の所有する固定資産	2分の1以内の減額	減免事由が生じた日以降に到来する納期に係る減額
	町会自治会等の集会所等に供している固定資産(有料で使用しているものを除く。)	免除	直接その用に供し、又は減免事由が生じた日以降に到来する納期に係る減額
	その他特別の事由により市長が必要と認めたもの	市長が適当と認める割合	

平成16年度の減免実績のうち、95%超が第4号該当(特別の事由があるもの)によるものである。このうちについては、具体的基準がない、いわゆるバスケット条項であり、市長が必要と認めたものを、市長が適当と認める割合で減免しており、裁量が非常に広い項目といえる(「(2)監査の結果と意見 キ.「固定資産税の減免取扱い要綱」のバスケット条項について」参照)。

また、減免金額上位10件は以下のとおりである。

所有者名	用途	物件数 (件)	減免額(千円)		
			固定資産税	都市計画税	計
A	調整池	9	44,374	9,508	53,882
	公園	2	2,194	470	2,664
	集会所	14	732	157	889
	計	25	47,301	10,136	57,437
B	保育園・幼稚園	11	4,269	914	5,184
C	保育園・幼稚園	9	1,356	290	1,647
D	保育園・幼稚園	5	1,259	269	1,529
E	集会所	1	1,101	235	1,337
F	調整池	1	1,069	229	1,299
G	集会所	2	848	181	1,030
H	自治会館	1	837	179	1,016
I	集会所	2	702	150	853
J	汚水処理場用地	4	615	131	747

(市資料より)

(注) 減免理由はすべて「第4号 特別事由」となっている。

上記物件のうち、物件ごとの減免金額が10,000千円以上のものについて申請書類等の確認を確認したところ、特に問題となる事項は抽出されなかった。

ウ. 税制課

(軽自動車税)

軽自動車税については、船橋市市税条例第89条、第90条に減免規定が定められている。平成16年度の区分別減免実績(累計)は以下のとおりである。

(単位：千円)

船橋市 市税条例	第 89 条第 1 項			第 90 条第 1 項	合 計
	第 1 号 (公益)	第 2 号 (生活保護)	第 3 号(注) (特別の事由)	第 1 号 (身体障害者等)	
件 数	42	2	99	171	314
金 額	204	2	671	1,041	1,919

(注) 第 3 号の特別の事由とは、主に年齢 18 歳以上の身体障害者と生計を一にする者が所有し運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)等である。

(事業所税)

事業所税については、施設の種類ごとに船橋市市税条例第 149 条第 1 項において、資産割、従業者割の減免割合等につき、減免規定が定められている。平成 16 年度の区分別減免実績(累計)は以下のとおりである。

(単位：千円)

船橋市市税条例 第 149 条第 1 項	施設の種類	資 産 割		従業者割	
		件	減免税額	件	減免税額
第 1 号別表 1 第 3 号	自動車教習所	2	628	0	0
第 2 号別表 2 第 1 号	酒類倉庫	1	897	0	0
第 2 号別表 2 第 2 号	果実飲料倉庫	1	2	0	0
第 2 号別表 2 第 3 号	タクシー業	1	352	4	2,892
第 2 号別表 2 第 5 号	協同組合	1	1,080	0	0
第 2 号別表 2 第 7 号	倉庫業、港湾運送	38	53,451	2	115
第 3 号別表 3 第 2 号	家具倉庫	4	888	0	0
第 4 号別表 4 第 2 号	その他	1	1,399	0	0
合 計		49	58,700	6	3,007

(2) 監査の結果と意見

市民税課

ア. 個人市民税、法人市民税の減免申請書記載漏れ、保管書類について
個人市民税の減免申請書等を査閲した結果は、以下のとおりである。

不備の内容	件数
減免申請書に日付の記載のないもの	10 件
第 51 条第 1 項第 1 号のうち、生活保護の証明書が保管されていないもの	1 件

その他、減免通知書は原本のコピーが保管されていたり、案として承認の段階で回付されたものが保管されていたりと統一されておらず、また、納期別の減免額を示す「減免税額申請書」も一部のみ綴じてあり、綴られてないものについては、別ファイルに保管されており、保管ファイルが統一されていなかった。

法人市民税の減免申請書等を査閲した結果は、以下のとおりである。

不備の内容	件数
減免申請書に日付の記載のないもの	30 件

その他、事業年度や税額の記入がないもの、納税義務者の記載がなかったり、法人名でなく代表者氏名のみでの記載となっているものが散見された。さらに、減免申請にかかる決定通知書をレビューした結果、事業年度の記載誤りと記載漏れ、申告日付の記載漏れも散見された。

【改善策】

(個人市民税、法人市民税)

減免申請書の申請日の記載がなくても、市担当者による受理を示す収受印が押印され、これが納期限を判断する際の基準となる。しかし、申請者本人が、申請日の記載を失念した場合には、あくまでも記載するよう依頼すべきであり、減免に対する市、納税者の意識を高める必要がある。

また、個人市民税においては、減免を受けようとする事由を証明する書類は申請書に添付することになっており、生活保護の証明書については、適切に保管されなければならない。

【意見】

(個人市民税)

減免通知書は減免申請者本人に送付されるものであり、後日のトラブルを回避するためにも、原本のコピーを漏れなく保管すべきである。また、「減免税額申請書」も全て同じファイルに綴り、統一して保管することが望まれる。

(法人市民税)

申請者による記載漏れや記載誤りは、第一義的には担当者がチェックの上、申請者に修正させるのが望ましい。しかし、これが失念された場合には、申請書や決定通知書の承認過程では発見されなければならないものであり、適時適切に修正されることが望まれる。

イ. 法人市民税の未申告法人に対する臨戸徴収について

平成 16 年度より、「法人登録があり、平成 15 年度以前に申告があるが、平成 16 年度は申告されていない法人」について、「未申告法人一覧表」を打ち出し、そのうち、平成 14 年度もしくは平成 15 年度のいずれかの申告がなかった法人、平成 14、15 年度共申告が無く、平成 13 年度以前には申告があった法人 243 件を抽出し、10 月～12 月の間に臨戸徴収を行っている。結果は以下のとおりである。

顛末	件数
申告があった法人	39件
休業もしくは所在不明の法人	155件
不在通知を置いても全く反応がなかった法人	49件

申告があった法人から徴収した税額は2,435千円となっている。休業分については、「法人設立等申告書」にて休業申請をしてもらい、所在不明分については、システム上「停止」として区分し、翌期は申告書を送付しないようにしている。不在通知を置いても全く反応がなかった法人については、未申告法人リストに残して1年間様子を見ることにしている。

これらについては、マニュアルが作成されておらず、臨戸徴収の結果も合計件数、合計金額のみの集計で、レポート化されていない。また、臨戸徴収は平成16年度は実施したが、それ以前は数年前に実施されたのみであり、毎年は行われていない。

【意見】

臨戸徴収を含む未申告法人に対する回収マニュアルを文書化し、実施した臨戸徴収の詳細な集計を行い、レポート化することが望まれる。また、納税者間の公平性及び回収コストと効果を勘案し、有効であるなら、毎年実施することが望まれる。

ウ. 法人市民税における法人税額のチェックについて

法人市民税の法人税割については、国に納付する法人税額をベースに算定される。このため、市では第20号様式に記載されている「法人税法の規定によって計算した法人税額」について、県からの「法人税額等通知書」の法人税額との照合を行っている。これらは、約1万5千件もあるが、担当者が手作業で一件一件照合している。現在、市で使用している電算処理システムは20年以上前のものであり、これらのチェックが自動的に出来ない状況にある。また、国や県との情報の共有化も行われていない。

市では、電子申告の導入に合わせて、これらのシステムを変更する予定にしており、具体的には、県における電子申告の導入予定が平成18年度であるため、同年度において予算要求を行い、平成19年度においてシステム開発、試運転を行い、平成20年度には本格稼働することを目標としている。なお、電子申告については、市川市は、船橋市よりも1年早く導入する予定であり、松戸市、柏市、習志野市、千葉市等については、船橋市と同じ時期を見込んでいるとのことである。

【意見】

人の手によると、ミスが看過される可能性がある他、時間もかかるため非効率である。よって、国や県との情報の共有化を行い、将来的には、第20号様式に記載されている「法人税法の規定によって計算した法人税額」と「法人税額等通知書」の法人

税額を自動的に照合出来る様なシステム構築を行うことが望まれる。

エ. 法人市民税における資本金等の金額、従業者数のチェックについて

法人市民税の均等割額は、資本金等の金額と市内の従業者数を基礎として算定される。資本金等の金額とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。資本金等の金額と従業者の人数とにより、均等割の金額は5万円から300万円までの大きな差が出るが、法人市民税は申告納付であるため、市においては、法人からの自主的な申告に任せており、資本金等の金額や従業者数についてのチェックは行っていない。また、資本金等の金額については、現在のシステムでは、法人の情報として登録されていない。

【改善策】

資本の金額又は出資金額については、「法人設立等申告書」の記載内容であるため、これらと照合することは可能であり、チェックを行う必要がある。

また、従業者数の総人員数については、県からの通知書により照合する必要がある。

【意見】

資本金等の金額については、国税当局よりデータ入手する等情報の共有化を行い、これらによって入手したデータと照合することが望まれる。さらに、将来的には、資本の金額又は出資金額と資本積立金額を法人の情報として登録し、自動的にチェック出来る様なシステム構築を行うことが望まれる。

固定資産税課

ア. 条例で定められた申告書類の保管状況について

市が非課税としている固定資産のうち、条例にて申告書類の提出が定められている非課税理由のうち、大口のもの（合計地積100千㎡）について、無作為で各10件申告書類を確認したところ、申告書類がほとんど保管されていなかった。

具体的な保管状況については、以下のとおりである。

非課税理由	無作為抽出数	保管され、確認した件数	保管率
113 宗教法人	10件	1件	10%
122 教育の用	10件	3件	30%
123 社会福祉法人	10件	(注) 3件	30%

(注) うち、2件は申告書類と非課税明細の面積数値が一致していない。

【改善策】

条例に定められている申告書類は、その保管を適切におこなう必要がある。なお、担当者によると非課税明細と照合しにくい形で申告書類を保管しているため、見つか

りにくく、全て保管されていないという訳ではない、との説明を受けたが、そもそも申告書類の保管方法に問題があるといえる。

いずれにしてもこのような状況は早急に是正する必要がある。極端にいうと現在の状況では、適正に申告書類が提出及び承認され、非課税となっている物件と意図的な不正・誤謬等によって非課税明細に計上された物件との区分も不可能といえるからである。

イ. 条例で定められていない申告書類の保管について

市では、条例で非課税に必要な申告書類が定められているもの以外の非課税事由については、申告書類が保管されていない。

たとえば、「114 墓地」では、法務局の通知及び墓地の経営許可等の資料から、固定資産税課の職員がその物件を非課税として処理しているとの説明を受けた。つまり、墓地として認定され、非課税となった物件について、誰がどういうチェック及び確認を行ったかについて、まったく確証が残っていない状況である。

ただし、「102 公共の用」については、固定資産税課の課長決裁を行っているが、10件無作為抽出のうち、6件は決裁伺が保管されておらず確認できなかった。

【意見】

担当者によると、条例で申告に必要な書類が定められていないため、それらを保管していないとの説明を受けた。しかし、「ア. 条例で定めた申告書類の保管状況について」の【改善策】に記載のとおり、現在の状況では、非課税明細に計上されている非課税物件について、それが適切なチェックを受けて非課税となっているのか、それとも意図的な不正・誤謬等によって非課税となっているのかの区分が不可能である。

よって、これら条例にて申告に必要な書類が定められていない場合についても、非課税申告時の書類について必要な書類を定め（条例には定めなくとも規則等に定めれば足りると思われる）それを適切に保管する必要があると考える。

ウ. 「115 公衆道路」の物件管理について

市は「115 公衆道路」については他の非課税理由とは異なり、物件ごとに非課税明細として管理していない。担当者からは、物件の数が膨大であり（件数 22,956 件、筆数 33,642 筆）、国道、県道、市道等の公道と私道の区分もシステム上していないため、すべての物件を明細として管理する事が困難であることが原因であるとの説明を受けた。

【意見】

「115 公衆道路」のうち、公道は所有者により非課税物件としての特定が比較的容易であることから、明細管理の必要はそれほどないと考えられる。しかし、私道については、非課税明細として管理する必要があると考える。つまり、私道を非課税とす

るには市の定める「私道に係る取り扱い」に適合する必要があるため、その確認書類との照合が網羅的に可能となるような管理が望ましいといえる。現在はシステム上、公道と私道を区分しておらず、件数が膨大となっているため、明細管理が困難であるが、まず、公道と私道をシステム上区分し、少なくとも私道だけは他の非課税理由同様に非課税明細という形で管理することが望ましい。また、道路部の道路台帳との突合を実施することも考えられる。

エ. 私道申請書類の規程と運用の相違について

「115 公衆道路」のうち私道については、「私道に係る取り扱い」によって必要事項を定めている。そこで非課税となる「公共の用に供する道路」についての要件を定めており、必要な申請書類等についても規定している。その規定の主な内容は以下の2点である。

- a. 不動産登記法上未分筆のもの...「求積図」
- b. 以下の事項に該当する場合...「公衆道路認定申請書」を提出（市長宛）
 - () 一つの公道から公道に連絡している私道
 - () 行き止まり道路（袋小路）に隣接した公の機関の施設及び病院・公衆浴場又は、商店等の公共的施設のある私道
 - () 建築基準法の規定により道路位置指定をした私道で現実の利用形態が()又は()に適合する私道

上記の規定にかかわらず、担当者に質問したところ、市長宛の「公衆道路認定申請書」を提出している物件はa. 未分筆物件で、かつb.()~()に該当する物件のみであるとのことである。

【改善策】

「私道に係る取り扱い」の規定ではaとbの要件は別個のものである。よって、分筆されていても、上記b.()~()に該当する物件を非課税とするには、市長に「公衆道路認定申請書」を提出する必要がある。しかし、現在の運用では、当該書類の提出がなくても非課税として処理されており、これは「私道に係る取り扱い」の規定に反しているため、早急に是正すべきである。

オ. 「166 課税保留」に計上された物件の早期解消について

非課税理由「166 課税保留」は、登記簿に登録されているが、現存しない土地であるため、課税を保留している物件である。つまり、ある物件について、登記簿に記載されている状況と現況が異なる場合、その原因を調査するまでの間、課税保留申請することによってその物件の課税を保留し、その原因が解明されたら課税保留解除申請を行うこととなっている。

非課税明細に記載されている課税留保物件の状況は以下のとおりである。

課税保留申請年度	筆数	非課税 対象面積 (㎡)
平成 16 年度～平成 11 年度	13	1,175.92
平成 10 年度～平成 5 年度	10	451.83
平成 4 年度～昭和 62 年度	13	7,031.12
昭和 61 年度～昭和 56 年度	27	2,208.00
昭和 55 年度以前 (注)	2	5,096.00
不 明	47	6,405.59
合 計	112	22,368.46

(市資料より)

(注) 昭和 51 年度以前の申請書類は保管されていない。

【改善策】

上記、課税保留物件の状況から、本来、一時的に非課税としている物件に対する仮コードであるはずの課税保留物件が、その原因を調査されていないまま、放置されており、長期間滞留状態にあるといえる。地方税法第 381 条第 7 項には、必要があると認める場合は登記所に対して、修正その他の措置をとることを申し出ることができることと定められており、登記簿の記載内容の修正も地方税法上、可能である。

よって、本来一時的な非課税理由である「166 課税保留」の内容を確認し、必要であれば、登記所に対し登記簿の記載内容の修正を申し出て、課税保留物件の滞留を早期に解消する必要がある。

カ. 減免処理誤謬について

平成 16 年度になされた減免のうち、以下の物件について処理に誤謬があった。

No	物件番号	総面積 (㎡)	減免対象 面積 (㎡)	固定資産税 減免額 (千円)	都市計画税 減免額 (千円)	減免 理由
	18190448	91.90	91.90	41	8	204
	18268792	99.98	99.98	42	18	204

(市資料より)

上記 2 件は共に減免理由が「204：災害(火災)」によるものである。これは「固定資産税の減免取扱い要綱」第 3 条第 1 項別表第 3 号該当(市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産)に該当し、その減免については、減額事由が生じた日以降に到来する納期に係る減額となっており、本来、減免理由となる事実が発生した年度のみ、減免となるものである。

しかし、 は平成 10 年度、 は平成 14 年度に減免事由である火災が発生し、それ以降の年度も減免され続けている。

この原因を確認したところ、システムへの入力単年でなく、継続にしてしまったため、自動的に減免され続けていたとのことである。さらに については、物件その

ものの特定にも誤謬があったとのことである。

【改善策】

上記2件については、早急にシステム上の継続処理を訂正し、減免過剰部分があるものについては適切な処理が必要である。

また、このような減免処理誤謬のないよう、システム上で継続となっているもののうち、減免理由が単年とするべきものが混入していないか、網羅的なチェックを定期的に行うべきである。

キ．「固定資産税の減免取扱い要綱」のバスケット条項について

地方税法第367条に規定されている固定資産税の減免については、船橋市市税条例第71条に規定し、さらに詳細を「固定資産税の減免取扱い要綱」に定めている。

そのうち、第3条第1項に規定する別表に記載している第4号該当（特別の事由があるもの）の3の記載は、以下のとおりとなっている。

区 分	第4号該当（特別の事由があるもの）
減免の範囲	3 その他特別の事由により市長が必要と認めたもの
減免の割合	市長が適当と認める割合
摘 要	直接その用に供し、又は減免事由が生じた日以降に到来する納期に係る減額

（市資料より 傍点以外）

これは、いわゆるバスケット条項であり、非常に裁量部分が広い規定となっている。なお、具体的な減免割合について担当者に質問したところ、公衆浴場について減免する場合は、「平成12年4月14日付け衛指第45号 厚生省生活衛生局指導課長通知」を根拠に3分の2を減額しているとのことであるが、それ以外については特に規定がないため、全額免除しているとのことである。

【改善策】

第4号該当による減免は減免実績の大半を占めており、影響が大きい。それに対し規定上での具体的な範囲は、「市長が必要と認めた」としかなく、減免割合も同様である。ただし、実際には調整池や公衆浴場、幼稚園（個人経営で非課税対象外）等、範囲がある程度限定されている。

よって、減免に関する裁量が恣意的にならないためにも、実際の減免範囲を分析し、より具体的・詳細な規定を定める必要がある。

ク．非課税物件・減免物件の定期的な現物実査の実施について

非課税物件はその使用用途等に変更がある場合、減免物件はその事由が消滅した場

合には、それぞれ課税対象となる。具体的には、非課税については、船橋市市税条例第 59 条（固定資産税の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告）に、減免については、船橋市市税条例第 71 条（固定資産税の減免）第 3 項に定められており、ともに「直ちに市長に申告しなければならない」としており、いわゆる申告方式となっている。

このような状況で市は、非課税物件及び減免物件について定期的な現物実査を実施していない。

【意見】

船橋市市税条例に定めている申告方式では、非課税物件及び減免物件に対する変更の適時把握が困難である。つまり、物件所有者が意図的に申告しなかった場合や、申告を失念した場合に、それを市が迅速に把握することが必要と思われる。

よって、非課税物件及び減免物件に対し、市が定期的な現物実査を実施することが望ましい。時間的及び人的な制約から、一度に全てを実査することは困難であるため、実施する際はサンプリングによる方法が考えられる。

なお、当該実査を行うにあたっては、「ウ . 「115 公衆道路」の物件管理について」に記載のとおり、システム対応を含んだ物件リストの整備が必要となると考えられる。

ケ. 航空写真による経年変化調査体制について

固定資産税課では、固定資産税の賦課の網羅性を確保するために、航空写真による経年変化について調査を実施している。航空写真の利用によって、前年との物理的な変化をチェックし、特に新築や増築等の固定資産の増加について、課税漏れが生じないようにすることが目的であり、必要であれば現地調査等を実施している。

この実際の作業は、固定資産税課の職員が実施しており、具体的には「土地経年変化調査表」を使用し、作業を実施している。「土地経年変化調査表」の記載状況及び作業の実施状況については、以下の点が見受けられた。

- a. 調査した内容を記載するのにルールがないため、職員ごとに記載形式がバラバラであること
- b. 物件ごとの調査結果について「OK」と記載しているものもあるが、そうでないものもあり、その顛末について網羅性がないこと
- c. 調査作業は、担当者が単独でおこなっており、ダブルチェックの体制でないこと

【意見】

上記 a については、具体的な記載内容についてマニュアル・記載例等を作成し、統一化をはかり、誰がみてもわかるような記載とするのが望ましい。

また、b については、必ず顛末まで記載することによって作業の網羅性を確保する必要がある。よって、作業が終了した「土地経年変化調査表」について上席者等の第三者が作業漏れのないことを確認するのが望ましい。

cについては、現地調査資料作成及び現地調査の実施時間が約1ヶ月（直近では平成17年2月15日から平成17年3月18日に実施）と、時間的に厳しい状況から、全件ダブルチェックするのは現実的に厳しいと考えられる。よって、ランダムサンプリングによるチェック等のダブルチェックの実施が望ましい。

コ．固定資産評価員について

固定資産税・都市計画税の事務手続において、市は地方税法第404条第1項に基づき、固定資産評価員（以下、「評価員」という。）を設置している。評価員は地方税法第409条第4項に基づき、固定資産に係る評価調書を市長に提出することによって、市長が行う固定資産の価格の決定を補助している。さらに地方税法第405条に基づき固定資産評価補助員（以下、「補助員」という。）として、固定資産税課の職員が評価員の職務を補助している。

実際の作業としては、評価員が補助員の提出した資料を元に固定資産評価調書を作成し、市長に提出している。よって、個々の固定資産の評価そのものは補助員が実施しており、評価員はそれを取りまとめているのみであり、補助員の行った作業のチェックを行っている体制とはなっていない。評価員は補助者からの作業上の個々の疑問点・問題点についてアドバイスをを行っているのとどまっている。

【意見】

固定資産税の課税対象となる固定資産が少ない場合は評価員を設置しないとの規定（地方税法第404条第4項）から、評価員は固定資産の評価事務手続上、原則的に必要な制度であり、補助員はあくまでその補助との位置づけから、評価員は、補助員の作業についてその責任を有すると考えられる。

よって、実際の作業についてアドバイスにとどまらず、補助者の作業のチェックも実施することが望ましいと考える。ただし、固定資産税の対象となる固定資産は量的にも膨大であり、さらに時間の制約もあることから、実際のチェックは金額的に重要なもの、あるいはランダムでのサンプルチェックによる実施が妥当と思われる。

サ．「固定資産税の減免取扱い要綱」第3条第1項別表第4号該当2の記載について

地方税法第367条に規定されている固定資産税の減免については、船橋市市税条例第71条に規定し、さらに詳細を「固定資産税の減免取扱い要綱」に定めている。

そのうち、第3条第1項に規定する別表に記載している第4号該当（特別の事由があるもの）の2の記載は、以下のとおりとなっている。

区 分	第 4 号該当（特別の事由があるもの）
減免の範囲	2 町会・自治会等の集会所等に供している固定資産（有料で使用しているものを除く。）
減免の割合	免除
摘 要	直接その用に供し、又は減免事由が生じた日以降に到来する納期に係る減額

（市資料より 傍点以外）

上記の「有料で使用しているもの」とは、一見、集会所等が使用者に対して有料なものを除外しているように解釈しうる。しかし、実際は町会・自治会等の運営主体と当該固定資産の所有者との間に賃貸借契約がある場合に適用している。

【意見】

「固定資産税の減免取扱い要綱」第 3 条第 1 項別表 4 号該当 2 の規定の趣旨が町会・自治会等の運営主体から所有者へ金銭が支払われている場合は減免の対象外とする（所有者が経済的な利益を受けているため）とのことであるため、現在の適用は妥当と考えられる。よって、今後無用の誤解が生じないように当該規定の記載をより趣旨に即した表現で改訂することが望ましい。具体的には非課税の範囲について定めている地方税法第 384 条第 2 項のただし書き（「ただし、固定資産を有料で借り受けたものがこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課すことができる。」）等の記載が参考になると考える。

シ．償却資産申告書審査体制について

償却資産については、申告該当者宛に「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（以下、「申告書」という。）を送付し、提出があった申告書の申告内容を審査することによって価格（評価額）を算定している。申告書の審査は担当者ごとに個別で行っており、ダブルチェックが行われる体制となっていない。

【意見】

申告書の審査期間及び人員面から全件ダブルチェックするのは現実的に厳しいと考えられる。よって、ランダムサンプリング等によるダブルチェックの実施が望ましいと考える。

税制課

ア．軽自動車税の減免について

船橋市市税条例第 89 条、第 90 条によると、減免の申請に関しては、証明書類（例えば、車検証又は標識交付証明書の写し、運転免許証の写し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し等）が必要となる。

平成 16 年度に減免申請のあった軽自動車税のうち、任意に 50 件抽出し、申請書類等の証憑を確認した結果、以下のとおりであった。

不備の内容	件 数
第 89 条第 1 項第 1 号（公益法人）における減免申請に関して、車検証の写しが保管されていなかったもの。	5 件のうち 3 件
第 89 条第 1 項第 2 号（生活保護）における減免申請に関して、運転免許証の写しが保管されていなかったもの。	2 件のうち 2 件
減免申請書における申請日の記載がないもの	50 件のうち 16 件

その他、車両番号や氏名の記載誤りについて、市担当者が鉛筆で訂正を行っているものが散見された。

【改善策】

減免申請に関する証明書類は、必ず入手し、適切に保管する必要がある。また、船橋市市税条例第 89 条第 2 項によると、減免申請は納期限前 7 日までに減免申請書の提出を行わなければならないとされており、これは市担当者が減免申請書を受け取り、收受印を押印した日を基準としているが、減免申請書において申請日の記載がない場合には、減免申請書を直接持参してきた場合等、申請者が記載することが可能な場合においては記載するよう要請し、実際の受領がいつであったか明確にしておくべきである。さらに、申請者の記載誤りの修正については、後の改ざん防止の意味からも、鉛筆ではなくボールペン等を用いて二重線を引き、担当者が訂正印を押印し、責任の所在を明らかにしておく必要がある。以上のように、減免に対して、もっと市や納税者の認識を高める努力をする必要がある。

イ. 事業所税の減免について

事業所税の減免については、船橋市市税条例第 149 条に定められており、市担当者は、減免額の金額について表計算ソフトを用いて計算している。また、これらで計算された床面積、税額を「事業所税減免決定通知書」に記入を行い、課長承認の上、申請者に送付している。

平成 16 年度に減免申請のあった事業所税のうち、49 件全件について申請書類等の証憑を確認した結果、1 件について、「事業所税減免決定通知書」の減免対象床面積が相違していた。

【意見】

上記の「事業所税減免決定通知書」の床面積の相違は、担当者による単純な入力ミスとのことである。これらは案の段階で課長までの承認手続きがなされているが、その過程でも発見されなかったものである。承認については、厳重なチェックが行われることが望まれる。また、自動的に「事業所税減免決定通知書」が発行される様なパ

パッケージソフト等の導入を検討すべきではないかと思われる。

ウ．事業所税の調定額計算について

現在、市における事業所税申告の年間件数は 800 件程度であり、個々にチェックすることが可能であると考えているため、事業所税調定額の計算を行っている「調定補助簿」は、表計算ソフトによって作成されている。ここでは、資産割、従業者割の算定に必要なデータ（課税標準床面積、課税標準給与総額、減免、非課税等）を入力し、調定額が計算される。担当者がこれらと、計算チェックを行った申告書の金額と照合することによって、あるべき事業所税の正確性を確保しようとしている。しかし、表計算ソフト自体は計算式の範囲を間違えただけでも、誤った調定額が計上される可能性があり、また、改ざんのリスクも考えなければならない。因みに、近隣他市においては、独自のオンラインシステム、もしくはパッケージソフトを使用しているところが多いようで、市同様、表計算システムを使用している近隣他市においても、パッケージソフト移行への予算要求は行っているとのことである。

【意見】

より正確な課税計算を目指し、近隣他市におけるシステムの流れに遅れをとらないためにも、事業所税算定のための専用のパッケージソフト等の導入、あるいは他の税金と関連した統合システムの導入によって、調定額の計算を行うことが望まれる。

エ．事業所税の網羅的な捕捉について

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割額と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割額の合計により算出される。市では、前者については、建築確認台帳との照合をしたり、事業所の売却や取り壊しの場合に、出来るだけ電話等で次の入居者を聞くようにするなどして、課税客体の網羅性が確保されるように努めている。しかし、後者については、納税義務の有無の基準となる従業者数の正確性の確認が十分実行されているとはいえない。

【改善策】

法人市民税申告書に記載されている船橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者の人数を利用するなど、従業者数の正確性の検証を行う必要がある。

オ．事業所税別表「非課税明細書」「課税標準の特例明細書」について

事業所税の非課税については、地方税法第 701 条の 34 に規定されている。また、課税標準の特例については、地方税法第 701 条の 41 に規定されている。これらの床面積の妥当性については、前年度申告書と照合したり、「非課税明細書」「課税標準の特例明細書」と申告書の鑑に記載されている面積との照合を行うことによりチェックを実施している。しかし、「非課税明細書」については、「勤務者の福利厚生施設該当

の内訳」の記載がなく、合計だけが記載されているものや、逆に内訳が書いてあるのに合計が記載されていないものがあったり、また、「課税標準の特例明細書」については、根拠条項の記載がないもの等が散見された。

【意見】

事業者に記載漏れのないように申告書提出時によく指導することが望まれる。上記で失念された場合でも、合計額、根拠条項等市担当者により追加が可能な部分に関しては、適宜修正を行うことが望まれる。

納税課

ア. 督促について

納税者が税金を滞納したときは、地方税法第 329 条第 1 項等及び船橋市財務規則第 49 条により納期限後 20 日以内に督促状を送付しなければならない。市はこの法律及び規則に従い、各種税金の督促状を年 9 回発送している。

納税者の中には、納期限日の翌日以降に税金を納付する者がいる。このような納期限日の翌日以降の納付は、多い日で 1 日に 1,000 件以上もある。督促状は、これらの納付による入金処理した後に税金収納システムから自動出力されるが、督促状出力後においてもなお納税者からの納付がある。

このような納税者に督促状を発送すると、行き違いがあった場合はご容赦願いたいという注意書きを記載しているにもかかわらず、本人からのクレームが集中し、市はその対応に苦慮する。また、無駄な郵便料金を支払うことにもなるので、市は督促状出力後に納付が確認された者の督促状を担当課で抜き取る作業を行っている。

市は平成 15 年度の途中まで 20 日以内に督促状を発送していたが、この抜き取り作業に時間がかかるため、現在は 30 日以内に督促状を送付している。近隣他市も同様の作業を行っている。ただし、クレーム処理と無駄な郵便料金の発生を承知のうえで 20 日以内に発送している市もある。

【改善策】

税金の滞納者に対する督促状は、地方税法第 329 条第 1 項等及び船橋市財務規則第 49 条に従い、納期限後 20 日以内に発送されなければならない。

ただし、督促状の抜き取り作業に時間がかかることを勘案すると、実務上、納期限後 20 日以内に発送できないことも理解できるので、市は地方税法第 329 条第 3 項による期間の変更を検討する必要がある。

イ. 納税の猶予について

税金の納付については、地方税法第 15 条により一定の要件に合致した場合に限って納税が猶予される。市では納税の猶予を分納と呼んでいる。分納は、納税者から提出された「未納の市税債務の承認及び納税誓約書」(以下、「誓約書」という。)を納

税課長が承認することによって認められる。この誓約書は債務の承認を兼ねており、時効の中断事由となる。分納は CARATS 収納支援システムにより管理され、滞納整理票という帳票によりその履行状況が確認される。

分納は「市税に関する文書の様式を定める規則」第 16 号様式・第 17 号様式によって、定型の申請書・許可書が定められているが、市はこれらを使用せず、上記の誓約書によって分納を認めている。

第 16 号様式は納税者による分納の申請書であり、次の事項が記載される。

- ・徴収猶予を受けようとする金額及び期間
- ・納付（入）が困難である理由
- ・担保提供の有無及び理由
- ・差押解除申請の有無及び理由
- ・納付（入）計画

第 17 号様式は分納申請書に対する許可書であり、次の事項が記載される。

- ・徴収猶予金額及び猶予期間
- ・該当法条
- ・担保提供の有無
- ・差押解除申請の有無と解除の可否
- ・納付（納入）計画

第 16 号様式と第 17 号様式が使用されていないことから、次の問題点が確認された。

a. 分納を認める理由について

誓約書には、地方税法第 15 条第 1 項の第何号に該当して分納が認められたかが記録されていないため、本来、第 16 号様式・第 17 号様式によってチェックされるはずの「分納を認める理由」が十分に検討されていない。分納を認める根拠が明記されない現状の承認手続では、納税者が安易に分納を申請し、市が許可してしまう可能性がある。

なお、滞納整理票や誓約書からは分納を認める理由が把握できなかつたため、監査において分納の許可が適法であるかどうかを検証することができなかつた。

【改善策】

分納は、市税に関する文書の様式を定める規則第 16 号様式・第 17 号様式に従った申請書・許可書により適切に承認されなければならない。また、監査において分納の許可が適法であるかどうかを検証することができなかつたので、市は、分納許可者が地方税法第 15 条第 1 項の第何号に該当して分納を許可されたかを早急に確認する必要がある。

また、地方税法第 15 条第 1 項第 5 号による分納は、納税課長の承認に裁量の余地があり、主観が入る可能性がある。よって、適用する場合は具体的な基準を設け

る必要がある。

b. 納付計画について

誓約書には、納付計画（返済計画）を記載することになっている。1回の返済額は、生活状況の調査により返済可能と考えられる金額を算定し決定する。しかし、誓約書を作成する際に納付計画が確定していない場合は、計画欄に何も記載されない場合がある。平成16年度の誓約書綴りを確認したところ、納付計画が記載されていない誓約書が3件あった。

【改善策】

納付計画が白紙のままであると、納税者の納税意識が薄れ、滞納金の回収が進まない可能性がある。納付計画の記載は誓約書の必須な記載要件である。よって、計画が確定していない場合は、誓約書の記載内容不備として分納を承認すべきではない。

c. 納税課長の未承認について

税金を分納している納税者の中に、返済能力から見て1年以内に滞納金を完済できると納税担当者が判断し、誓約書を作成していない例があった。この場合は、納税課長の承認がなく担当者レベルで分納を認めたものである。

【改善策】

分納は、滞納金が1年以内に完済されるかどうかという事とは関係なく、必ず納税課長の承認を受けて実行されなければならない。誓約書が作成されていない分納については、早急に誓約書を作成し、納税課長の承認を得なければならない。

d. 担保徴取について

分納が実施される場合は、地方税法第16条第1項により50万円以下又は特別の事情がある場合を除き、担保を徴取しなければならない。この規定は実務上、国税の場合に実施されており、地方税ではほとんど実施されていない。市も担保の徴取は行っていない。ただし、市はその代わりとして分納が不履行になった時の対応策を定めており、1回でも不履行が生じ催告してもなお納税者が滞納金を納付しない時には滞納処分を実行するという体制を採っている。ただし、この対応策は地方税法第15条の3第1項の徴収猶予の取消しに関する運用マニュアルと考えられ、第16条第1項の運用マニュアルとは言えない。

担保の徴取は、滞納処分時に差押財産等がない場合に備えて行う手続であり、必ず行わなければならない。なお、現状の誓約書には、担保徴取に関する情報を記載する場所がない。「滞納整理の進め方」にも担保徴取の手続が記載されていない。

【改善策】

分納時には、地方税法第 16 条第 1 項に従って担保を徴取すべきである。ただし、土地等の不動産は既に抵当権が設定されている場合が多く、後順位の抵当権を設定しても担保としての実効性が低いので、同項にある有価証券・自動車等の金融資産・動産に質権設定や譲渡担保を実行したり、保証能力のある保証人から保証を得るなどの手段を採るべきである。

e. 分納の期間について

地方税法第 15 条第 1 項・第 2 項及び第 15 条の 3 第 1 項第 1 号によると、分納期間が 2 年を超過しても納税者が滞納金を完納しない時は滞納金を一時に徴収することができる。第 15 条の 3 第 1 項は一括徴収を強制する規定ではないが、市ではこのような場合、滞納処分を行う方針を採っている。

分納期間が 2 年を超過しているかどうかは、年 2 回発行する担当者別滞納者一覧表で各納税担当者が確認しているが、50 万円未満の滞納者については担当者以外の者による検証は行われていない。また、現状の CARATS 収納支援システムには、分納期間が 2 年を超過しても完納していない納税者を抽出する機能が備わっていない。

【改善策】

分納期間が 2 年を超過した納税者に対して、漏れなく滞納処分が実施されているかを納税担当者以外の者が確認する体制を構築すべきである。

f. 延滞金の免除について

地方税法第 15 条の 9 によると、第 15 条第 1 項による徴収の猶予（分納）を認められた場合は、猶予した市税の延滞金のうち災害等又は事業の廃止等による猶予期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額が免除される。しかし、現状の CARATS 収納支援システムでは第 15 条第 1 項の第何号に該当して徴収の猶予が認められるかという入力項目はあるが、システム上は猶予として処理していないため延滞金が満額で計算されており、同条による免除が実施されず延滞金が徴収されている納税者がいると考えられる。なお、このような延滞金の計算は、CARATS 収納支援システムを導入する以前から行われていた。

【改善策】

地方税法第 15 条第 1 項による徴収の猶予は、そのほとんどが第 15 条の 9 によって延滞金の 2 分の 1 を免除されると考えられる。従って、市は第 15 条第 1 項による分納を認めた納税者から延滞金を過大に徴収していると考えられる。市は第 15 条の 9 による延滞金の免除に係る事実関係を早急に調査し、適切な対応を図らなければならない。

ウ. 滞納整理の進め方について

市税滞納整理業務図（「(1)収入事務の概要 滞納債権の回収体制と方法」参照）には、次のような問題点がある。

a. 分納・猶予について

催告しても折衝できない場合に、最終的に折衝ができた納税者に対しては分納と猶予が認められている。しかし、分納については分納不履行後の対応が図示されておらず、ルールが明確となっていない。また、猶予については、どのような場合に認められるかという基準がない。従って、安易に猶予が認められてしまう可能性がある。

b. 財産無しの場合について

財産調査後、財産無しと判断された場合は、再び折衝後に分納と猶予が認められている。これは、地方税法第 15 条の 7 第 1 項が「滞納処分の執行を停止することができる。」としているため、財産がなくても必ず執行停止とするのではなく、再度、分納等が行われる場合である。財産が無い状態から分納を認めると、滞納金回収の確実性は低くなる。財産無しの状態から再び分納を認める場合は 1 回でも不履行になれば執行停止とするのが望ましいと考えるが、業務図では分納後の対応が図示されておらず、ルールが明確となっていない。また、猶予はどのような場合に認められるかという基準がない。財産がない状態の納税者については、納付を猶予するよりもむしろ執行停止とする方が適切であると考えられる。

【改善策】

a については、分納不履行後の対応を図示する必要がある。また、猶予の具体的基準を定める必要がある。

b については、分納不履行後の対応を図示するとともに、財産無しで分納もできない場合は、猶予ではなく執行停止とすべきである。

エ. 執行停止について

平成 16 年 5 月に地方税法第 15 条の 7 第 5 項による即時の執行停止となった滞納金 3,226 千円がある。この執行停止を受けた納税者は、換価できる財産がないことから平成 11 年 2 月に国税局から即時の執行停止を受けており、平成 13 年 6 月には一部残っていた消費税についても即時の執行停止を受けている。また墨田都税事務所も平成 15 年 5 月に執行停止後 3 年で不納欠損処理をしている。なお、納税者の所有不動産は平成 15 年 6 月に競売が終了している。こうした事実を勘案すると、市の即時の執行停止はかなり遅いと考えられる。

【改善策】

国税局や墨田都税事務所の執行停止は、地方税法第 15 条の 7 第 5 項の「徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当すると考えられ、この時点で即時の執行停止により不納欠損処理を行うべきであったと考えられる。

このように即時の執行停止が遅くなると、徴収が不可能と判断される滞納金が市の財産に計上されたままとなり、適切な決算内容が開示されないことになる。また不要な管理コストが発生し続けるので、市は国税局等の執行停止の情報を適時に把握し、不納欠損処理を行わなければならない。

オ. 差押について

a. 滞納処分の実施時期について

地方税法第 331 条第 1 項第 1 号等及び船橋市財務規則第 50 条第 1 項によると、滞納金が督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに収納されない時は、直ちに滞納処分が行われなければならない。しかし、実務では納税者への催告や折衝等に時間がかかり、10 日が経過して納付等に至らない場合でも滞納処分が実行されていない。滞納者も当該法令等によって差押等の滞納処分が実行される事は理解していないと考えられる。当該規則等によって滞納処分が行われないと、法令が想定しない長期間にわたって催告や折衝が続き、滞納金の回収が著しく困難となってしまう可能性がある。

【改善策】

滞納処分は地方税法第 331 条第 1 項第 1 号等及び船橋市財務規則第 50 条第 1 項に従い、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに収納されない時は、直ちに滞納処分を行わなければならない。また、当該法令等を徹底するために、滞納者に制度の内容を十分理解させる必要がある。

b. 滞納処分を行っていない高額滞納者について

滞納金 10,000 千円以上の高額滞納者リストにおいて、滞納年度が古く（平成 13 年度以前）執行停止や差押が行われていない納税者は次のとおりである。

（単位：千円）

滞納者	滞納金額 (本税のみ)	滞 納 税 目	滞納年度 (平成)
A	48,255	固定資産税	12～16
B	36,786	個人市民税・固定資産税	13・14・16
C	35,258	法人市民税・固定資産税	7～15
D	25,446	個人市民税・固定資産税・軽自動車税	10～16
E	23,161	個人市民税・固定資産税	8～13
F	22,005	法人市民税・固定資産税	9～16
G	21,326	個人市民税	11～13
H	20,495	個人市民税・固定資産税・軽自動車税	12～16
I	19,591	固定資産税	11～16

滞納者	滞納金額 (本税のみ)	滞 納 税 目	滞納年度 (平成)
J	16,810	個人市民税・固定資産税	5・9・10
K	16,589	個人市民税・固定資産税	11～16
L	15,735	個人市民税・固定資産税	11～16
M	15,159	個人市民税	12・16
N	14,995	個人市民税・固定資産税	12～16
O	14,917	個人市民税・固定資産税	12～16
P	14,910	固定資産税	13～16
Q	14,896	法人市民税・固定資産税	13～16
R	13,836	固定資産税	12～16
S	12,335	固定資産税	13～16
T	11,096	固定資産税・都市計画税	12～16
U	10,483	固定資産税	10～13

(市資料より)

地方税法第 15 条第 3 項によると分納の期間は最長で 2 年となっている。2 年を超えても完納できない場合又は 2 年以内に納付不履行となった場合には財産の差押が実行される。差押実行後も可能な限り、滞納金は分納により回収される。また財産が無い場合も、執行停止とならない限り再び分納となる。従って、上表のようにかなり古い年度の市税が滞納金として残ってしまう。

執行停止は主に地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号の「滞納処分をすることができる財産がないとき。」に認められる。従って、上表の滞納金は財産があるために執行停止ができない状態にあると考えられるが、財産の差押が実施されていない。

上表の一部の納税者について、差押を実行しない理由を確認したところ、「差押を実行すると銀行から借入金の一括返済を受けるので猶予する」というような、納税者の個人的な理由により差押が猶予されている案件が見受けられた。また、一度は分納不履行によって差押を実行したが、その後一部の滞納金につき分納が行われたために差押を解除している案件もあった。

市作成の「市税滞納整理業務図」では、財産が有る場合は差押を行うと図示されている。従って、財産があれば納税者の事情とは関係なく差押が実行されなければならない。また、差押の解除は主に地方税法第 15 条の 2 第 2 項・第 15 条の 5 第 2 項・第 15 条の 7 第 3 項によって認められるので、分納不履行者が差押後に再び分納を行ったとしても差押の解除は認められない。

【改善策】

滞納処分による差押は、必ず地方税法及び市作成の「市税滞納整理業務図」に準拠して実行されなければならない。上表以外にも差押が実施されていない納税者がいると考えられるので、市は差押をしていない納税者をリストアップし、早急に差押を実施しなければならない。

カ. 差押状況の進捗管理について

差押財産の多くは不動産であり、既に民間債権の抵当権が設定されている場合が多い。このような差押財産は公売による換価が難しく、差押をしてもいわゆる「塩漬け」の状態となっている。塩漬けの差押財産は全体の 30%を超えており、早急な処分が必要となっているが、市は差押財産の進捗管理一覧表を作成していない。

市は平成 16 年度に差押状況を精査し、民間債権に劣後して滞納金の回収がほぼ不可能と判断される納税者について地方税法第 15 条の 7 第 5 項による不納欠損処理を行っている。

【意見】

市は差押財産の進捗管理一覧表を作成し、換価による滞納金の回収を促進しなければならぬと考える。また、地方税法第 15 条の 7 第 5 項によって不納欠損処理すべき滞納金を適確に把握しなければならないと考える。

キ. 延滞金の管理について

市は船橋市市税条例第 19 条に従い、滞納金について延滞金を徴収している。延滞金は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、年 14.6%の割合で計算された金額となる。(ただし、納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間については年 7.3%で計算された金額となる。)市では、この規則に基づき CARATS 収納支援システムで延滞金を計算している。

しかし、この延滞金はシステム上で計算されているだけで、市の収入未済額には含まれていない。延滞金は船橋市財務規則第 30 条第 2 項に従い、収入金を収納したときに調定されるため、未収の時点では市税債権として調定されないと考えられる。

CARATS 収納支援システムでは、各納税者の延滞金の計算が日々更新されているため、例えば平成 16 年度末の延滞金を指定してデータを出力するということはできない。従って、市では平成 16 年度末現在の延滞金総額を把握していない。延滞金は滞納期間が長いと本税よりも多くなる場合があり、市の延滞金総額は相当な金額になっていると予想される。

また、滞納金の納付状況を見ると、入金額は過年度の本税に優先して充当され、延滞金が何年分も残っている納税者が見受けられる。このような処理は、収入未済額として計上している本税を早急に回収して収納率を高めたいという意向によって行われていると推測されるが、通常は古い滞納金から本税と延滞金を順次消し込んで行くべきである。

延滞金の徴収状況については、福山市が作成した平成 16 年度の「中核市滞納整理状況」(以下、「福山市の資料」という。)という比較表によって分析を行うことができる。この比較表をもとにして、市・関東の中核市(宇都宮市・川越市・横須賀市・相模原市)・中核市 35 市平均の平成 16 年度における延滞金徴収額及び収入未済額(滞納繰越額)に対する延滞金徴収額の比率を示すと次のような表になる。

(単位：千円・%)

中核市名	平成 16 年度の平均滞納繰越額				延滞金 徴収額	徴収額の 比率 (= / × 100)
	年度初めの 滞納繰越額	不納欠損額	翌年度への 滞納繰越額	平均滞納繰越 額 (= (+ +) / 2)		
船橋市	8,508,789	1,157,227	7,387,198	8,526,607	186,087	2.2
相模原市	5,187,687	631,963	4,691,422	5,255,536	137,999	2.6
横須賀市	5,199,925	346,513	5,090,716	5,318,577	136,493	2.6
宇都宮市	6,167,495	861,005	5,906,056	6,467,278	123,481	1.9
川越市	5,495,741	491,403	5,635,083	5,811,114	72,919	1.3
中核市平均	5,338,452	542,266	5,196,445	5,538,582	112,910	2.0

上表を見ると、市は関東の中核市の中で延滞金徴収額が第1位となっている。なお、市の延滞金徴収額は中核市 35 市の中でも第1位である。しかし、市は平均滞納繰越額が多いため、延滞金徴収額の比率は関東の中核市の中で第3位となっている。

徴収額の比率()は、滞納金に対する延滞金の利率である 14.6%に近い数値となるはずであるが、実際は上表のとおり、かなり低い数値となっている。市のみならず中核市全体が、延滞金を十分に徴収できていないことがわかる。

【改善策】

市は延滞金総額を把握し適切に収納していくために、少なくとも年1回は総額を集計した帳票を出力し保管する必要がある。

また、滞納の防止と納税者間の負担の公平を図るために加算される延滞金は、本税と同等に回収されるべきであり、収納金を本税に優先して充当していく処理は行うべきではない。

【意見】

上表のとおり、市の延滞金徴収額は、その絶対額だけで見ると関東の中核市の中で第1位となっているが、平均滞納繰越額に対する延滞金徴収額の比率は、関東の中核市の中で中位にある。市は延滞金全般の徴収体制を強化し、滞納金に対する延滞金の徴収を徹底する必要があると考える。

ク. 収納率・不納欠損額と対策について

市税の収納率と不納欠損額について、船橋市・関東の中核市(宇都宮市・川越市・横須賀市・相模原市)・中核市 35 市平均を比較すると次の表のようになる。(比率は比較の関係上、小数点第2位まで表記している。)

(現年分) (単位 : %)

中核市名	収納率		調定額に対する 不納欠損額の比率	
	15 年度	16 年度	15 年度	16 年度
船橋市	97.71	97.82	0.05	0.04
相模原市	98.30	98.48	0.08	0.03
横須賀市	98.25	98.46	0.05	0.01
川越市	97.71	97.97	0.00	0.00
宇都宮市	97.28	97.59	0.09	0.13
中核市平均	97.86	97.93	0.05	0.04

(市資料より)

収納率は関東の中核市では第 4 位であり、中核市平均を下回っている。不納欠損額の比率は関東の中核市では第 2 位であり、中核市平均と同じである。

(過年度分) (単位 : %)

中核市名	収納率		調定額に対する 不納欠損額の比率	
	15 年度	16 年度	15 年度	16 年度
船橋市	18.26	20.67	10.16	13.20
相模原市	22.70	24.79	16.11	11.61
宇都宮市	23.08	21.38	13.06	12.23
川越市	14.86	15.89	6.35	8.94
横須賀市	15.66	15.11	6.37	6.54
中核市平均	18.67	18.33	9.40	9.72

(市資料より)

収納率は関東の中核市では第 3 位であり、中核市平均を上回っている。不納欠損額の比率は関東の中核市では最上位であり、中核市平均を上回っている。

(現年分・過年度分合計) (単位 : %)

中核市名	収納率		調定額に対する 不納欠損額の比率	
	15 年度	16 年度	15 年度	16 年度
船橋市	89.63	90.57	1.08	1.28
相模原市	93.71	94.60	1.06	0.64
横須賀市	92.02	92.42	0.53	0.48
宇都宮市	91.72	92.10	1.06	1.01
川越市	88.74	89.43	0.69	0.93
中核市平均	91.75	91.91	0.79	0.77

(市資料より)

収納率は関東の中核市では第 4 位であり、中核市平均をも下回っている。不納欠損額の比率は関東の中核市では最上位であり、中核市平均を上回っている。つまり、収納率が低く、不納欠損処理額が多いということになる。

市の平成 16 年度末における収入未済額の滞納年数別件数と金額は収入事務の概要において記載したとおりであるが、1 件当たりの平均金額を併記すると次のようになる。

(単位：千円)

年 数	件数	金額	平均金額
1 年以内	3,669	161,803	44
2 年以内	3,692	208,158	56
3 年以内	3,741	256,688	68
4 年以内	3,895	284,432	73
5 年以内	15,668	1,436,127	91
5 年超	11,783	5,032,433	427
合 計	42,448	7,379,641	173

(市資料より)

また、収入未済額の現状は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

状 況	件数	金額	平均金額
分納中	6,488	634,150	97
差押中	1,331	3,378,280	2,538
その他	34,629	3,367,211	97
合 計	42,448	7,379,641	173

(市資料より)

(注)その他には財産調査中が含まれている。

なお、福山市の資料によれば、市・関東の中核市の平成 16 年度における差押の状況は次のとおりとなる。

(単位：件)

中核市名	差押財産の内訳							合 計
	電 話 加入権	不動産	給 与	預 金	国 税 還付金	動 産	その他	
船橋市	-	179	2	41	15	-	9	246
相模原市	60	1,147	24	707	75	-	275	2,288
横須賀市	428	501	685			-	19	1,633
川越市	595	248	65	142	56	-	5	1,111
宇都宮市	153	370	4	129	25	1	181	863

市は、差押件数が関東の中核市の中で最も少ない。市の差押財産は不動産に偏っており、電話加入権・給与・預金・国税還付金に対する差押は他市と比較するとかなり少ない。

また、収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）は次のとおりである。

（単位：千円）

滞納原因	件数	金額	平均金額
事業不振	609	1,697,868	2,787
破産・倒産	139	338,915	2,438
事業休廃止	44	209,152	4,753
納税意識欠如	375	525,565	1,401
借入過多	453	995,586	2,197
死亡	79	243,234	3,078
所得減	396	492,234	1,243
行政・課税不満	29	78,046	2,691
その他	288	632,306	2,195
合計	2,412	5,212,906	2,161

（市資料より）

（注1）滞納額 500 千円以上で集計している。

（注2）納税意識欠如とは次のような滞納者をいう。

- ・納税の意識が低い又は欠落している。
- ・民間債務・国税・県税の納付を優先し、市税については最後に納付との意識を持っている。
- ・市から恩恵を受けていないと考えている。
- ・短期滞在の外国人。

これらの表を見ると、差押中又は財産調査中の状態で5年以上滞納している収入未済額が全体の90%前後あることが分かる。しかも5年超で差押中の収入未済額が多額となっていることが分かる。また、事業不振・借入過多・所得減・納税意識欠如という理由による滞納が多いことも分かる。

これらを総合すると、納税者側の事情を考慮する余り、差押財産の換価ができない又は差押すらできないまま市税債権の回収が遅延し、長期間にわたって滞納金が累積しているという事実が浮き彫りとなってくる。

市が、関東の中核市の中で収納率が低く不納欠損額の比率が高くなっている理由はこの辺にあるのではないかと考えられる。

市は平成 16 年度に「滞納整理の方針」を定め、収納率の向上を目指した。当該方針の内容をまとめると次のようになる。

区 分	内 容
目標数値	市税収納率を 90%以上引き上げる。 予算の確保（徴収担当課として、市税歳入予算の確保に努める。）
1. 効率的な滞納整理	(1) 自主納税の啓発
	(2) 高額滞納事案（50 万円以上）の整理
	(3) 年度内処理の徹底 ・ 6 月を滞納整理のスタートとし、9 月までを滞納繰越分、10 月以降は現年度分の整理期間とする。 ・ 小額滞納者は、収納員制度を活用し効率的に整理する。分納の早期解決。 ・ 延滞金の厳正な徴収
	(4) 進行管理表の作成
	(5) 数値目標の設定 ・ 第 1 班～第 3 班は目標収納率 25%、整理班は目標収納率 10%
	(6) 時差出勤制度の導入
2. 徴収体制の充実	(1) 特別滞納整理の実施 ・ 休日臨戸、夜間臨戸、夜間電話催告等
	(2) 納税窓口の拡大 ・ 船橋駅前総合窓口センターに夜間、休日等も納税できる窓口を開設。
	(3) 市税収納員の活用
	(4) 市税徴収指導員の活用 ・ 国税 OB の登用、悪質滞納者への厳正な対応。
	(5) 職員研修の充実
	(6) 班長とリーダー
	(7) 臨時課内会議の実施
3. 滞納処分強化	(1) 差押処分
	(2) 不動産公売の実施
	(3) 執行停止処分
4. 滞納処分済み事案の整理	(1) 調査・分類 ・ 滞納額全体の 30%を超える塩漬けとなっている差押等の整理
	(2) 差押処分後の整理促進
	(3) 長期滞留事案

（市資料より）

上記のうち、数値の実績を示せる事項（平成 16 年度分）を次に記載する。

a. 班別滞納繰越分収納額一覧

（単位：千円）

班 名	滞納繰越	収納額	収納率
納税第一班	2,460,739	513,456	20.9%
納税第二班	2,539,454	503,253	19.8%
納税第三班	1,649,061	203,734	12.4%
整理班	2,989,330	165,550	5.5%
担当なし	264,198	188,685	71.4%
合 計	9,902,782	1,574,678	15.9%

（市資料より）

（注1）「担当なし」は 16 年度末までに完納となったものである。

（注2）上表は県民税を含んでおり、収納額及び収納率については平成 16 年 6 月から平成 17 年 3 月までの 10 ヶ月間のものである。

第一班から第三班は目標収納率 25%、整理班は目標収納率 10%となっているが、いずれも目標が達成されていない。

b. 時差出勤による徴収実績

平日の通常勤務時間（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分）における折衝率が約 10%と低いため、勤務時間を午前 11 時 30 分から午後 8 時までとして納税者と折衝を行ったものであり、結果は次のとおりである。

年度	対象月	対象日数	臨戸（件）	市窓口（件）	電話催告（件）	時間内徴収金額（千円）	夜間徴収金額（千円）
15 年度	3・4・5	66	679	9	2,033	24,452	8,061
16 年度	2・3	41	352	13	1,565	22,676	3,710

（市資料より）

4 月・5 月は市職員の異動があり、時差出勤による徴収が困難となるため、平成 16 年度は 2 月・3 月に実施している。1 日当たり平均徴収金額は平成 15 年度が 493 千円、平成 16 年度が 643 千円である。徴収が効率的となっている。

c. 特別滞納整理実施状況

特別滞納整理の実施状況は次のとおりである。

(平成 15 年度)

区 分	休日臨戸折衝 (年 5 回実施・従事職員 延べ 201 人)		夜間臨戸折衝 (年 4 回実施・従事職員 延べ 114 人)		夜間電話催告 (年 15 回実施・従事職員 延べ 93 人)				
	内 訳	折衝結果	徴収済	68 人	折衝結果	徴収済	35 人	折衝結果	納付約束
納付約束			269 人	納付約束		93 人	分納設定		136 人
分納設定			196 人	分納設定		77 人	その他		174 人
その他			284 人	その他		111 人	家族依頼		336 人
家族依頼			456 人	家族依頼		156 人	計		935 人
計		1,273 人	計	472 人					
不在		2,140 人	不在	469 人	不在	730 人			
合計	3,413 人	合計	941 人	合計	1,665 人				
折衝率	37.3%	折衝率	50.2%	折衝率	56.2%				
収納額	7,422 千円		3,947 千円		-				

(市資料より)

従事職員延べ人数 408 人を基準とした 1 人当たり収納額は約 28 千円(*1)である。

$$(*1) \frac{\text{収納額 } 11,369 \text{ 千円 (7,422 千円 + 3,947 千円)}}{\text{延べ人数 } 408 \text{ 人 (201 人 + 114 人 + 93 人)}} = 28 \text{ 千円}$$

また、従事職員 1 人当たり休日臨戸折衝時間を 8 時間、夜間臨戸折衝及び夜間電話催告時間をそれぞれ 3 時間とした場合の、1 時間当たり収納額は 5 千円(*2)となる。

$$(*2) \frac{\text{収納額 } 11,369 \text{ 千円 (7,422 千円 + 3,947 千円)}}{\text{延べ時間 } 2,229 \text{ 時間 (201 人} \times 8 + (114 \text{ 人} + 93 \text{ 人}) \times 3)} = 5 \text{ 千円}$$

(平成 16 年度)

区 分	休日臨戸折衝 (年 8 回実施・従事職員 延べ 247 人)		夜間臨戸折衝 (年 3 回実施・従事職員 延べ 82 人)		夜間電話催告 (年 11 回実施・従事職員 延べ 101 人)				
	内 訳	折衝結果	徴収済	74 人	折衝結果	徴収済	9 人	折衝結果	納付約束
納付約束			324 人	納付約束		60 人	分納設定		108 人
分納設定			243 人	分納設定		36 人	その他		145 人
その他			357 人	その他		68 人	家族依頼		271 人
家族依頼			572 人	家族依頼		105 人	計		725 人
計		1,570 人	計	278 人					
不在		2,635 人	不在	451 人	不在	625 人			
合計	4,205 人	合計	729 人	合計	1,350 人				
折衝率	37.3%	折衝率	38.1%	折衝率	53.7%				
収納額	10,326 千円		850 千円		-				

(市資料より)

(注 1) 上記業務は職員に時間外勤務手当が支給される。(夜間臨戸・夜間電話催告のみ。休日臨戸は振替

休日の付与となる。)

- (注2) 夜間臨戸・夜間電話催告は勤務時間外の約3時間で実施される。
(注3) 収納額は徴収済によって実際に収納された金額である。
(注4) 休日臨戸・夜間臨戸の「その他」とは、当該地に該当滞納者がいない場合、表札・門札がなく居住確認ができないため、文書差置をしなかった場合である。また、電話催告の「その他」とは、掛けた電話が現在使用されていない場合、子供しか居らず伝言依頼できない場合、失職中を理由に納付拒否し一方的に電話を切る場合である。

従事職員延べ人数 430 人を基準とした 1 人当たり収納額は約 26 千円(*3)である。

$$(*3) \frac{\text{収納額 } 11,176 \text{ 千円 (} 10,326 \text{ 千円} + 850 \text{ 千円)}}{\text{延べ人数 } 430 \text{ 人 (} 247 \text{ 人} + 82 \text{ 人} + 101 \text{ 人)}} = 26 \text{ 千円}$$

また、1 時間当たり収納額は 4 千円(*4)となる。

$$(*4) \frac{\text{収納額 } 11,176 \text{ 千円 (} 10,326 \text{ 千円} + 850 \text{ 千円)}}{\text{延べ時間 } 2,525 \text{ 時間 (} 247 \text{ 人} \times 8 + (82 \text{ 人} + 101 \text{ 人}) \times 3)} = 4 \text{ 千円}$$

平日の日中における臨戸折衝は折衝率が 10%程度であるが、休日臨戸折衝・夜間臨戸折衝の折衝率は、平成 16 年度でそれぞれ 37.3%、38.1%となっており、一定の効果が上がっている。しかし、臨戸・催告しても不在である者の割合(以下、「不在率」という。)は非常に高く、特に臨戸折衝は 60%以上が滞納者と折衝できないことがわかる。市はこのような不在者に対して、文書による催告や財産調査等の事務を開始する。

なお、特別滞納整理による収納額は、臨戸によって徴収した金額のみとしているが、実際には納付約束・分納設定等によって徴収された金額もあると考えられる。しかし、市は納付約束・分納設定等による収納額を把握していない。

また、納税課職員の時間外勤務手当総額・総残業時間数をもとにした夜間臨戸折衝・夜間電話催告に係る人件費は次のとおりである。

項 目	平成 15 年度	16 年度
時間外勤務手当総額 (A)	7,515 千円	5,014 千円
総残業時間数 (B)	2,247 時間	1,314 時間
時間当たり平均残業代 (C) (= A/B)	3,344 円	3,816 円
上記収納事務に係る人件費 (注)	2,076 千円	2,094 千円

(注) 上記収納事務に係る人件費は C×従事職員延べ人数(夜間臨戸折衝・夜間電話催告)×3 時間として計算した。

休日臨戸折衝・夜間臨戸折衝・夜間電話催告は、一連の滞納整理事務である。休日臨戸折衝は振替休日の付与によって追加的な人件費がほとんど発生しないので、上記の人件費が特別滞納整理によって発生する追加的なコストと考えられる。

以上の検討をもとに、特別滞納整理による費用対効果をまとめると、次のように

なる。

(単位：千円・%)

項目	平成 15 年度	16 年度
収納額()	11,369	11,176
追加的な人件費()	2,076	2,094
収納額に対する人件費の割合 (/ × 100)	18.3	18.7
従事職員 1 人当たり収納額	28	26
1 時間当たり収納額	5	4

d. 市税収納員による徴収実績

市税収納員による徴収実績は次のとおりである。

(平成 15 年度)

収納員	時間	臨戸 件数	徴収 件数	金額 (千円)	折衝件数			不在件数			
					納 約	付 束	分 希	納 望	その他	家 依	族 頼
A	914	3,654	523	7,296	227	253	9	518	1,915	65	17
B	1,126	3,096	504	6,148	222	31	37	497	1,853	69	109
C	487	1,152	178	1,924	53	9	73	179	512	221	21
D	893	2,800	816	8,331	240	168	424	239	1,088	60	53
E	842	4,042	1,062	11,242	238	101	108	187	2,448	34	49
F	894	3,746	770	11,090	189	119	107	444	2,242	12	4
計	5,156	18,490	3,853	46,032	1,169	681	758	2,064	10,058	461	253

(市資料より)

(平成 16 年度)

収納員	時間	臨戸 件数	徴収 件数	金額 (千円)	折衝件数			不在件数			
					納 約	付 束	分 希	納 望	その他	家 依	族 頼
A	895	3,470	491	6,439	226	184	9	388	1,988	61	10
B	903	2,420	536	8,703	160	30	79	298	1,503	33	22
C	856	2,345	482	5,618	216	14	191	368	1,034	218	18
D	573	1,929	439	5,608	162	89	193	146	945	46	9
E	874	3,851	1,285	18,481	220	83	103	205	1,910	17	22
F	898	3,616	976	15,248	161	110	95	546	1,826	33	6
計	4,999	17,631	4,209	60,100	1,145	510	670	1,951	9,206	408	87

(市資料より)

(注 1) 市税収納員は非常勤の特別職であり、滞納繰越額 20 万円未満及び現年分 50 万円未満の滞納者に対する臨戸納税指導・収納を行う。

(注 2) 報酬は月額基本給 71 千円 + 能率給 (滞納繰越分収納額 × 4%、現年分収納額 × 2%) で計算される。ただし、基本給は勤務時間が月 30 時間以下で 4 割、45 時間以下で 6 割、60 時間以下で 8 割の支給となる。

(注 3) 徴収件数は、徴収した期別件数である。従って、1 件の滞納者から 2 期分の滞納金を徴収した場合、徴収件数は 2 件となる。

上表によれば、収納員1人当たり収納額は平成15年度が7,672千円、16年度が10,017千円となる。また、1時間当たり収納額は平成15年度が9千円、16年度が12千円となる。

なお、特別滞納整理において述べたように、収納額は臨戸によって徴収した金額のみとしているが、実際には納付約束・分納希望等によって徴収される金額もあると考えられる。しかし、市はこれらの収納額を把握していない。

また、上表をもとに折衝率と不在率を算定すると次のようになる。

(単位：件・%)

区 分		平成15年度	16年度
臨戸件数()		18,490	17,631
徴収件数()		3,853	4,209
折衝 件 数	納付約束	1,169	1,145
	分納希望	681	510
	その他	758	670
	計()	2,608	2,325
不 在 件 数	家族依頼	2,064	1,951
	文書差置	10,058	9,206
	不明・倒産	461	408
	その他	253	87
計()		12,836	11,652
折衝率((-) / ×100)		30.6	33.9
不在率(/ ×100)		69.4	66.1

(注) は期別件数であるため、1件の滞納者から複数件の徴収がカウントされる場合がある。従って、折衝率は、(+) / ではなく、(-) / で計算した。

折衝率は平成15年度よりも16年度の方が3.3%高くなっている。不在率は特別滞納整理と同様に60%以上もある。

なお、折衝率の算定において「家族依頼」は、特別滞納整理では折衝の内訳となっているが、市税収納員による徴収では不在の内訳となっており、両者で取扱いが一致していない。今後、上記の資料を作成する際は、「家族依頼」の取扱いを統一する必要がある。

また、平成15年度の市税収納員の人件費は、徴収金が全額滞納繰越分と仮定し簡便に計算すると、71千円×6名×12ヶ月+46,032千円×4%=6,953千円となる。同じく平成16年度は、71千円×6名×12ヶ月+60,100千円×4%=7,516千円となる。

以上の検討をもとに、市税収納員による徴収事務の費用対効果をまとめると、次のようになる。

(単位：千円・%)

項目	平成 15 年度	16 年度
収納額()	46,032	60,100
収納員の人件費()	6,953	7,516
収納額に対する人件費の割合 (/ ×100)	15.1	12.5
収納員 1 人当たり収納額	7,672	10,017
1 時間当たり収納額	9	12

単純比較はできないが、特別滞納整理の費用対効果と比較すると、市税収納員による収納事務の方が、収納額に対する人件費の割合が低く、滞納金を効率的に徴収していることがわかる。

また、収納員の徴収金額を見るとかなり格差があることが分かる。(ただし、収納員Dは平成16年度の途中で辞職しているため、収納額が少ない。) 収納金額の格差は、収納地区の違いと個人差によって生じる。一般的に人口が多い〒274 地区の方が、〒273 地区より収納効率が高くなる傾向がある。

e. 不動産公売の実績

平成16年度における差押不動産の公売結果は次のとおりである。

公売物件	公 売 結 果	
1	地目・地積	田・462 m ² 田・327 m ²
	落札価格	19,100 千円
2	地目・地積	山林・138 m ²
	落札価格	応札者なし
3	地目・地積	山林・132 m ²
	落札価格	4,141 千円
落札価格合計		23,241 千円
上記に係る滞納金本税分		91,796 千円

(市資料より)

公売に付された物件はわずか3件であり、落札された物件は2件である。差し押さえられた公売対象は換価が困難な田や山林であり、落札価格は滞納金本税にすら遠く及ばない。民間債権の抵当権が既に設定されている物件は、強制換価しても地方税法第14条の10によって民間債権が優先して代金を回収することになるため、滞納金の回収にはつながらない。従って、抵当権等が設定されていない物件しか公売できないのが現状である。

f. 船橋駅前総合窓口センターの徴収実績

(単位：千円)

件数	徴収額		
	現年分	過年度分	合計
5,407 件	79,604	14,799	94,404

(市資料より)

上記のうち平日3時以降及び土・日・祝日取扱い分(金融機関の営業時間外に相当する。)

(単位：千円)

件数	徴収額		
	現年分	過年度分	合計
2,378 件	35,045	6,729	41,774

(市資料より)

金額で見ると平日3時以降及び土・日・祝日取扱い分が全体の44.3%となっている。総合窓口センターだけの結果であるが、金融機関が取り扱わない時間帯に納付可能な窓口を設置すると、比較的利用者が多いことが分かる。

総合窓口センターは期別完納となる市税のみを取り扱っており、納付相談は取り扱っていない。なお、当センターの事務は非常勤職員によって行われており、年間の人件費は4,866千円となっている。

また、金融機関が取り扱わない時間帯における納付としてはコンビニエンス・ストアでの納付が考えられるが、委託手数料もかかることから市税に関しては今のところ実施されていない。ただし、次の表のように、近年、他市がコンビニエンス・ストアでの市税の納付を実施するようになっており、市も現在、平成19年度からの実施に向けて準備を進めているところである。

(平成17年10月21日現在)

平成17年度導入済み	柏市、浦安市(軽自動車税のみ)、四街道市(軽自動車税のみ)
平成18年度導入予定	千葉市、市川市、鎌ヶ谷市、八千代市、成田市
平成19年度導入予定	流山市、市原市、野田市、松戸市

(市資料より)

g. 口座振替加入率

「滞納整理の方針」には特に明記されていないが、収納率を検討するうえで重要な情報となる納税の口座振替加入率の推移を記載する。

(単位：件・%)

区分	年度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
	市 県 民 税 普 通 徴 収	納税義務者数 (A)	97,747	100,125
	口座利用者数 (B)	18,953	21,712	23,174
	加入率 (B/A)	19.4	21.7	22.5
固定資産税 都市計画税	納税義務者数 (A)	168,547	169,011	176,910
	口座利用者数 (B)	49,425	56,310	60,149
	加入率 (B/A)	29.3	33.3	34.0
軽自動車税	納税義務者数 (A)	61,236	62,705	64,101
	口座利用者数 (B)	2,529	2,640	2,678
	加入率 (B/A)	4.1	4.2	4.2
合 計	納税義務者数 (A)	327,530	331,841	344,049
	口座利用者数 (B)	70,907	80,662	86,001
	加入率 (B/A)	21.7	24.3	25.0

(市資料より)

また、福山市の資料によると、市・関東の中核市の口座振替加入率は次のとおりとなる。(市名は市県民税の加入率が高い順に表記している。)

(単位：%)

市 名	口座振替加入率		
	市県民税	固定資産税	軽自動車税
船橋市	22.5	34.0	4.2
横須賀市	28.8	46.8	-
川越市	25.3	37.5	9.7
宇都宮市	23.5	41.9	17.3
相模原市	20.4	34.0	9.3

市は、関東の中核市の中で市県民税は第4位、固定資産税は最下位、軽自動車税は第4位となっている。総じて口座振替加入率が低いことがわかる。

【意見】

a. 高額滞納案件の対処について

高額滞納者は長期間にわたって市税を滞納し収入未済額の大半を占めていることから、収納率を向上させるために最も注力しなければならない対象者である。高額滞納者に対しては、相手側の事情に振り回されず地方税法に従って必ず財産を差し押さえなければならないと考える。また、差し押さえる財産は、民間債権の抵当権が設定されやすい不動産ではなく、動産や債権等を中心とすべきであるとする。現状でも、市は預貯金・債権等を差し押さえているが、更に有価証券・自動車・無体財産権等にも範囲を拡大し差押を行うべきであるとする。

徹底した財産調査を行った後に、差押財産が無い場合や換価代金の回収が難しいと判断される場合は、即時の執行停止により不納欠損処理を行うべきであるとする。

b. 時差出勤による徴収・特別滞納整理について

時差出勤による徴収・特別滞納整理は、回収コストを抑えて一定額の滞納金を徴収しており、その実施結果はいずれも評価できると考える。今後は更に実施回数を増やし、滞納金の徴収に努めるべきであると考ええる。

ただし、特別滞納整理は不在率が高く、収入事務が必ずしも滞納金の徴収に結びつかない場合がある。今後は不在により折衝を逃れている滞納者に対する効果的な対策を考案し、全体の折衝率を高める必要があると考ええる。

c. 市税収納員による徴収について

市税収納員による徴収も一定額の滞納金を徴収しており、その実施結果は評価できると考える。しかし、特別滞納整理と同様に不在率が非常に高く、収入事務の有効性に疑問がある。特に不在のうち文書差置は、収納員にとって容易な作業であり件数が一番多くなっているが、収納率向上への貢献はあまり期待できないのでより効果的な対応方法を考案し、収入事務の有効性を高める必要があると考ええる。

また、収納員に対しては、全員の収納額を更に増加させるために、定期的に研修や指導を行う必要があると考ええる。なお、今後は徴収効果が認められる範囲内で収納員の増員も検討する必要があると考ええる。

d. 納付機会の拡大について

船橋駅前総合窓口センターでの徴収実績を見ると、金融機関が取り扱わない時間帯での徴収額が比較的多いことが分かる。必ずしも納付の受付時間が増えると市税の収納率が高まるとは言えないが、金融機関のみを窓口に行っている場合よりは市民の納付機会が拡大し、納付失念による滞納金の発生に一定の歯止めがかかると考える。総合窓口センターでの徴収は今後も継続し、更に徴収実績を高めるために市民へのアピールを強化するべきであると考ええる。

コンビニエンス・ストアでの市税の納付は、現在、その導入に向けて予算案が作成されている状況にあるが、先行して導入した他市の状況を参考にして、最小のコストで収納率の向上が図れるように留意する必要があると考ええる。

また、納付機会の拡大に関しては、上記の他にインターネット経由での納付も考えられる。近隣他市では、千葉市・市川市が一部の市税についてインターネットでの納付を導入することになっている。市は、今後、千葉市・市川市における実施状況を踏まえて、インターネット経由での納付も導入を検討する必要があると考ええる。

e. 口座振替の移行推進について

口座振替加入率は、年々、増加しているが、平成 16 年度でも全体の 25% であり、関東の中核市と比較してもまだ十分な加入率であるとは言えない。必ずしも加入率が高ければ収納率も高くなるとは言えないが、預金口座から市税が自動的に引き落とされれば、納税者の支払い忘れを防止できる。したがって、市としては、今後、

一層の加入率向上に努める必要があると考える。

f. 市民への納税アピールについて

市は、主に広報・市ホームページ・ポスター等に市税納付の納期限を記載し、市民に対して自主納税を啓発している。しかし、いずれにおいても未納となった場合の延滞金の利率や差押の実行等に関する説明が記載されていない。期限内に納付しなかった場合のペナルティを知らないと、納税者の納付意識が低下し、滞納金の増大を招きかねない。

多くの市民が法に基づく延滞金の利率や差押による強制執行を十分理解していないと思われるので、未納金の発生を抑制するためにもペナルティの内容を広報等に明記すべきであると考えます。

2. 健康部国民健康保険課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分	16,253,430	16,739,160	16,861,649
	過年度分	3,646,321	3,855,795	4,149,946
	合計	19,899,752	20,594,956	21,011,596
収入額	現年分	14,621,407	15,043,158	15,145,010
	過年度分	454,649	483,526	496,564
	合計	15,076,057	15,526,685	15,641,575
不納欠損額	現年分	4,314	170	-
	過年度分	913,383	872,184	879,377
	合計	917,698	872,354	879,377
収入未済額	現年分	1,627,708	1,695,832	1,716,639
	過年度分	2,278,288	2,500,084	2,774,005
	合計	3,905,997	4,195,917	4,490,644
収納率	現年分	90.0%	89.9%	89.8%
	過年度分	12.5%	12.5%	12.0%
	合計	75.8%	75.4%	74.4%

(市資料より)

国民健康保険の徴収対象者は、社会保険などに加入していない者であり、無職者(主に年金受給者)、自営業者などが挙げられる。無職者は一般的に負担能力が限られており、また自営業者などは景気の影響もあって所得に占める保険料負担が増しているため、滞納が発生しがちである。

また、国民健康保険は、国民皆保険の趣旨で創設されている制度である割には、不納付についての罰則が比較的緩いこともあり、納付義務の意識の薄い者が出易い傾向がある。この点も多く滞納者を生む要因となっているものと思われる。

【保険料負担の例】

例えば、下記は市のホームページに掲載されている例を編集したものであり、保険料の負担は所得の10%を超えていることが判る。

(単位：千円)

区分	年齢	所得種別	所得	保険料		
				医療分	介護分	合計
世帯主	45 歳	事業所得	2,000	174	29	204
妻	37 歳	給与所得	930	76	-	76
子	15 歳	-	-	21	-	21
合計			2,930	273	29	302

(市資料より)

さらに、次の表は、現年分と過年度分の合計で近隣他市の収納率比較を行ったものである。

(単位：%)

市名	平成14年度	15年度	16年度
船橋市	75.8	75.4	74.4
千葉市	77.9	76.8	76.2
市川市	72.9	69.7	68.4
松戸市	66.9	65.7	63.0
柏市	72.9	72.8	72.3
習志野市	71.4	70.1	69.9

(市資料より)

近隣他市の中では市の収納率は千葉市に次いでいるが、それでも75%前後であり、決して高い数値であるとは言えない。

収入未済額滞納年数別内訳(平成16年度末現在)

(単位：千円)

年数	世帯	金額
1年以内	28,923	1,716,639
2年以内	21,264	1,513,030
3年以内	13,037	455,487
4年以内	3,006	268,369
5年以内	1,915	190,595
5年超	2,516	346,524
合計	70,661	4,490,644

(市資料より)

時効は納期限から2年で成立する。よって3年以上の件数は時効の中断がなされたものであり、時効の中断がされていないものはこの表には記載されていない。なお、時効中断の事由は において後述している。

収入未済額上位10件(平成16年度末現在)

(単位：千円)

順位	収入未済額	摘要
1	6,768	平成2年度分より
2	5,078	平成7年度分より
3	4,812	平成2年度分より
4	4,740	平成3年度分より
5	4,698	平成6年度分より
6	4,652	平成5年度分より
7	4,548	平成4年度分より
8	4,498	平成2年度分より
9	4,416	平成5年度分より
10	4,391	平成7年度分より

(市資料より)

で後述しているが、国民健康保険料は、債務承諾等による時効の中断がなければ2年で時効成立してしまうので、時効中断がなければ医療分と介護分の合計の1年当たり最高限度額は、1世帯当たり610千円となり、その2年分の1,220千円以上が計上されることはないことになる。

しかし、実際には、上表のようになっており、これは収入未済額の金額上位者が、債務承諾等に基づき時効が中断された世帯で占められているためである。

主な収入項目

国民健康保険課の収入は国からの交付金と国民健康保険料であり、このうち滞納の可能性のある国民健康保険料は、一般被保険者分と、退職被保険者分に分類される。なお、介護保険の第2号被保険者(40歳~64歳)は、国民健康保険の保険料と合わせて国民健康保険料として納めるため、国民健康保険課の収入にその分の介護保険料が含まれる。この部分についての事務も国民健康保険課で行われている。

不納欠損

(単位：千円)

事由	平成14年度	15年度	16年度
即時消滅(現年)	4,315	170	-
即時消滅(滞納繰越)	22,041	8,974	181
時効(2年)	891,342	863,210	879,196
合計	917,698	872,354	879,377

(市資料より)

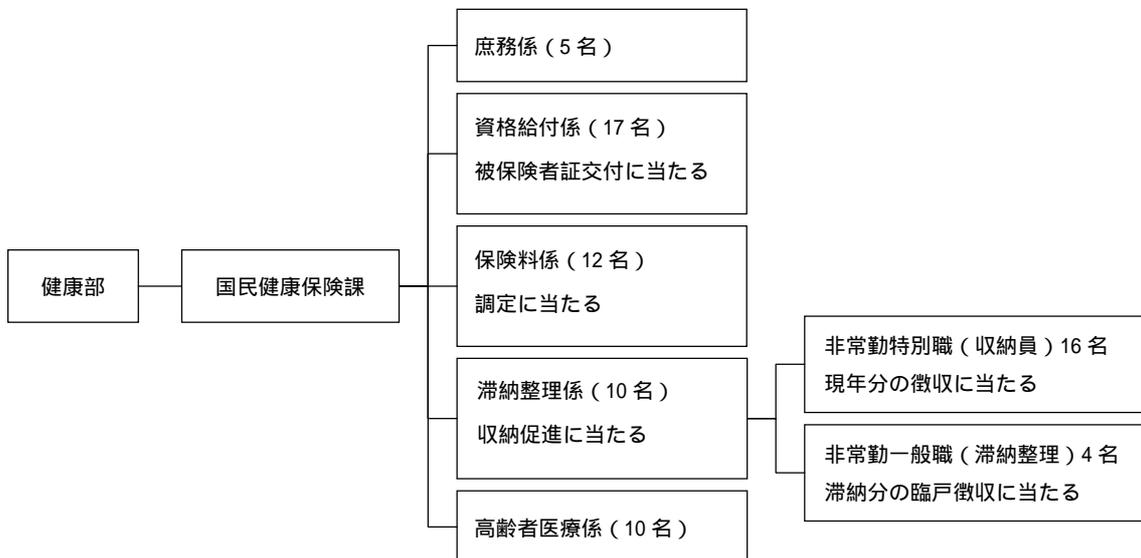
即時消滅は、内容別には、実態調査を行ったうえでの職権消除(転居不明者の住民登録を抹消して国民健康保険の資格から削除すること)と相続放棄とがある。

不納欠損の大半を占める時効は、2年とされており、保険料の徴収、還付を受ける権利、保険給付を受ける権利は時効によって消滅するが、徴収督促や差押、債務承諾は時効中断の効力を有する(国民健康保険法第110条、民法第147条)。

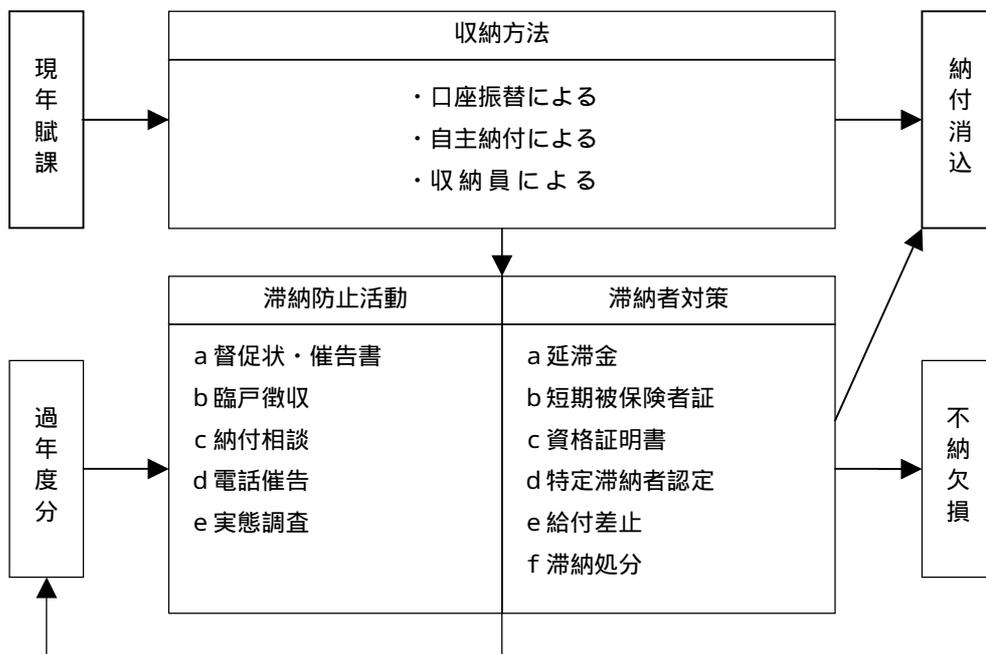
滞納債権の回収体制と方法

市の保険料収納方法には、口座振替による場合、自主納付による場合、収納員による場合の3つがある。そこで納期限どおり納付がなされなかった場合、滞納整理係と非常勤職員の計14名が担当となって下記アのような回収体制をとり、イ~エのような方法で回収に臨んでいる。また必要に応じてオのような減免等処置もとる。近隣他市の中では収納率が比較的良好な原因にはこうした収納努力があるためと考えられる。

ア. 回収体制（平成 17 年 3 月末現在）



イ. 収納方法



口座振替等の通常の徴収方法で納期限までに納付消し込みされなかった場合には、種々の滞納防止活動及び滞納者対策で対応する。その結果、徴収できた額は納付消し込み、徴収不可能の額は不納欠損とされる。残額は次年度に繰越され、再び滞納防止活動及び滞納者対策が適用される。

ウ. 滞納防止活動

a. 督促状・催告書

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期限後 20 日以内に納付日を指定して、督促状が発送される(船橋市国民健康保険条例第 24 条)。さらに納付しない者に対しては催告書を年 3 回発送する。

b. 臨戸徴収

船橋市全 27 地区のうち、平成 16 年度は、収納員を配置していない 9 地区を、非常勤一般職員 4 名が延べ 467 日、正職員の滞納整理係が延べ 77 日戸別訪問して督促している。また、全課体制による休日臨戸徴収などを年 8 回実施している。

c. 納付相談

滞納者に郵送で通知を行ったうえで、年に数回「船橋駅前総合窓口センター(FACEビル)」や「習志野台出張所」で納付相談を実施している(船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第 3 条以下)。ここで一括納付ができない世帯主に対しては、債務承諾に基づいた分割納付の計画を市と取り交わす。

d. 電話催告

昼間不在の世帯に対応するため、夜間に電話催告を年 2 , 3 回程度行っている。

e. 実態調査

社会保険と国民健康保険の二重加入になっている世帯については、戸別訪問などを行って確認し、その解消に努めている。また、督促状等が返戻されてくる世帯については、住んでいないことが確認されたものに対しては、国民健康保険資格を抹消する職権消除を行っている。

エ. 滞納者対策

a. 延滞金

保険料を滞納したのものに対しては、延滞金を徴収することができる(国民健康保険法第 79 条の 2、船橋市国民健康保険条例第 25 条)。

b. 短期被保険者証

国民健康保険法施行規則では、保険料を滞納している世帯主に係る被保険者証の使用期限を短縮することができる(国民健康保険法施行規則第 7 条の 2 第 2 項、船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第 4 条)。

なお、この処分については「船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領」第 5 条の規定に基づき取り消されることになっている。

具体的には

- ・滞納している保険料を完納した場合
- ・滞納している保険料が著しく減少した場合
- ・納付相談等において特別の事情に類する世帯状況が確認された場合
- ・納付相談等において承諾書による納付計画の履行が確認された場合
- ・その他市長が解除を認めた場合

c. 資格証明書

保険料を1年間滞納した場合、特別の事情がない限り、被保険者証の返還と被保険者資格証明書の交付という措置が講じられる(同法第9条第3項、第6項、国民健康保険法施行規則第5条の6、船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第6条以下)。資格証明書は被保険者がその資格があることを証明する機能を有するだけのものであり、医療費が一旦全額自己負担となる。

この場合、支払った医療費は後日申請することで、本来の自己負担分を除いて国民健康保険から払い戻しを受けることができることになっているが、多くの場合、未納保険料への支払いに当てよう指導している。

d. 特定滞納者認定

市では、法に規定する特別な事情もなく、長期に国民健康保険料を滞納し、相談に応ぜず、または相談後の納付計画による納付を不履行とした者で次の各号に該当する世帯主を特定滞納者として定義している。

- ・差押をする世帯
- ・資格証明書を交付する世帯
- ・1年以上滞納し納付指導に応じない世帯
- ・非課税世帯を除き、世帯の所得、資産から勘案して十分な納付負担能力があると認められる世帯
- ・納付相談、納付指導等により策定した納付計画を理由なく遅延し、不履行とした世帯
- ・前号以外で、滞納額を債務承諾書もしくは分納誓約書等で承認し分割納付等の納付管理をする場合
- ・その他市長が認定を必要とした場合

この特定滞納者は、滞納処分(差押)執行の可能性のある対象者を重点管理するという趣旨で、特定滞納者は国民健康保険システムに登録し、管理される(船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第18条以下)。

e. 給付差止

災害その他政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納した場合には、高額医療費・出産育児一時金等の保険給付金を差し止めることができる(国民健康保険

法第 63 条の 2 第 1 項、船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第 11 条以下)。この処分は基本的には 1 年 6 ヶ月以上の滞納者に対してなされる(国民健康保険法施行規則第 32 条の 2)が、その期間の経過前でも可能である(国民健康保険法第 63 条の 2 第 2 項)。

この結果、資格証明書を受けている世帯主が、さらに滞納保険料を納付しない場合は、保険給付の額から滞納分を差し引くことができる(国民健康保険法第 63 条の 2 第 3 項、船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領第 16 条以下)。

f. 滞納処分

保険料を納期限までに納付せず、督促を受けても納付しない者については、地方税法及び国税徴収法に基づき差押処分を行う。(国民健康保険法第 79 条の 2、船橋市財務規則第 50 条)

オ. 保険料の軽減、減免、徴収猶予

国が定めた制度では、総所得が一定以下の世帯については、均等割額の一定割合を減額する(国民健康保険法第 81 条、船橋市国民健康保険条例第 20 条)。この制度によって市では世帯数にして市の国民健康保険加入世帯の約 25%にあたる 26 千世帯が軽減を受けている。

また、市は独自に、災害等により生活が著しく困難となった者又は、これに準ずると認められるものに対しては、市が減免申請書を審査の上、減免する制度を設けている(国民健康保険法第 77 条、船橋市国民健康保険条例第 28 条)。平成 16 年度の減免世帯数は 49 世帯である。

なお、条例上、徴収猶予が規定されているが、債務承諾に基づく分割納付として運用されている(船橋市国民健康保険条例第 27 条)。

(2) 監査の結果と意見

収入未済額について

ア. 収入未済額の現在の状況(平成 16 年度末現在)

(単位:千円)

状況	件数(注 1)	金額
分割納付中	48,744	842,227
差押中(注 2)	4	371
その他(注 3)	296,197	3,648,046
合計	344,945	4,490,644

(市資料より)

(注 1) 件数とは期別(1 年を 10 期に分けている)件数である。

(注 2) 電話加入権を差押えしているものである。

(注 3) 市が臨戸や相談会等の通知で連絡や来庁を求めても反応がなく、連絡が取れないことから、分割納付の約束も差押もできない世帯である。

イ. 分割納付への対応について

「分割納付中」に分類される世帯は、納付相談会に来場する世帯とおおむね合致すると考えられるが、平成 16 年 7、8 月の納付相談会に来場した世帯での実態調査では、滞納理由は以下のような結果となっている。

滞納理由	件数	割合
失業	295	16.8%
経営悪化・倒産	144	8.2%
主たる所得者の病気・死亡	286	16.2%
主たる所得者の失踪	8	0.5%
収入減少・生活困窮	363	20.6%
事業負債過多	41	2.3%
生活ローン過多	238	13.5%
多重債務・自己破産	162	9.2%
その他・納付失念	223	12.7%
合計	1,760	100.0%

(市資料より)

債務承諾書等を提出すれば、時効は中断される。その制度の趣旨は、滞納者の納付意思を信頼し、一時的に納付を猶予することによって制度の公平性、安定性と被保険者を守る点にあると考えられる。そのため、債務承諾書等が「船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領」等の趣旨に沿っているかどうかの判断が問題となる。

そもそも国民皆保険の制度趣旨に立脚すれば、市には原則的に被保険者証や短期被保険者証を交付する義務がある。そのため、現在、基本的に債務承諾書等を承認する方向で事務が行われている。例えば、現に人命に関わるような療養を受けている者に滞納があった場合には、人道上の観点からも、その者の納付意思を信頼して債務承諾書等を承認している。

しかし一方で、当面の滞納回避の目的で債務承諾書を提出し、それを毎年繰り返す者が存在する。制度趣旨からはこのような者の債務承諾書等を認めるべきでないと考えられるが、現場は滞納の急増に伴って人手不足であり、事務処理に追われ、かつ滞納者の内容が多様であるため、適切な判断を行うには難しい状況にある。そのような判断を現場に行わせるのは酷であるが、判断基準は現在作られていない。

【意見】

債務承諾書等の承認には、確かに一時的な納付資金不足に起因する場合や、人命に関わるような場合もあるが、悪用されるおそれもある。そのため、債務承諾書等の制度の趣旨は公平性に配慮しつつ被保険者の保護にあるので、それを承認するか否かの判断は極めて重要である。

市が市民を信頼して基本的に債務承諾書等を承認する方針であっても、制度が悪用されることでこの信頼は裏切られてしまう。したがって、悪用か否かの判断を、多忙

な現場職員にも、制度の趣旨に沿った形で画一的に行うことができる判断基準が存在しないので、作成が必要であるとする。

滞納者の管理について

ア．滞納者との折衝について

国民健康保険の徴収対象者は無職者(主に年金受給者)、自営業者等である。その中の滞納者には確かに一部悪質な者も存在するが、大半はイにあるように負担能力の限界にある者であると考えられる。そのため、差押を行っても、回収できる金額はほとんどないのが実態である。このような場合、原則として分割納付により対応しているので、市は滞納が深刻化する前に、納付相談の機会を設けるべく、連絡や来庁を求めている。

しかしながら、市が連絡や来庁を求めても反応がない世帯の方が多い。現在でも、市は休日を含む臨戸徴収の実施や短期被保険者証・資格証明書の発行など、折衝努力を行っている。しかし、折衝ができない限り、減免等の納付相談も、差押もできないし、これらの世帯の滞納理由や資力の有無も不明のままであるので、実情にあった滞納対策も立案できない。

【意見】

納付相談会の開催、休日を含む臨戸など、市が滞納者と連絡を取ろうとする努力は認められる。しかしなお未折衝の滞納者も多い。

市は納付相談や差押の実行、有効な滞納対策の立案のため、なお一層の努力と工夫を行って、折衝に努める必要がある。そのためには広報の拡充や要員の確保等が必要と考える。

イ．特定滞納者の管理について

アで述べたように、滞納者の中には市が折衝努力を重ねても折衝できない者も多い。その額は、の表で言えば、「その他」の3,648,046千円に相当すると考えられる。

本来、この層については、(1)エdでは、「特定滞納者」とされ、本来は「船橋市国民健康保険料の滞納者に対する取扱い要領」に準拠した特定滞納者認定を行って、差押をも視野に入れた重点管理を行う必要がある。

しかし現状は資格証明書を発行された者や分割納付中の世帯を登録するだけのものとなっている。

したがって、現在、特定滞納者の規程上の定義と運用上の定義が異なっており、本来登録管理すべき特定滞納者が登録されていない。その結果として、「その他」3,648,046千円の滞納者の層が十分に管理されていない。

【改善策】

特定滞納者は、制度に従い、厳格に管理する必要がある。まずはシステム登録を規

程に見合った形で厳格に行うことが必要である。

不納欠損について

ア. 滞納者対策について

滞納者対策として制度上可能とされているのは、(1) エ a の延滞金の徴収であるが、保険料本体の徴収を優先しているため延滞金を徴収するところまでは十分に実行できていない。

また、滞納者対策で実行が要請されているものとして、(1) エ e の給付差止および(1) エ f の滞納処分がある。前者については、現在、月ごとの給付状況を把握できる滞納管理システムがないため、十分に実行できていない。また後者については、平成 16 年度末現在、電話加入権を差し押さえている 371 千円のみである。

イ. 時効について

(1) の表で問題になるのは、1, 2 年目では 17~15 億円程度あった収入未済額が、3 年目から 10 億円以上も減少することである。この主要因は時効による不納欠損である。

そもそも国民健康保険の対象者に、無職者や低所得者が多く含まれることから、これらの者に滞納者対策を実行したところで効果は乏しい。また、市には滞納管理システムがなく、十分な人手もないため、日常業務と臨戸徴収等の滞納防止活動に追われ、差押等の滞納者対策まではなかなか手が回らないのが実情である。

つまり、これは、市によれば、限られたコストを投入するよりも時効にしたほうが合理的であると判断した結果であるとされる。

ただし現在、滞納者、中でも特定滞納者の管理が十分とはいえないので、これらの者の中に真に悪質な滞納者が存在するかもしれないのは否定しがたいと考えられる。

【意見】

確かに、市の方針は、現実的なものであると考えられる。しかし、このような市民の善意を信頼しての市の政策を悪用する、真に悪質な滞納者が存在する可能性がある。そのための滞納者管理、中でも特定滞納者の管理は で述べたように十分とはいえない。

そのため、滞納者の管理を規定どおりに行った後は、特に悪質な者に対しては、延滞金の徴収や、給付差止、滞納処分を検討する必要がある。その前提として滞納管理システムの導入を図り、要員を確保すべく、一層の業務改善に取り組む必要がある。

滞納者の実態把握について

ア. 所得別の調定と滞納の状況（平成 16 年度分）

（単位：千円）

所得	A 総世帯数	B 調定総額	C 滞納総額	D 滞納世帯数	B/A 1世帯当たり 調定額
所得なし	24,776	435,508	45,759	2,765	18
～100万円	18,636	897,827	103,836	2,649	48
～200万円	28,914	4,046,700	384,220	3,721	140
～300万円	15,917	3,520,922	412,489	2,468	221
～400万円	7,820	2,455,326	262,857	1,155	314
～500万円	3,779	1,527,329	129,961	468	404
～600万円	2,049	1,010,939	92,801	268	493
～700万円	1,196	636,619	37,767	112	532
～800万円	782	409,161	21,961	71	523
～900万円	545	293,384	12,252	36	538
～1000万円	374	206,634	9,623	23	552
1000万円～	1,902	1,056,029	27,278	88	555
所得不明	9,125	365,267	175,830	5,175	40
合計	115,815	16,861,649	1,716,639	18,999	146

（市資料より）

この表は、所得ごとに見た、平成 16 年度保険料の調定額と、そのうちの滞納発生状況を表したものである。特に下記の 2 点が留意点である。

- ・高額所得で滞納している者が存在する。
- ・「所得不明」の者及びそこから生じた滞納者が数多く存在する。

【意見】

高額所得者の場合、倒産等の特別の事情がない限り、負担能力があることから、基本的には徴収が可能な場合が多いと考えられる。しかし、差押が実行されていなかったため、高額所得者に対するアナウンス効果も含めた納付の圧力が効いてなかったという事情が考えられる。

これらの者が特定滞納者であった場合は、制度にしたがって、上記で述べたような対策を取っていく必要がある。

また、所得不明の者に対しては実態を調査して、正しい所得に見合った保険料を調定し、納付させる必要がある。

3. 船橋市立医療センター

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
医業収益	当期発生額 (注 1)	10,192,277	9,098,931	8,996,838
	収入額	8,626,958	7,820,089	7,640,483
	当期発生分 未収金額 (注 1、2)	1,565,318	1,278,841	1,356,355
	収納率	84.6%	85.9%	84.9%
	不納欠損額	23,878	42,262	24,632

(市資料より)

(注 1) 船橋市立医療センター(以下、「医療センター」という。)においては、地方公営企業法による企業会計を採用している。このため、調定額、収入未済額ではなく、債権の当年度発生額と当年度発生額の未収金額を記載しており、収納率も当年度発生額についての収納率を記載している。

(注 2) 未収金額には、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関への請求金額(平成 14 年度 1,420,429 千円、平成 15 年度 1,155,081 千円、平成 16 年度 1,230,855 千円)を含む。

収入未済額滞納年数別内訳(平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

年 数	件 数	金 額
1 年以内 (当年度発生額分)	2,453	1,356,355
2 年以内	650	39,988
3 年以内	487	28,354
4 年以内	440	26,720
5 年以内	404	29,942
5 年超	54	3,271
合 計	4,488	1,484,630

(市資料より)

(注) 医療センターにおいては、地方公営企業法による企業会計を採用しているため、上表には、未収金の貸借対照表計上額を記載している。

収入未済額の内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

内 訳	件数	金 額
保険請求分（国保）	5	801,541
保険請求分（社保）	5	417,799
保険請求分（労災）	2	11,515
納期延納分	421	44,683
高額療養費申請中（注 1）	100	14,060
交通事故（保険払）	1,103	73,065
ドクターカー利用分（注 2）	290	3,176
死亡	6	902
その他(注 3)	2,556	117,889
合 計	4,488	1,484,630

（市資料より）

- （注 1） 高額療養費申請中とは、高額療養費制度の利用者の未払分である。
- （注 2） ドクターカー利用分による未収とは、119 番通報により、医師が現場に出向き治療を行うがその医療費が未納となっているものである。
- （注 3） 上表は未収金整理簿の摘要欄（未収理由）の記載を集計したものである。回収可能性に問題のある分納や延納を選択したが、支払っていない者及び、催告書を送付している未納者（主に生活困窮者、住所不明者等）は「その他」に記載されている。
- （注 4） 医療センターにおいては、地方公営企業法による企業会計を採用しているため、上表には、未収金の貸借対照表計上額を記載している。

収入未済額上位 10 件（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

順位	収入未済額	備 考	その後の入金状況 （平成 17 年 9 月現在）
1	5,419	交通事故	未収
2	5,393	交通事故	未収
3	5,335	交通事故 （自損事故）	未収
4	5,176	脳外科・自費	平成 17 年 8 月 10 千円入金
5	4,331	脳外科・自費	未収
6	3,527	交通事故	未収
7	3,415	交通事故	平成 17 年 7 月全額入金済
8	3,278	脳外科・自費	未収
9	3,127	交通事故	平成 17 年 4 月全額入金済
10	2,896	脳外科	未収

（市資料より）

主な収入項目

医療センターにおける収入項目は、医業収益である。医業収益は、外来患者収益、入院患者収益、その他の収益（文書料他）の 3 つに大別される。

また、患者を大別すると以下の5つに分類される。

- ア. 健康保険（社会保険、国民健康保険）
- イ. 公費負担（生活保護受給者等）
- ウ. 交通事故等
- エ. 労災事故等
- オ. 無保険者（自費診療）

ア健康保険、イ公費負担及びエ労災事故等については、回収可能性に問題となる債権が発生することはない。なお、公費負担とは、国または、地方公共団体が各種法律及び予算に基づき社会福祉や公衆衛生上の施策として、一般財源である税金を財源として医療に関する給付を行うものである。

滞納債権が発生しやすい患者は、主にウの交通事故等の患者とオの無保険者である。

ウの交通事故等については、保険会社からの保険金で医療費が支払われるため、金額が確定するのに時間がかかることが多く、2年程度かかる場合もあるが、入金される可能性は高い。また、オの無保険者は、健康保険に未加入の患者（外国人含む）であり、比較的低所得者層が多いため、債権が滞納しやすい傾向がある。なお、健康保険加入者の医療費に比べ、交通事故の場合は2倍、無保険者は1.5倍と医療費を高く設定しているため、債権金額も多くなる。しかし、これらの債権は、通常の租税や保険料等の債権等と異なり、医療行為というサービスを受けた対価であるため、債務者の未払に対する意識は比較的高い。したがって、滞納者の多くは資力に乏しい者である場合が多いと考えられる。

不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

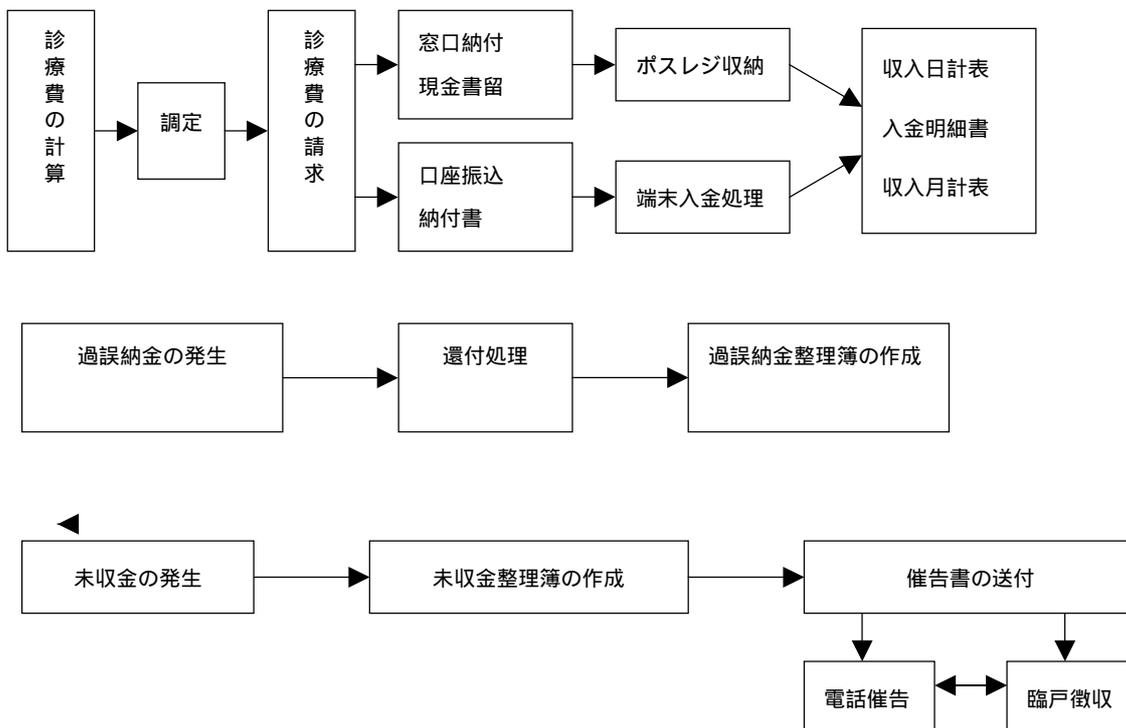
事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効（5年）	23,878	42,262	24,632

（市資料より）

（注）平成 16 年度までの不納欠損処分は、地方自治法第 236 条による 5 年時効の場合についてのみ実施している。

なお、地方自治体の診療報酬債権の消滅時効については、従来は、地方自治法第 236 条第 1 項に基づき、5 年とされていたが、平成 18 年 1 月の総務省自治財政局公営企業課からの事務連絡において、地方自治体における診療報酬債権の時効については、平成 17 年 11 月の最高裁判所の判例を受けて、民法第 170 条第 1 号による 3 年とされた。

収入プロセス



滞納債権の回収体制と方法

滞納債権管理担当者は平成 17 年度については、4 名（正職員 3 名、非常勤職員 1 名）である。なお、平成 16 年度については、3 名（正職員のみ）であった。 ◀

滞納事務の基準

未収金の回収については、「船橋市立医療センター未収金取扱要綱」に記載されている。なお、同要綱は平成 17 年度から適用されることになったものである。

ア. 未収金整理簿、高額未納者管理表の作成（同要綱第 2 条）

未収金整理簿は回収に日時を要すると認めるものにつき、高額未納者管理表は、未収金が 20 万円以上のものについて作成される。

イ. 催告書の発送（同要綱第 6 条）

催告書は、未収金額が 1,000 円以上の者について、年度で 3 回以上発送される。

ウ. 電話催告（同要綱第 7 条）

電話催告は、未収金額が 5,000 円以上の者について、随時行われる。

エ. 臨戸徴収（同要綱第 11 条）

臨戸徴収は、未収金額が 5,000 円以上の者について、職員 2 名以上で実施し、年度で 12 回以上実施される。

ただし、平成 16 年度については、要綱もなく非常勤職員も採用していなかった（平成 16 年 12 月採用）ために、臨戸徴収は年度で 5 回しか実施されていなかった。

オ．保証人への請求（同要綱第 8 条）

保証人への請求は、本人への催告後相当期間経過しても未納の場合に行われており、未収金額が 1,000 円以上の場合に、保証人へ催告書を発送している。

(2) 監査の結果と意見

不納欠損処分について

船橋市病院事業財務規則第 28 条によれば、不納欠損処分を行う場合として、「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、または時効等により債権が消滅した場合」と定められている。

【改善策】

現状においては、時効（5 年）の場合にのみ不納欠損処分を実施している。しかし、患者の自己破産や死亡後の相続放棄があった場合も、「法令」による債権放棄に該当するものと考えられる。現在、医療センターにおいては時効の場合についてのみ不納欠損処分を実施している。多数の未納患者の状況について全て把握することは困難であると思われるが、自己破産や死亡後の相続放棄が明らかになった場合には、速やかに不納欠損処分を行う必要がある。

医業収益の収益計上時期について

医療センターは、地方公営企業法の適用を受けて、公営企業会計による独立採算制をとっており、発生主義に基づく会計を実施している。

医業収益のうち保険請求分については、診療報酬として医療に要する費用を算定し、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金の審査支払機関（以下、「審査支払機関」という。）に請求することになる。このため、診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）を診療報酬請求書に添付し、審査支払機関宛に、原則として、毎月 1 回、患者を診療した月の翌月 10 日までに送付することになっている。

しかし、「保留レセプト」及び「返戻保留レセプト」の発生分等については、原則どおりの請求にはなっていない。因みに、「保留レセプト」は、公費負担分の医療券等が県や市町村より医療センターに送付されない場合等（主な発生原因については、次表参照）に、審査支払機関にレセプトを送付することが保留されているものであり、「返戻保留レセプト」は審査支払機関に送付はしたが、その内容に不備があり返戻されたレセプトの調査修正に時間を要するなどして、返戻された月の翌月 10 日までに再送付出来ず保留されているものである。

なお、医療センターにおいては、往査時の平成 17 年 11 月末時点において、321 件 12,716,216 点（概算により 1 点 10 円で金額換算すると 127,162 千円）の「保留レセプト」及び、5 件 39,070 点（概算により 1 点 10 円で金額換算すると 390 千円）の「返戻保留レセプト」が存在した。これらの金額は毎月ほぼ同程度と考えると、3 月末時点にお

いても同程度の金額の「保留レセプト」及び「返戻保留レセプト」が存するものと推定される。

なお、平成 17 年 11 月末時点における「保留レセプト」の発生原因は、以下のとおりである。

保 留 理 由	件数	点 数
公費負担等申請中	271	10,778,627
自費診療から保険診療への変更等	12	1,664,149
患者の保険資格未確認	4	198,769
ドクターがチェック中	34	74,671
合 計	321	12,716,216

(市資料より)

また、平成 17 年 11 月末時点における「保留レセプト」の発生月は以下のとおりである。

発 生 月	件数	点 数
平成 17 年 3 月以前	9	122,021
平成 17 年 4 月	13	228,087
平成 17 年 5 月	28	119,429
平成 17 年 6 月	22	49,592
平成 17 年 7 月	16	964,001
平成 17 年 8 月	23	2,347,290
平成 17 年 9 月	39	2,451,288
平成 17 年 10 月	57	2,165,934
平成 17 年 11 月	114	4,268,574
合 計	321	12,716,216

(市資料より)

現在、医療センターにおいては、年度末時点における「保留レセプト」及び「返戻保留レセプト」についての、未収計上は実施されていない。したがって、診療行為が今年度を実施された場合であっても、審査支払機関への請求が翌年度になれば、今年度の収益にせず翌年度の収益として計上されている。

これは、地方公営企業法施行令第 10 条において「主たる収益および附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度。但し、これにより難しい場合においては、その原因である事実の存した期間の属する年度。」と定められているため、調査決定されていないものについては、収益計上していないためである。

これらの「保留レセプト」及び「返戻保留レセプト」について、医療センターにおいては、特に管理台帳等は作成されておらず、請求保留及び返却されたレセプトの現物により管理している。

なお、レセプト業務については、電算システムにより算定されており、業務は外部に委託しているが、チェックは、医事課職員が実施している。

【改善策】

役務提供時（診療行為時）に収益計上するという発生主義会計の原則からすれば、年度末においては、審査支払機関への請求が未了となっている「保留レセプト」や「返戻保留レセプト」については、たとえ公費負担申請中のものであったり、医師によるチェック中のものであっても、可能な限り収益計上を行うべきである。また、医療センターにおいて調査決定が終了していないという理由で収益計上をしていない「保留レセプト」や「返戻保留レセプト」については、別途に管理台帳を作成し、個別の状況を把握管理しておくことが、長期に保留されるレセプトの発生や、レセプトの請求漏れを防止する観点から有用であると考えられる。

臨戸時の書類の入手について

臨戸徴収の際、未納者に面会出来た場合にも、本人の納付の意思確認だけに止まっている。この場合、職員が「分納・納期延長者管理表」に延納又は分納を承諾した旨を記入しているだけで、時効中断の要件となる延納又は分納の承諾書類を入手していない。

【改善策】

臨戸時に分納を口頭で承諾しても、実際の支払いを行わない未納者もいると考えられる。したがって、不納欠損処理を避ける観点からは、法的な時効中断を行う必要があり、臨戸時に面会した際に、分納を承諾した未納者からは、時効中断の要件である債務承諾（民法第147条第3号）を証明する書類の入手をすべきである。

臨戸時における面会不能者の取扱について

平成17年度より、毎月臨戸徴収が実施されている。臨戸徴収は、効率性の観点から市内の特定の地域を予め決め、重点的に1日あたり20件程度実施されている。臨戸の面会状況を記載した「臨戸顛末」を閲覧してみると、表札がないとか、転居先不明等の理由で面会不能となっている場合が非常に多い。これは、未納者の多くが無保険者等の低所得者層であり、支払能力に乏しく、住宅事情も不十分な者が多いためではないかと考えられる。

【改善策】

臨戸徴収は、職員人件費のコストも多くかかり、臨戸において面会不能とされた比較的少額の医療債務未納者については、回収可能な滞納債権の管理から外し、催告書の発送を停止したり、次回の臨戸対象から外すなどして、今後の回収コストの発生を削減する工夫を検討することが望ましい。

連帯保証人への保証債務の履行要求について

入院時に患者から入手する「入院保証書」には、連帯保証人の氏名・住所・連絡先等を記入することになっているが、印鑑及び印鑑証明を求めているため、法的に連帯保

証債務を追及することが難しくなっており、病院から連絡を取って納付を促す程度しか出来ていない。

【改善策】

入院の場合には緊急の場合も多く、全ての入院患者に連帯保証人の印及び印鑑証明を求めることは実務上無理があると思われるが、高額な医療費の延納を申請した患者については、連帯保証人の印及び印鑑証明を求め、不履行の場合には連帯保証人へ法的な保証債務の履行を求めることがありうる旨を伝えることも検討すべきである。

延納患者への身分証明書提示要求について

窓口で医療費の延納を申請した患者については、「納期延長等申請書」の提出を求めている。これには、氏名・住所・連絡先等を記入することになっているが、健康保険証で身元確認が不能な患者についても、公的機関発行の身分証明書（運転免許証、パスポート、外国人登録証、住民票等）の提示は求めている。

【改善策】

臨戸時の面会不能の多さから考えて、虚偽の氏名・住所等を記載する患者もいるものと考えられる。公的医療機関としての社会的立場から、社会的弱者に一方的な取立てを行うことは無理があるが、窓口で延納を希望する患者に対して、正確な氏名・連絡先等を求めることは、診療報酬債権の債権者として、正当な要求であると考えられる。

保険証を保持しておらず、本人の身元確認を証明することが出来ない無保険者が、窓口で医療費の延納を申請した際には、公的機関発行の身分証明書（運転免許証、パスポート、外国人登録証、住民票等）の提示を要求することを検討されたい。

不納欠損処分の妥当性について

平成 10 年 7 月中旬に交通事故により、意識不明の重体の男性患者が救急搬送され、医療センターでは、医療行為を行ったが、同年 8 月上旬にその患者は死亡した。その際に発生した診療報酬債権は、11,909 千円であった。

搬送時、患者は意識不明の重体だったため、当初病院側では、住所や健康保険の加入状況の把握が出来なかったが、患者が死亡する前に同年 7 月下旬に戸籍により、患者と 20 年以上も音信不通だった親族（姉）の存在が判明した。また、加害者である自動車運転手や自賠責保険の保険会社もその時点において、把握出来ていた。

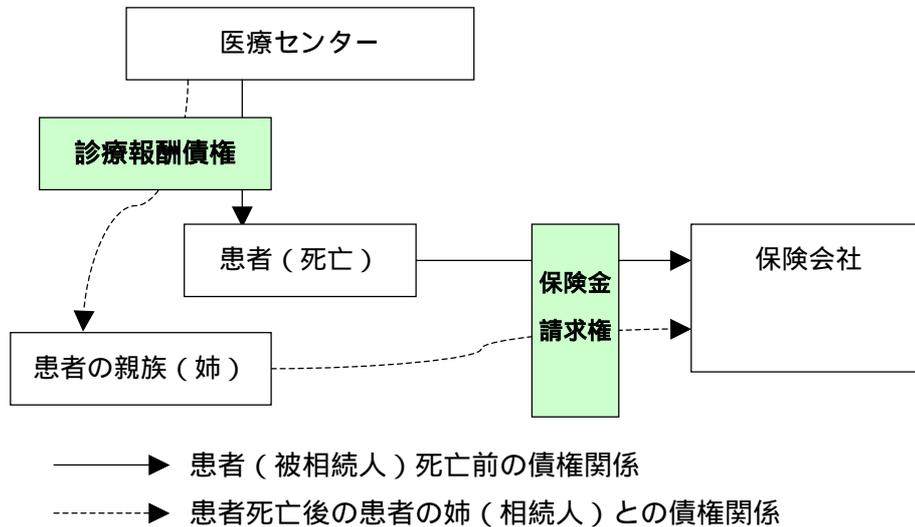
しかし、平成 11 年 7 月に保険会社を通じ、遺族が保険会社に対する自賠責保険の「被害者請求」の通知を拒否している旨を知らされ、病院側では、自賠責保険適用が不可能になったと考えた。

その後、保険会社より、遺族が加害者に対し、損害賠償訴訟を起こしている旨を聞かされたが、既に遺族との連絡は途絶えてしまった。

そして、平成 16 年 3 月 31 日に、5 年が経過したため、医療センターでは不納欠損処

分を行った。

(注)「被害者請求」とは、被害者からの保険会社に対する保険金請求権である。また、被害者請求があったときは、自賠責保険会社は加害者にその旨を照会、確認することになっている。



【改善策】

上記については、医療センターにおいては、発生より5年が経過し、地方自治法第236条第1項に定める消滅時効となった債権と判断して、平成16年3月31日に不納欠損処分を実施している。しかし、医療センターの債権回収には以下の問題があったと考える。

まず、死亡した患者の遺族である姉が相続人となったか、相続を放棄したかを把握する必要があった。

姉が相続人となっていた場合には、医療センターの診療報酬請求権と、患者が持つ保険会社に対する自賠責保険金の請求権が相続人に相続されるので、医療センターとしては、まず相続人に対し診療報酬を請求する。相続人が支払い不能でかつ、保険会社への自賠責保険金の請求を拒んでいる場合には、相続人が有する保険会社への自賠責保険金の請求権を民法第423条の債権者代位権により、保険金請求権を代位行使し、診療報酬債権を保全する必要があった。

次に、姉が相続を放棄していた場合でも、民法第951条以下の「相続財産法人」制度を用いて、相続財産管理人に対し、診療報酬債権を保全するために、死亡した患者が持っていた、保険会社に対する自賠責保険金の請求権を債権者代位権(民法第423条)により、代位行使すべきであった。

したがって、こうしたこれらの法的に適切な手段を適時に用いていたとすれば、11,909千円の診療報酬債権について不納欠損処分しなければならない事態を招くことを避けられた可能性があったと思われる。

なお、自動車事故による損害賠償請求権は2年で時効が完成し、消滅する(商法第

663 条、自動車損害賠償保障法第 19 条)ため、現時点においては、医療センターが保険会社へ保険金請求権を代位行使請求出来る途は既に無くなっている。また、相続財産管理人又は、患者の遺族に対する請求についても、地方自治法第 236 条第 1 項に定める消滅時効である 5 年(注)が経過しているため、現時点においては、請求出来る途は既に無くなっている。

(注)地方自治体の診療報酬債権の消滅時効については、従来は、地方自治法第 236 条第 1 項に基づき、5 年とされていたが、平成 18 年 1 月の総務省自治財政局公営企業課からの事務連絡において、地方自治体における診療報酬債権の時効については、平成 17 年 11 月の最高裁判所の判例を受けて、民法第 170 条第 1 号による 3 年とされた。

この事例については、稀なケースであると思われ、法的な知識が不足していたこともあり、結果的に保険会社への代位請求を行わず、診療報酬債権を回収不能としてしまったものであるが、このようなケースは今後も起こりうると思われる。したがって、今後このようなケースが発生した場合には、その債権金額の大きさにもよるが適時・適切に法律等の専門家への相談を行うなど、工夫を加えた最善の回収努力をする必要がある。

4. 福祉サービス部介護保険課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位:千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分 (特別徴収)	2,155,405	2,458,908	2,595,573
	現年分 (普通徴収)	675,927	719,278	715,607
	過年度分	36,476	75,006	103,879
	合 計	2,867,810	3,253,193	3,415,060
収入額	現年分 (特別徴収)	2,155,405	2,458,908	2,595,573
	現年分 (普通徴収)	626,582	662,010	655,094
	過年度分	5,671	9,187	15,906
	合 計	2,787,659	3,130,106	3,266,573
不納欠損額	現年分 (特別徴収)	-	-	-
	現年分 (普通徴収)	-	-	-
	過年度分	4,652	18,916	34,666
	合 計	4,652	18,916	34,666
収入未済額	現年分 (特別徴収)	-	-	-
	現年分 (普通徴収)	49,345	57,267	60,513
	過年度分	26,152	46,902	53,307
	合 計	75,497	104,170	113,820
収納率	現年分 (特別徴収)	100.0%	100.0%	100.0%
	現年分 (普通徴収)	92.7%	92.0%	91.5%
	過年度分	15.5%	12.2%	15.3%
	合 計	97.2%	96.2%	95.7%
不納欠損 / 収入未済額		6.2%	18.2%	30.5%

(市資料より)

(注) 介護保険制度について

被保険者

- ・ 第 1 号被保険者
市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者
- ・ 第 2 号被保険者
市町村区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

保険料徴収の方法

- ・ 第 1 号被保険者 (介護保険料として徴収される)
 - ・ 特別徴収による者〔老齢(退職)年金の額が 18 万円以上の者〕
年金より天引徴収される。
 - ・ 普通徴収による者〔上記の特別徴収による者以外の者〕
口座振替、納付書等により納付する。
- ・ 第 2 号被保険者

介護保険料としては徴収されない。但し、被保険者が加入している医療保険(健康保険組合、国民健康保険等)の保険料に介護分としての保険料が上乗せされ、健康保険料として徴収される。

市の担当部署

- ・第1号被保険者の保険料：介護保険課
- ・第2号被保険者の保険料：国民健康保険課

介護保険課による介護保険料の収納率について

介護保険制度そのものが導入されてまだ日が浅いが、介護保険料の徴収率は総じて高い。これは介護保険料の徴収対象者が65歳以上の者であり、介護を身近に捉える被保険者が多いことや、不納付に対するペナルティ制度も厳しいため、被保険者の納付努力も高くなっていることが背景にあるのではないかと考えられる。

なお、介護保険料の徴収については、特別徴収の対象者は年金から天引き徴収されるため、滞納が発生する余地はない。したがって、介護保険課の滞納管理は、もっぱら納付書によって納付される普通徴収者を主眼として行われている。

近隣他市の収納率比較

(単位：%)

市名		平成14年度	15年度	16年度
船橋市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	92.7	92.0	91.5
	過年度分	15.5	12.2	15.3
	合計	97.2	96.2	95.7
千葉市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	91.2	90.8	90.4
	過年度分	29.7	24.6	25.7
	合計	96.8	96.3	96.2
市川市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	89.2	88.1	87.7
	過年度分	19.5	23.2	20.8
	合計	95.9	95.2	94.9
松戸市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	89.0	88.8	87.9
	過年度分	20.1	17.9	11.8
	合計	95.5	94.4	93.0
柏市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	93.8	92.9	92.1
	過年度分	32.5	19.3	24.0
	合計	98.0	97.2	96.9

市 名		平成 14 年度	15 年度	16 年度
習志野市	現年分 (特別徴収)	100.0	100.0	100.0
	現年分 (普通徴収)	94.7	93.6	92.5
	過年度分	43.2	34.0	28.2
	合 計	98.3	97.7	97.3

(市資料より)

他市と同一条件下にあるか否か不明であるが、どの近隣他市においても過年度分の収納率は低い。市はこの中では中位といえる。

収入未済額の滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

(単位:千円)

年 数	件数 (注 1)	金額 (注 2)
1 年以内	2,914	60,513
2 年以内	1,989	46,348
3 年以内	1,238	5,142
4 年以内	34	244
5 年以内	-	-
5 年超	-	-
合 計	6,175	112,248

(市資料より)

(注 1) 件数とは年度ごとの人数である。

(注 2) 出納整理後のため、 の表とは若干金額が異なっている。

時効は 2 年であるため、収入未済額が 1, 2 年以内のものが大部分である。3 年以上のものは、債務承諾に基づく分納納付によって時効を中断している被保険者である。

不納欠損

(単位:千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効 (2 年)	4,652	18,915	34,513
その他	-	1	152
合 計	4,652	18,916	34,666

(市資料より)

不納欠損の大半は時効によるものである。保険料の徴収、還付や保険給付を受ける権利は時効により消滅するが、徴収督促や債務承諾は時効中断の効力を有する (介護保険法第 200 条、民法第 147 条)。

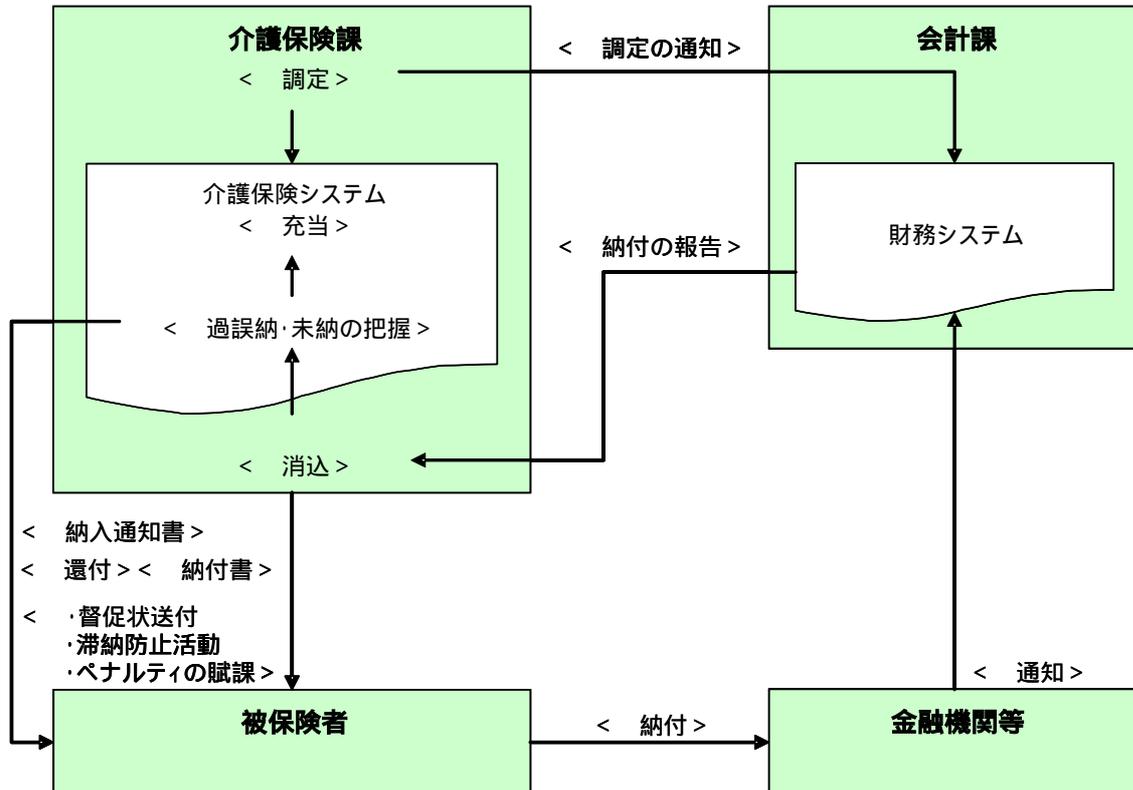
滞納債権の回収体制と方法

平成 12 年から介護保険制度が開始され、年数が経過するにつれ、徐々に滞納が問

題化してきている。これに対応して、市は平成 16 年度より「滞納整理基本方針」と「実施計画」を策定して滞納防止活動を本格化した。

ア. 収納

滞納管理の主眼である普通徴収対象についてのフローを示す。



介護保険課で 調定された額は 会計課に通知され、介護保険課から被保険者に納入通知書、納付書を送付して請求される。被保険者は金融機関等に 納付し、金融機関等は会計課に 通知する。会計課は納付済みのデータを介護保険課に 報告し、介護保険課は調定データと突き合わせて 消込及び 過誤納・未納の把握を行う。過誤納は過去の未納に 充当又は、 還付されるが、未納に対しては 督促状を送付し、ペナルティを伴う滞納防止活動を開始する。

イ. 滞納防止活動

a. 文書催告

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期限後 20 日以内に納付日を指定して、毎月督促状を発送している（介護保険法第 156 条、船橋市国民健康保険条例第 24 条）。分納納付契約の不履行者にも毎月、また長期滞納者には年 3 回催告書を送っている。

b. 電話催告

所得段階4（本人が住民税課税で合計所得が200万円未満の者）以上の滞納者に対しては、夜間電話催告の強化期間を年2回設け、また、要介護認定受給者の滞納者に対しては随時電話催告を行っている。

c. 臨戸徴収

保険料係が中心となって要介護認定受給者、長期滞納者に対する平日臨戸徴収を行っている。また、所得段階4以上や口座振替未納者等に対する休日臨戸徴収を、介護保険課全員で行っている。

d. 納付相談

納付相談は常時行っており、滞納者に対しては債務承諾に基づく分納誓約書を申請させ、困窮者に対しては生活保護・減免を申請させるなどしている。

e. 実態調査

督促状等が返戻されてくる世帯については、住んでいないことが確認されたものに対しては住民登録を抹消する職権消除を行っている。

ウ. ペナルティ

a. 延滞金

保険料を滞納したのに対しては、年14.6%の割合で延滞金を徴収する（介護保険法第157条、船橋市介護保険条例第7条）。

b. 償還払い方式への変更

1年以上滞納すると、介護サービスの利用料を利用者が一旦全額支払い、その後90%分の払戻しを受けるという方法に変更される（介護保険法第66条、介護保険法施行規則第99条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第3条以下）。これを償還払い方式という。なお、滞納について特別の事情があると認められる場合には、工の保険料の徴収猶予が適用される。

もっともこの変更は滞納額の完納等で取り消されることになっている（介護保険法第66条第3項、介護保険法施行令第31条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第7条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第7条第5項第2号の取扱いに関する基準）。

具体的には

- 納期限が過ぎた保険料額の5割以上が納付されたとき
- 市長が特に認めたとき。
- 1年以上滞納している保険料がすべて納付されたとき
- 債務承諾書が提出されたとき又は分割納付誓約書（以下、「債務承諾書等」と

いう。)が提出され、その後誠実に履行されているなど、滞納保険料が相当の期間内に納付されることが確実に見込めるとき

滞納者にとっては、受けられる介護サービスの程度に直結する、給付の差止め以降のペナルティはより深刻であるため、通常、債務承諾書等が提出される。なお、平成 17 年 7 月 25 日現在分納中のものは 189 人である。

c. 給付の差止め

1 年 6 ヶ月以上滞納すると、保険給付の全部又は一部が一時差し止められる(第 1 号被保険者：介護保険法第 67 条、介護保険法施行規則第 103 条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第 8 条以下)(第 2 号被保険者：介護保険法第 68 条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第 11 条以下)。すなわち、自己負担額が増える。

d. 給付額減額等

2 年以上滞納すると、一定の期間において介護給付等の額の減額や、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を停止される(介護保険法第 69 条、船橋市介護保険給付制限に関する要綱第 17 条以下)。すなわち、自己負担額が増える。

e. 滞納処分

保険料を納期限までに納付せず、督促を受けても納付しない者については、地方税法及び国税徴収法に基づき差押処分を行う(介護保険法第 144 条、船橋市財務規則第 50 条)。

工. 保険料の徴収猶予、減免

以下の条件に該当する者は、滞納について特別の事情があると認められるため、6 ヶ月以内の期間を限度とする徴収猶予の措置が図られている(介護保険法第 66 条、第 142 条、介護保険法施行令第 30 条、介護保険法施行規則第 100 条、船橋市介護保険条例第 8 条)。

- a. 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- b. 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと
- c. 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと
- d. 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する

者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと

e. その他

- ・盗難や詐欺により財産について著しい損害を受けたこと
- ・自己破産宣告を受け著しく保険料の納付に支障をきたすこと
- ・施設に拘禁又は収容されたとき
- ・生活保護法に規定する要保護者又はそれに準じるとき

この取扱いにより徴収猶予を行ってもなお納付困難な状況が継続すると認められる場合を対象として、市は平成 12 年 10 月より、低所得者対策として下記の表の減免制度を設けている（介護保険法第 142 条、船橋市介護保険条例第 9 条、船橋市介護保険料減免取扱い基準）。

【上記 a に該当する場合】

損失の程度 生計中心者の所得金額	資産総額の 50/100 以上	資産総額の 30/100 以上 50/100 未満
250 万円未満	全額	4/5
250 万円以上 500 万円未満	1/2	2/5
500 万円以上 1000 万円未満	1/3	1/5

（市資料より）

【上記 b ~ d に該当する場合】

減少の程度 生計中心者の所得金額	前年所得の 50/100 以上	前年所得の 30/100 以上 50/100 未満
250 万円未満	全額	4/5
250 万円以上 500 万円未満	1/2	2/5

（市資料より）

【上記 e の場合】

盗難や詐欺により財産について著しい損害を受けたこと	【上記 a に該当する場合】の表にて判定
自己破産宣告を受け著しく保険料の納付に支障をきたすこと	全額
施設に拘禁又は収容されたとき	全額
生活保護法に規定する要保護者又はそれに準じるとき	1/2 または 1/3

（市資料より）

減免制度は、上記の徴収猶予規定の該当条項、収入の減少の程度、所得金額等で減免割合が定められているが、介護保険は被保険者全員で支えるという法の趣旨があり、厚生労働省も千葉県も「全額免除は問題である」との方針である。このため、市では、

「全額免除」を自己破産その他に重大なものに限っている。

(2) 監査の結果と意見

債務承諾書・分割納付誓約書について

債務承諾書等を提出すれば、時効が中断され、滞納者は給付の差止め等のペナルティを免れることができる。この制度の趣旨は、滞納者の納付意思を信頼し、一時的に納付を猶予することによって制度の公平性、安定性と被保険者を守ろうとする点にあると考えられる。このため、債務承諾書等が「船橋市介護保険給付制限に関する要綱」等の趣旨に沿っているかどうかの判断が問題となる。

しかし、現場は、滞納の急増に伴って人手が不足しており、かつ滞納者の内容が多様であるため、適切な判断を行うのが難しい状況にある。

例えば、ペナルティ回避の目的で債務承諾書等を提出し、それを毎年繰り返す者が存在する。市はこのような者に対しては、年度内の履行状況が悪い場合は債務承諾書等を認めないこととしているが、この判断の具体的な基準は現在作られていない。

また、現に人命に関わるような介護サービスを受給中の者に滞納があった場合には、人道上、その者の納付意思を信頼して債務承諾書等を承認せざるを得ないのが現実である。このような判断を現場で行わせるのは酷であるが、具体的な判断基準は、現在のところ作られていない。

その結果、現場職員に過大な負担をかけているおそれがある。

【意見】

債務承諾書等の承認は、ペナルティ回避のために悪用される場合もあれば、時に人命に関わるような場合もある。このような多様な判断を、多忙な現場職員がこなすためには、制度の趣旨に沿った形で画一的に行うことができる判断基準を用意する必要があると考える。

滞納処分及び延滞金徴収について

保険料を納期限までに納付せず、督促しても納付しない者については、規程では差押処分を行うこととされている。しかし、介護保険制度の発足は平成 12 年度であり、日も浅く、完全に定着しているとは言い難いため、まだ差押の実行まではなされていない。

また、保険料を滞納した者に対しては、年 14.6%の割合で延滞金を徴収するとされている。しかし、徴収した額は、滞納保険料自体に充当することを優先しており、規程どおりには処理されていない。

【意見】

これらを実行することが、市の現実に即しているとは必ずしも言い切れないが、ペナルティ制度の一環として、実行を検討する必要があると考えられる。

減免制度の適用拡充について

ア. 所得段階ごとの滞納状況

(単位:千円)

所得段階	所得段階の内容	人数 (注1)	滞納者数 (注2)	滞納金額 (注3)	不納欠損 発生額
1	生活保護、老齢福祉年金の受給者 で住民税非課税の者	1,548	152	1,548	186
2	世帯全体が住民税非課税の者	26,307	1,728	40,741	14,887
3	本人は住民税非課税かつ世帯に住 民税課税の者がいる者	28,517	1,134	36,271	10,203
4	本人が住民税課税で合計所得金額 が200万円未満の者	14,112	626	16,200	6,073
5	本人が住民税課税で合計所得金額 が200万円以上500万円未満の者	11,708	396	13,324	3,317
6	本人が住民税課税で合計所得金額 が500万円以上の者	3,852	107	4,162	-
	合計	86,044	4,143	112,248	34,666

(市資料より)

(注1) 平成16年度当初の所得段階ごとの実際人数

(注2) 「のべ」の概念であり、実人数としては合計3,552人である。

(注3) 出納整理後のため、(1)の表とは金額が異なっている。

まず、その年の所得水準と負担能力が単純に比例するとは必ずしも限らないが、住民税非課税世帯を含む低所得者層から滞納や不納欠損の大半が発生していることは明らかである。

介護保険法では、生活保護者や住民税非課税世帯からも公平に徴収しようとする原則があるので、負担能力に乏しい者は減免等がない限り、滞納しがちである。

平成16年度減免実績では、減免の件数は168件、金額は1,331千円であり、決して多額ではない。この理由としては、減免の要件自体が厳しいこと、全額免除が限定されているなど減額割合が大きくないことと、負担能力を実質判断するために、同じ家に世帯主が二人いればもう一方の世帯主の資力も調査されることとなっており、こうした調査に市民の抵抗感が強く、減免の申請をしていないケースもあること等が考えられる。

イ. 平成 16 年度に行われた臨戸徴収の概要

(単位:人・%)

実施時期	納付 (注1)	納付 約束	分納 設定 (注1)	不在 差置 (注2)	所在 不明	納付 拒否 (注3)	その他 (注4)	合計
5月	8	19	1	33	2	1	9	73
7月	10	15	4	22	7	4	26	88
12月	15	29	27	113	21	18	50	273
1月	5	26	7	75	13	7	21	154
2月	53	25	13	74	24	10	29	228
合計	91	114	52	317	67	40	135	816
構成比	11.2	14.0	6.4	38.8	8.2	4.9	16.5	100.0

(市資料より)

(注1) 合計で3,251千円が徴収された。

(注2) 不在であったため、目立つように黄色の催告書を投函したものである。

(注3) 介護保険制度に疑問を有し、または依存しない意思のため。

(注4) 本人の居住が確認できない、納付困難、連絡待ち、制度説明のみなど。

ウ. 臨戸徴収対象者の滞納金額と徴収金額の実績

(単位:千円)

実施時期	滞納金額	徴収金額 (注)	徴収率
5月実施	2,326	254	10.9%
7月実施	3,254	450	13.8%
12月実施	12,136	929	7.7%
1月実施	6,195	584	9.4%
2月実施	10,372	1,034	10.0%
合計	34,283	3,251	9.5%

(市資料より)

(注) 訪問徴収後1ヶ月以内の入金

イの表を見ると、確かに納付や納付約束を達成できており、臨戸徴収について一定の成果が出ていると言える。しかし、38.8%の訪問先が不在差置となっており、また所在不明も多い。

また、ウの表を見る限り、臨戸徴収による徴収率が短期的には低いと言わざるを得ない。

すなわち、低所得者層を中心とする滞納者に対しては、徴収コストをかけても、それに見合うだけの十分な効果に結びついていないと必ずしも言えない状況である。

【意見】

制度の基本的な立場として、公平性の観点は重要である。しかし、介護保険の場合、介護を身近に捉える被保険者が多く、また国民健康保険と比較してペナルティ制度も厳しいため、特に介護サービスの受給者には納付の努力を最大限に行っている者が多いのではないかと考えられる。それでも滞納が発生している点については、滞納者の資力が非常に乏しく、どうにもならない事情がある場合が多いのではないかと考えら

れる。

したがって、そうした低所得者を中心とする層に対しても、限りある徴収コストを一律に投入することは必ずしも有効な方策とは言えないと考える。また、少子高齢化の流れの中で、今後もこうしたきめ細かな対応を継続していくことが合理的と言えるのか考えられなければならない。

従って、負担者間の公平性には配慮しつつも、弱者救済と徴収事務の有効性の観点から、減免制度拡充の検討が望まれるところである。

5. 福祉サービス部障害福祉課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
負担金	調定額	229,552	128,253	136,914
	収入額	205,415	105,303	115,591
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	24,137	22,950	21,323
	収納率	89.5%	82.1%	84.4%
使用料	調定額	1,007	970	1,006
	収入額	1,007	970	976
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	30
	収納率	100.0%	100.0%	97.0%
貸付金 元利収入	調定額	12,360	11,129	13,707
	収入額	10,544	8,905	10,851
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	1,816	2,224	2,856
	収納率	85.3%	80.0%	79.2%
雑入	調定額	17,885	2,670	5,190
	収入額	16,965	1,750	4,226
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	920	920	964
	収納率	94.9%	65.5%	81.4%
合 計	調定額	260,804	143,022	156,817
	収入額	233,931	116,928	131,644
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	26,873	26,094	25,173
	収納率	89.7%	81.8%	83.9%

(市資料より)

(注) 平成 15 年度から介護保険制度の改正により、負担金・雑入の金額が減少している。

収入未済額滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

年 数	件数	金額
1 年以内	168	2,008
2 年以内	36	1,194
3 年以内	129	5,845
4 年以内	108	4,920
5 年以内	87	4,151
5 年超	194	7,055
合 計	722	25,173

(市資料より)

対象債権及び収入項目

収入項目	収入内容
負担金	福祉サービス施設の自己負担金 ヘルパー事業の負担金
使用料	障害者施設の使用料
貸付金元利収入	障害者用住宅に改装するための住宅資金 貸付金元本収入 (船橋市中心身障害者等住宅整備資金貸付 条例第6条によって無利子)
雑入	短期入所での水道光熱費自己負担分

不納欠損

実施していない(「(2)監査の結果と意見 不納欠損処理について」参照)

収納プロセス

(負担金・使用料)

毎月10日...サービス実績記録表の提出

重複利用サービスの確認、利用者負担額の決定

月末...利用者負担金納入の決裁、調定、納付書送付

年度末...未納者確認

翌年度始め...未納者に対して督促状送付

(貸付金元本収入)

各月初旬...当月償還予定者の償還金額の調定及び納付書の送付

各月末...納付内容の確認(台帳消し込み)

年度末...未納者確認

翌年度始め...未納者に対して再度納付書の送付

滞納債権の回収体制と方法

回収専担者はおらず、定期的な臨戸も実施されていない。

回収マニュアル等は整備されていない。

(2) 監査の結果と意見

滞納状況とその管理について

障害福祉課の発生5年超である収入未済額について滞納状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

相手先名	項目	金額		相手先の状況
		発生5年超	平成16年度残高	
A	負担金/知的措置	979	979	連絡あり
B	負担金/知的措置	915	915	状況不明
C	負担金/知的措置	368	368	誓約書入手
D	負担金/知的措置	607	1,835	誓約書入手
E	負担金/身体措置	96	96	誓約書入手
F	負担金/身体措置	306	1,534	誓約書入手
G	負担金/身体措置	810	4,050	誓約書入手
H	負担金/身体措置	443	1,534	誓約書入手
I	負担金/身体措置	1,378	3,649	誓約書入手
J	負担金/身体措置	212	1,292	状況不明
K	負担金/ホームヘルパー	13	13	死亡
L	負担金/ホームヘルパー	4	4	状況不明
M	雑入	292	292	状況不明
N	雑入	255	255	誓約書入手
O	雑入	205	205	行方不明
P	雑入	46	46	状況不明
Q	雑入	94	94	状況不明
R	雑入	24	24	死亡

(市資料より)

障害福祉課では、滞納債権について、債務者ごとの個別ファイルは作成されていない。よって、その発生年度ごとに区分し内容を検討する、いわゆる年齢調べ等は、定期的を実施されておらず、債務者ごとの債権回収に必要な管理が十分出来ているとはいえない。一部の相手先については、誓約書を入手しているが、それだけであり、債権回収に対する体制としては不十分である。

【意見】

滞納債権については、債務者ごとに個別ファイルを作成することが望ましい。個別ファイルには債務者との折衝の過程を記載することによって、債権回収に役立てられると共に、担当者交代時の引継ぎにも有用と考える。

また、相手先の状況が不明な者も多いので、まず相手先の状況を十分に把握すると共に、債権回収を促進出来るような体制を整備することが必要と考える。

不納欠損処理について

現在、障害福祉課では、不納欠損処理は行っていない。しかし、収入未済額をみると、すでに債務者が死亡しているケースや行方不明となっているケースもみられる。これらは相続人に相続されたわけではないので、形式的要件でみれば不納欠損処理の対象とな

る。

【改善策】

形式的要件でみれば不納欠損処理の対象となる債権については、適切に処理されることが必要である。死亡及び行方不明は形式的なケースであるが、「滞納状況とその管理について」に記載のとおり、障害福祉課では、滞納債権の把握が不十分である。今後、債務者の概況を適切に把握し、不納欠損の対象となる債権の有無を検討し、対象債権については不納欠損処理の要否を検討すべきである。

延滞利息規定の適用について

船橋市心身障害者等住宅整備資金貸付条例第8条第2項では、以下のように規定している。

第8条

第2項 延滞金の利率は、年7.3パーセントとする。

上記第8条第2項の規定に係らず、担当者からは、当該延滞利息の調定及び回収は行われていないとの説明を受けた。

【改善策】

上記延滞利息は、条例で定められているため、適切に計算し、回収する必要がある。

督促について

船橋市財務規則第49条によると、収入未済金については、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状（第34号様式）を発しなければならないこととなっているが、これを遵守していない。

【改善策】

船橋市財務規則に準拠して、納期限後、20日以内に第34号様式に従った督促状を発送しなければならない。

6. 福祉サービス部生活支援課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	102,160	125,457	145,405
収入額	60,579	62,785	63,151
不納欠損額	1,473	4,714	3,229
収入未済額	40,107	57,956	79,024
収納率	59.3%	50.0%	43.4%

(市資料より)

収入未済額滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

年 数	件数	金額
1 年以内	193	28,930
2 年以内	124	23,394
3 年以内	65	15,295
4 年以内	31	4,445
5 年以内	13	5,193
5 年超	21	1,764
合 計	447	79,024

(市資料より)

対象債権及び収入項目

生活支援課では、生活保護法の規定に基づき、生活保護の対象者に対して生活保護費を支給している。そして、その支給にあたり、要保護者及びその扶養義務者に係る生活保護法第 29 条に定める収入・財産に関する調査を行う。しかし、当該調査には限界があり、虚偽申請による支給が生じる可能性があるため、債権が生じることとなる(第 78 条対象債権)。また、急迫の場合は資力があっても一時的に生活保護費を支給し、その後回収するために債権が生じることとなる(第 63 条対象債権)。

不納欠損

ア. 不納欠損額事由別推移

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効(5 年)	1,473	4,714	3,229

(市資料より)

収納プロセス

ア．ケースワーカー（以下、「CW」という。）より第63条・第78条決定決裁受領

イ．現年度中に全額納付見込及び失踪等で返納見込のないもの

全額調定、債権管理簿記載

分割返済計画のあるもの

その年度内入金予定額のみ調定、年度分割債権管理簿に記載

翌年度以降の入金予定額は未調定債権管理簿に記載

ウ．決定台帳に記載

エ．調定一覧に記載

オ．金銭受領後、翌日位までに「現金領収帳振込書」に領収済通知書を添付し、銀行へ入金

滞納債権の回収体制と方法

回収専担者はいない。死亡者は相続人の申し出があったもののみ対応。死亡・失踪者を除く全員を抽出し、保護受給中のものは担当CWに確認後、督促関係書の郵送。

(2) 監査の結果と意見

滞納状況とその対応について

平成16年度の収入未済額のうち残高1,500千円以上の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

No.	決定通知日	残高	適用	根拠条文	現況
	H10/1/28	1,940	年金未申告	78条	督促
	H12/10/24	1,534	土地売却	63条	分納
	H13/10/10	1,671	年金手当受給	63条	督促
	H14/4/40	2,644	年金未申告	63条	督促
	H15/3/26	2,085	軍人恩給担保による借入	78条	分納
	H15/3/26	2,432	勤労収入未申告	78条	死亡
	H15/9/2	2,314	障害基礎年金受給未申告	78条	死亡
	H16/1/27	11,698	収入未申告	78条	督促
	H15/6/6	1,760	年金未申告	78条	督促
	H15/6/30	1,830	国民年金	78条	分納
	H15/10/30	3,104	就労収入未申告	78条	督促
	H15/11/27	2,200	就労収入未申告	78条	督促
	H15/10/31	1,701	不正受給（遺族年金浪費）	78条	督促
	H15/12/19	2,780	不正受給（仕送り未届）	78条	死亡

（市資料より）

【改善策】

ア．第29条の収入・財産調査について

上記のうち、については、保護開始時に資力があるにも拘らず、虚偽申請を第29条の収入・財産調査にて発見できなかったケースである。なお、第29条の収入・財産調査に必要な添付書類については文書化・マニュアル化されておらず、CW

ごとにバラバラである。特に年金収入の確認については、社会保険事務所への本人による確認が必要とされている。しかし、第 29 条の収入・財産調査において、その結果が必ずしも申請書へ添付されていない。よって、第 29 条の収入・財産調査の実効性をあげるためにも添付書類の文書化・マニュアル化を実施し、社会保険事務所の確認書の添付の義務付け等を検討することが必要である。

【意見】

ア．保護開始後収入のモニタリングについて

上記のうち、については、保護開始後に発生した収入の未申告が原因となっている。

担当者によれば、市民税課の収入データから前年度と比較し、新規収入の有無をチェックしているとの説明を受けた。これが有効に機能すれば、市に源泉のある収入及び年金関連は捕捉できるため、有効なモニタリングと思われるが、上記ケースに関してはこうしたチェックでは発見漏れとなっている。よって、チェック方法及びその体制についての精度をより向上させることが望ましい。

また、定期的に第 29 条に基づいた調査を行うことも有用である。もし、全件の実施が困難であるならば、サンプリングで実施することも考えられる。

イ．折衝記録の整備について

滞納債権の管理については、「保護費返還金債権管理簿」にて回収管理しているが、いわゆる債務者との間の折衝記録の記載がない。債権回収において債務者との折衝記録の作成は非常に有効であるし、人事異動による引継ぎ等の点からも、債務者ごとの折衝記録を整備することが望ましい。

保護者ファイルの保存について

生活支援課においては、保護者ごとに保護者ファイルを作成しており、生活保護申請、第 29 条調査、保護者と CW との保護記録等について詳細に記録している。この保護者ファイルは保護廃止後 5 年間保存することとなっているが、上記「滞納状況とその対応について」におけるについては、まだ廃止後 5 年以内であるにもかかわらず、ファイルの閲覧を依頼したところ、ファイルの所在が確認できなかった。

【改善策】

保護者ファイルの保管を徹底すべきである。

【意見】

保護者ファイルには当該保護申請に関する資料、保護状況等の情報が記載されている。よって、債権回収のための資料としても非常に有効であるため、債権残高のある保護者に関する保護者ファイルについては、保護廃止後 5 年経過していたとしても保管してお

くことが望ましい。

生活保護法第 85 条（罰則規定）の適用について

生活保護法第 85 条では、以下のように規定している。

（罰則）

第 85 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものは、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

上記第 85 条の要件「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたもの」は、そのまま第 78 条の要件と一致している。つまり条文をそのまま読むと、第 78 条で債権を回収すべきとしている保護者は、原則的に第 85 条に該当すると考えうる。しかし、担当者に質問したところ、第 85 条については過去適用実績がなく、検討したこともないとの回答であった。

【意見】

現状では、第 85 条は申請書に罰則規定を提示することによって虚偽申請に対するけん制の役目にとどまっている。また、生活保護法の立法趣旨等を鑑みると、全ての第 78 条債務者を第 85 条の罰則規定に当てはめるのは妥当とはいえないと考える。

しかし、現在の滞納債権のうち第 78 条債権の占める割合は大きく、また、生活保護費を詐取する目的と思われるものも見受けられる。よって、特に悪質な第 78 条債務者については、少なくとも第 85 条の適用を検討することが必要ではないかと考える。

督促について

船橋市財務規則第 49 条によると、収入未済金については、納期限後 20 日以内に納入義務者に対して督促状（第 34 号様式）を発しなければならないこととなっているが、それを遵守していない。

【改善策】

船橋市財務規則に準拠して、納期限後、20 日以内に第 34 号様式に従った督促状を発送しなければならない。

7. 子育て支援部児童家庭課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分	/	54,880	51,822
	過年度分		26,170	32,185
	合 計		81,050	84,007
収入額	現年分		47,611	42,391
	過年度分		1,253	1,790
	合 計		48,865	44,182
不納欠損額	現年分		-	-
	過年度分		-	-
	合 計		-	-
収入未済額	現年分		7,268	9,430
	過年度分		24,916	30,394
	合 計		32,185	39,825
収納率	現年分		86.8%	81.8%
	過年度分	4.8%	5.6%	
	合 計	60.3%	52.6%	

(市資料より)

(注) 市の母子寡婦福祉資金貸付制度は、市としては、平成 15 年度の中核市移行に伴い千葉県から移管されて始めたため、平成 14 年度については該当がない。

過年度分の収納率は非常に低い。したがって、現年分の収納率を高め、滞納額をいかに少なくするかが、収納率を上げるうえでのポイントとなる。

さらに、次の表は、現年分と過年度分の合計で近隣他市県との収納率比較を行ったものである。

(単位：%)

市名及び県名	平成 14 年度	15 年度	16 年度
船橋市	-	60.3	52.6
千葉市	59.1	53.0	50.1
千葉県	60.5	56.2	55.7
埼玉県	63.1	60.0	58.9
神奈川県	37.0	34.0	32.3
東京都	28.8	28.3	27.8

(市資料より)

(注) 母子寡婦福祉資金の貸付制度は、政令指定都市及び中核市を除き、都道府県の所管となっている。

市の収納率は千葉市、千葉県及び埼玉県と同等の水準にあるが、その収納率の数値自体は必ずしも高いとはいえないものである。

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

年 数	件 数	金 額
1 年以内	47	1,293
2 年以内	43	3,663
3 年以内	61	7,952
4 年以内	24	4,672
5 年以内	8	2,422
5 年超	66	19,820
合 計	249	39,825

（市資料より）

収入未済額の滞納原因別集計（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件 数	金 額
その他（注）	249	39,825

（市資料より）

（注）児童家庭課では、平成 16 年度までは滞納原因を集計していないため、すべて「その他」となっている。

収入未済額の現在の状況（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

状 況	件 数	金 額
分納納付中	40	8,843
その他	209	30,982
合 計	249	39,825

（市資料より）

主な収入項目

母子及び寡婦福祉資金貸付制度とは、母子及び寡婦福祉法第 13 条及び第 32 条の規定に基づき実施される制度である。制度の趣旨は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することにある。監査の対象とした収入項目は、当該制度に基づく貸付金の元利収入である。

不納欠損

母子寡婦福祉資金の貸付金は、私法上の債権とされており、民法の適用を受けることから、時効の期間は 10 年となっている。なお、市の母子寡婦福祉資金貸付金制度は平成 15 年度から始まっており、平成 15 年度及び平成 16 年度において、不納欠損はない。

滞納債権の回収体制と方法

児童家庭課では、以下の手段を設けている。

ア. 滞納防止活動

児童家庭課では母子寡婦福祉資金貸付金の償還方法として、原則として口座振替によっている。口座振替により、「うっかり未償還」や納付書による償還手続きの煩わしさによる未償還を防止している。納期限どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

借受人が償還金の全部又は一部を支払期日までに償還しない場合は、船橋市財務規則に基づき、借受人等に対して督促状兼領収書により納入履行の督促をしなければならない（船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第4章第1の1）。児童家庭課では、月末の納期限から20日以内である翌月20日までに督促状を未償還者に送付している。

さらに、平成17年度からであるが、7月頃迄に催告書を送付し、償還を促すこととしている（平成17年度は6月に送付している）。

b. 臨戸徴収

非常勤の償還協力員1名が月6日程度、戸別訪問し督促している。また、児童家庭課正職員が随時戸別訪問し督促している。これにより、現場徴収とまではいかないまでも、現況の把握や納付指導を行うことができ、長期的には納付意識も向上させることができるので、有効な方法であると考えられる。

c. 面接指導及び償還計画確認書

平成17年度から、催告書の送付後8月頃に児童家庭課に来課してもらい、面接指導と償還計画確認書の徴取をすることとしている（平成17年度は7、8月に実施）。

面接指導は対面することにより、償還計画確認書は書面の提出により、それぞれ償還意識を向上させることができ、有効な方法であると考えられる。

d. 連帯保証人への通知

平成17年度から、上記cによる呼び出しにも応じず、かつ納入のない滞納者の連帯保証人に対する償還指導依頼を9月頃に通知し、滞納者の納入履行についての指導協力を依頼している。また、連帯保証人からの納入指導にも係らず滞納者が納入しない場合には、連帯保証人債務履行請求書を当該連帯保証人に送付し納入履行の督促をすることとしている。

イ. ペナルティ制度

母子及び寡婦福祉法施行令及び船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領によれば、償還を滞納した場合には次のペナルティを課すこととしている。

a. 一時償還

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付を受けた者が償還金の支払を怠ったときには、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる（母子及び寡婦福祉法施行令第16条第2号）。これを受けて、船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第3章第8において一時償還の規程が設けられている。

b. 違約金

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する（母子及び寡婦福祉法施行令第17条）。これを受けて、船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第4章第3において、違約金の規程が設けられている。

ウ. 償還金の支払猶予及び免除

都道府県は、次に掲げる場合には、母子福祉資金貸付金の貸付を受けたものに対し、償還金の支払を猶予することができる（母子及び寡婦福祉法施行令第19条）。

- ・災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき（同条第1項第1号）。
- ・修学資金又は就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付により修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は就学資金の貸付により知識技能を修得しているとき（同条第1項第2号）。

これを受けて、船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第3章第9において、償還金の支払猶予が定められている。

また、母子及び寡婦福祉法第15条において、以下の場合、償還の免除ができる規程が設けられている。

- ・貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
- ・母子及び寡婦福祉法第13条第1項第4号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付を受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還す

ることができなくなると認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部を免除することができる。

これを受けて、船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第4章第4において、償還金の免除が定められている。

(2) 監査の結果と意見

違約金の不徴収について

違約金の徴収は、母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第4章の第3において定められている。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときはこの限りではなく、違約金不徴収の申立手続きも定められている。

こうしたことから、違約金を徴収するに当たっては滞納者の生活状況や現況等を把握した上で審査し、徴収又は不徴収を決定する必要がある。しかし、児童家庭課では、こうした手続きを行っていない。

【改善策】

上記施行令等に従い、違約金の徴収又は不徴収の決定手続きを行うべきである。

償還の免除について

母子寡婦福祉資金貸付制度は、「都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けることができる（母子及び寡婦福祉法第13条）」とされており、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長が制度の趣旨となっている。こうした制度の趣旨から、経済的自立が困難な状況に陥っている利用者が少なからず存在していると考えられる。これらの利用者は償還能力が必ずしも高くない場合があり、償還金を調定しても、その支払の優先順位は生活費等の支払より後に置かれる場合が多いと考えられる。

そのため、結局は滞納するか、償還できたとしてもより一層経済的自立が困難な状況に陥ってしまい、結果として制度の趣旨に反することになってしまう可能性が高いと考えられる。したがって、これらの利用者に徴収コストを投入するのは必ずしも合理的とはいえないし、生活困窮者になれば生活保護等の社会コストが追加的に生じてしまうことにもなる。

【意見】

船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第4章第4では、償還金の免除が定められている。そこでは、借受者が死亡又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた場合で、連帯借受人及び保証人のいずれにも支払能力がなく、貸付金を償還することができなくな

たと認められるときは議会の議決を経て、当該貸付額の全部又は一部の償還を免除することができることとなっているので、当該制度の適用の検討が望まれる。

償還計画確認書について

児童家庭課では、臨戸訪問等によって連絡のとれた滞納中の利用者については、償還計画確認書を記入してもらい、納付を約束させるなど、一定の実績をあげてはいる。

しかし現場は人手不足であり（平成 16 年度末現在、母子寡婦福祉資金の償還事務は正職員 1 名（他業務との兼務）及び非常勤職員 1 名（専任）である）、かつ内容が多様であるため、以下のような事項についてのマニュアル化は進んでいない。

- ・ 償還計画確認書の信頼性（特に分納の最低金額）をどの程度まで認めるか。
- ・ 分納の不履行後、償還計画確認書の再提出をどの程度まで認めるか。

【意見】

上記の 2 点についてはどちらもマニュアル化されていないため、実際の徴収現場においては、担当者の裁量に委ねられていると考えられる。その結果、滞納者間での不公平や分納期間が異常に長期化するといった事態が起きるおそれがある。したがって、早期のマニュアル化の検討が望まれる。

8. 子育て支援部保育課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分	1,580,154	1,646,317	1,702,079
	過年度分	118,248	122,751	137,200
	合 計	1,698,402	1,769,068	1,839,280
収入額	現年分	1,553,963	1,613,886	1,672,676
	過年度分	15,105	13,395	15,579
	合 計	1,569,069	1,627,281	1,688,255
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	6,581	4,586	4,357
	合 計	6,581	4,586	4,357
収入未済額	現年分	26,190	32,430	29,403
	過年度分	96,560	104,769	117,263
	合 計	122,751	137,200	146,666
収納率	現年分	98.3%	98.0%	98.3%
	過年度分	12.8%	10.9%	11.4%
	合 計	92.4%	92.0%	91.8%

(市資料より)

過年度分の収納率は非常に低い。したがって、現年分の収納率を高め、滞納額をいかに少なくするかが、収納率を上げるうえでのポイントとなる。

さらに、次の表は、現年分と過年度分の合計で近隣他市との収納率比較を行ったものである。

(単位：%)

市 名	平成 14 年度	15 年度	16 年度
船橋市	92.4	92.0	91.8
千葉市	93.2	92.8	92.6
松戸市	85.9	86.2	86.9
市川市	90.6	90.4	91.3
柏市	97.4	97.2	97.0
習志野市	96.0	95.9	95.8

(市資料より)

市の収納率は近隣他市との比較では平均水準にある。

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

年 数	件 数	金 額
1 年以内	327	29,403
2 年以内	217	24,350
3 年以内	170	18,355
4 年以内	166	18,785
5 年以内	153	15,430
5 年超	309	40,341
合 計	1,342	146,666

（市資料より）

収入未済額の滞納原因別集計（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件 数	金 額
その他（注）	1,342	146,666

（市資料より）

（注）保育課では、滞納原因を集計していないため、すべて「その他」となっている。

収入未済額の現在の状況（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

状 況	件 数	金 額
その他（注）	1,342	146,666

（市資料より）

（注）保育課では、現在の状況を集計していないため、すべて「その他」となっている。

不納欠損

ア．不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効（5 年）	6,581	4,586	4,357

（市資料より）

保育料は、児童福祉法第 56 条に直接根拠をもつ負担金とされており、消滅時効は 5 年である（地方自治法第 236 条第 1 項）。保育料の不納欠損理由は、上記のとおりすべて時効（5 年）によるものである。

滞納債権の回収体制と方法

保育課では、以下の手段を設けている。

ア. 滞納防止活動

保育課では納期限（毎月末）どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

毎月1回、前月分の保育料の滞納者に対し、督促状を送付している。

公立保育園においては、園長より保護者に手渡しし、納付を促している。

また、督促状を送付しても納付しない者については、隔月（奇数月）に1回、2ヶ月前までの保育料の滞納者に対し、催告書を送付している。

公私立とも在園児の場合は園長等より手渡しし、納付を促している。なお、私立保育園については、各園、園長等1名を非常勤特別職の「船橋市保育料納付推進員」として委嘱し当該業務にあたらせている。

b. 非常勤職員による臨戸集金・督促の実施

非常勤職員1名が、過年度分の滞納者を中心に、滞納者の自宅や職場等に赴き、集金・督促を行っている。平成16年度における非常勤職員による収納件数及び金額は、402件、6,312千円である。この金額は、同年度の過年度分の収入額15,579千円の約4割を占めており、一定の効果を挙げているといえる。

臨戸により、現況把握や納付指導が可能となり、現場徴収までに結びつかなくても、長期的には納付意識を向上させることができるので、有効な方法であると考えられる。

c. 公立保育園での収納の実施

公立保育園（27園）の園長及び主任を現金分任出納員に任命し、原則として滞納分保育料の収納を行っている。平成16年度における収納金額は、6,399千円である。この金額は同年度における過年度分の収入額15,579千円の約4割を占めており、一定の効果を挙げているといえる。

保育園の園長及び主任は、保育課職員や非常勤職員と比べて利用者が普段接する機会が多いため、園長らによる収納実施活動は有効な手段である。

d. 課職員による休日臨戸徴収の実施

年2回、保育課全職員及び公立保育園園長（3、4名）により、休日に滞納者の自宅を訪問し、事情聴取・督促・徴収を行っている。

平成16年度においては、以下の納付実績がある。

(単位：円)

実施月	訪問件数	面談件数	徴収件数	徴収金額
6月	99件	30件	16件	291,400
12月	104件	36件	16件	903,270

(市資料より)

この方法は、b. 非常勤職員による臨戸集金・督促の実施と同様、現況把握や納付指導が可能となり、現場徴収までに結びつかなくても、長期的には納付意識を向上させることができるので、有効な方法であると考えられる。

e. 口座振替払い利用率の向上促進

滞納防止の一助として下記の口座振替払いの利用促進策を採っている。

- ・入所案内等に口座振替払いが原則である旨表示。
- ・入所内定者に対する園での説明会の際、口座振替利用を勧奨。
- ・新規入所者に納付書を送付する際、口座振替推奨の文書と口座振替依頼書を同封。
- ・継続入所者のうち、口座振替未利用世帯に対し、口座振替推奨の文書と口座振替依頼書を一齐送付。

上記利用促進策の結果、平成 15 年 6 月に 55.7%であった口座振替利用率が、平成 16 年 6 月には 59.4%、平成 17 年 6 月には 71.7%となっている。

口座振替は金融機関等での窓口納付と異なり、「うっかり未納付」が防止できると考えられることから、滞納防止に役立つと考えられる。

f. 滞納処分の可能性の通知

平成 17 年度に入所案内を改訂したのに伴い、保育料が滞納となった場合、督促状を発行したうえで、なお納付がないときは滞納処分を行うことがある旨を、注意書きとして記載している(入所申込み時、入所案内記載の各事項について了解した旨の署名も行わせている)。

これを受けて、平成 17 年度からではあるが、過去の交渉経過等から特に悪質な高額滞納者に対し、財産調査を実施し、滞納処分実施の予告を行い自主納付を促している。

この方法は、財産差押えという強制徴収措置もありうることをあらかじめ周知させることによって、滞納防止の効果を持たせようとするものである。

イ. ペナルティ制度

滞納による退所処分は特にない。これは、滞納により退所処分となった場合の児童等への影響を考慮し、人道的見地からこうした処分はすべきではないという国からの指導によるものである。

(2) 監査の結果と意見

滞納整理記録簿について

保育課では、主に非常勤職員が臨戸徴収を行っているが、その際に滞納整理記録簿を作成している。しかし、滞納整理記録簿を閲覧したところ、完済者の記録も記録簿に綴られていた。

【意見】

滞納整理記録簿を随時更新し、完済者や不納欠損処理者については取り除くべきである。

滞納者への対応方法について

保育課では滞納額 30 万円以上の利用者のリストを作成し、非常勤職員へ当該リストを渡し、臨戸徴収に役立てている（滞納者及び滞納額全体に占める割合は算定していない）。

しかし、30 万円未満の利用者に対しては、督促状・催告状の発行及び公立保育園の場合には園長からの督促に留まっている。この対応方法は、徴収について、効率性や経済性を重視する立場からは好ましい対応といえるが、滞納者全体の公平性を重視する立場からは、必ずしも好ましいとはいえないという問題がある。

【意見】

少額の滞納者については、他の部局と合同あるいは市として電話による自動催告システムを導入するなど、コストをかけずに公平に徴収する取り組みが重要と考える。

また、現在は園長が督促状の交付や臨戸徴収に参加しているが、園長以外の保育士もこれらの活動に参加し、保育園全体で滞納者に対応することも重要と考える。

納付誓約書について

保育課では臨戸訪問等によって連絡のとれた滞納中の利用者に対し、納付誓約書を記入してもらい、納付を約束させるなど、一定の実績をあげてはいる。

しかし現場は人手不足であり（平成 16 年度末現在、保育料収納関係業務の担当者は正職員 2 名（他業務との兼務）及び非常勤職員 1 名（専任）である）かつ内容が多様であるため、以下のような事項についてのマニュアル化は進んでいない。

- ・納付誓約書様式の統一化（平成 11 年度頃から採用されている納付誓約書の様式はあるが、規則等で統一的に規定されたものではない。）
- ・納付誓約書の信頼性（特に分納の最低金額）をどの程度まで認めるか。
- ・分納の不履行後、納付誓約書の再提出をどの程度まで認めるか。

【意見】

上記の 3 点についてはいずれもマニュアル化されていないため、実際の徴収現場にお

いては、担当者の裁量に委ねられていると考えられる。その結果、滞納者間での不公平や分納期間が異常に長期化するといった事態が起きるおそれがある。したがって、早期にマニュアル化の検討が望まれる。

滞納原因等の集計について

保育課では、滞納者の状況について、滞納整理記録簿を個人別に作成し、電話等での折衝記録を詳細に記録するなど、個人レベルでの滞納状況の把握という点においては、一定の結果を残している。

しかし、滞納者の滞納原因の集計は行っていない。また、滞納者が分納や差押等の状況にあるといった現在の状況の集計についても行っていない。

【意見】

滞納原因や滞納者の現在の状況についての集計は、滞納者全体の現況把握ができ、これを基に対処策を策定・実行することは、間接的にはあるが収納率向上に寄与すると考えられる。平成 16 年度末現在、保育料収納関係業務の担当者は正職員 2 名（他業務との兼務）及び非常勤職員 1 名（専任）と人手不足であることは理解できるが、こうした集計をすることによって、着実に改善に向けた努力をすることが重要と考える。

9. 子育て支援部児童育成課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分	162,602	182,661	200,033
	過年度分	4,854	6,197	10,248
	合計	167,456	188,858	210,281
収入額	現年分	160,237	177,681	195,344
	過年度分	1,022	929	1,337
	合計	161,259	178,610	196,682
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	-	-	-
	合計	-	-	-
収入未済額	現年分	2,365	4,980	4,688
	過年度分	3,831	5,268	8,910
	合計	6,197	10,248	13,599
収納率	現年分	98.5%	97.3%	97.7%
	過年度分	21.1%	15.0%	13.0%
	合計	96.3%	94.6%	93.5%

(市資料より)

過年度分の収納率は非常に低い。したがって、現年分の収納率を高め、滞納額をいかに少なくするかが、収納率を上げるうえでのポイントとなる。

さらに、次の表は、現年分と過年度分の合計で近隣他市との収納率比較を行ったものである。

(単位：%)

市 名	平成 14 年度	15 年度	16 年度
船橋市	96.3	94.6	93.5
千葉市	95.1	94.9	93.3
松戸市(注)	-	99.6	99.4
市川市	-	97.5	96.8
柏市	97.2	96.1	95.1
習志野市	96.7	96.4	95.4

(市資料より)

(注) 松戸市については、入手可能な現年分の数値のみで掲記。市川市は、平成 14 年度まで無料のため、同年度については該当がない。

市の収納率は近隣他市とほぼ同水準にあり、その数値自体も高いといえる。

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

年 数	件 数	金 額
1 年以内	180	4,688
2 年以内	145	3,908
3 年以内	58	1,807
4 年以内	50	1,687
5 年以内	34	1,507
5 年超	-	-
合計	467	13,599

（市資料より）

収入未済額の滞納原因別集計（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件 数	金 額
その他（注）	467	13,599

（市資料より）

（注）児童育成課では、滞納原因を集計していないため、すべて「その他」となっている。

収入未済額の現在の状況（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

状 況	件 数	金 額
その他（注）	467	13,599

（市資料より）

（注）児童育成課では、現在の状況を集計していないため、すべて「その他」となっている。

主な収入項目

監査の対象とした収入項目は、放課後ルームの利用料である児童育成料である。

放課後ルームとは、児童の保護者が働いていたり、病気で入院している等のために、放課後家庭で子どもだけになってしまう小学校 1 年生から 3 年生の児童に遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の健全な育成を図ろうとするものである。

不納欠損

放課後ルームの児童育成料は、地方自治法における公法上の債権のうち、法律で定めのない使用料・手数料等とされており（地方自治法第 225 条）消滅時効は 5 年である（地方自治法第 236 条第 1 項）。市の放課後ルームは、平成 12 年度に開始したサービスであり、まだ 5 年を経過していないため時効による不納欠損はなく、また、他の理由による不納欠損もない。

滞納債権の回収体制と方法

児童育成課では、以下の手段を設けている。

ア. 滞納防止活動

児童育成課では納期限どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

児童育成料は毎月月末を納期限としている（土日祝日の場合は翌月月初）。納入が確認できないものに対して、翌月の中旬頃に督促状を送付して納付を促している。

また、督促状を送付しても納付しない者については年4回（5月・8月・11月・2月）催告書を送付し、納付を促している。

b. 電話催告

上記 a の防止策によっても納付が確認できない者については、催告者リストにより電話催告を実施し、具体的な約束を取り付け、来庁しての現金納付・臨戸徴収を行っている。これにより、電話による現況把握や納付指導が可能となり、現場徴収までに結びつかなくても、長期的には納付意識を向上させることができるので、有効な方法であると考えられる。

c. 内定通知の保留

年度切り替え及び夏休み前などは、例えば年度切り替えの場合、通常3月中旬に発送する入所内定通知を3月末ぎりぎりとするなど、納付が確認できるまで内定通知を保留する措置を行うこともある。

イ. ペナルティ制度

船橋市放課後ルーム条例第5条第3号において、正当な理由がなく児童育成料を滞納したときには市長は入所の許可を取り消すことができるとしている。

(2) 監査の結果と意見

入所取り消しについて

船橋市放課後ルーム条例第5条第3号において、正当な理由がなく児童育成料を滞納したときには市長は入所の許可を取り消すことができるとされている。しかし、実際には正当な理由を決めていないこと、児童への影響等を考慮し、これまで入所の許可の取り消しが行われた例はない。

【改善策】

入所の取り消しや退所処分は、行政サービスの低下という問題もあるが、収納率の低下の防止手段としては極めて有効な手段の一つと考えられる。また、正当な理由なく滞納している利用者については、一方において正規の児童育成料を滞りなく支払っている

利用者との公平性の見地から、特に悪質な滞納者に対しては強い手段を講じる必要があるといえる。

例えば、船橋市放課後ルーム条例において、悪質な滞納者の定義をした上で、これらに該当する者に対しては入所の許可の取り消しや年度途中での退所処分を検討すべきである。

児童育成料の減免について

船橋市放課後ルーム条例施行規則第 10 条第 3 項では、減免の可否を船橋市放課後ルーム減免可否決定通知書により申請者に通知することとなっている。しかし、実際には事務の繁雑さ及び郵送料の二重負担を理由に減免の許可がなされる場合には育成料の金額の通知をもって減免の許可がされたものとみなすこととしている。

【改善策】

現状のままでは法規性違反であるが、事務の繁雑さ及び郵送料の二重負担という点を踏まえ、減免の許可がなされる場合には育成料の金額の通知をもって減免の許可とする旨に同施行規則を改正して実態に合わせるべきと考える。

また、同一の世帯が 2 人以上の児童を入所させる場合、船橋市放課後ルーム条例施行規則第 10 条第 2 項では、減免申請書により申請することとなっている。しかし、実際には保護者の事務手続きの負担を軽減するなどの理由から省略している。

【改善策】

現状のままではこれも法規性違反であるが、保護者の事務手続きの負担を軽減する点を踏まえ、入所の申請書をもって減免の申請とみなす旨に同施行規則を改正して実態に合わせるべきと考える。

徴収事務について

児童育成課では、滞納者の状況について、電算から出力した滞納額のデータ、就労証明書及び滞納者との電話記録を放課後ルームごとにファイリングしており、ミクロレベルでの滞納状況の把握という点においては、一定の成果を残している。

しかし、滞納者の滞納原因をまとめた表や分納中等の滞納者の現在の状況をまとめた表は作成していない。また、滞納金額の上位者リストも作成していない。さらに、臨戸徴収を行っているにもかかわらず、その結果を記録していない。このため、マクロレベルでの滞納状況を把握することができない。

【意見】

児童育成料は月額 8,000 円ということもあり、1 件当たりの滞納金額は数千円から 10 数万円程度と少額であり、滞納者からの徴収のために高額のコストはかけられない。

このため、徴収率の向上のための方策として他の部局よりも一層の効率的・経済的な徴収方法を講じることが求められる。

例えば、以下の方策が考えられる。

- ・滞納者の金額上位リスト及び滞納理由別一覧表を作成し、徴収に役立てる。
- ・臨戸徴収の結果を記録として残し、次回以降の臨戸徴収に役立てる。
- ・現在、児童育成料の納付方法は、口座振替か金融機関の窓口での納付かのいずれかの任意選択となっているため、口座振替の利用状況は平成 16 年 3 月末で 41.9%、平成 17 年 3 月末で 43.0%と横ばいとなっている。そこで、納付方法を原則口座振替とすることによって、「うっかり未納付」を防止する。
- ・他の部局と合同、又は市で自動電話催告のシステムを導入し、滞納者への催告を行い「うっかり未納付」を防止する。

また、予防策としては、現在、延滞金についてこれを徴収する規程はないが、これを整備し、滞納者から徴収することで、納付の促進を図ることも検討すべきである。

児童育成料承認・納付誓約書等について

児童育成課では、来庁した滞納中の利用者に対しては、児童育成料の承認と納付誓約書の記入をしてもらい、納付の約束をさせるなど、一定の実績をあげてはいる。

しかし現場は人手不足であり（平成 16 年度末現在、児童育成料の収納整理担当者は正職員 4 名（他業務と兼務）である）かつ内容が多様であるため、以下のような事項についてのマニュアル化が進んでいない。

- ・児童育成料承認・納付誓約書様式の統一化（児童育成料承認・納付誓約書の様式はあるが、規則等で統一的に規定されたものではなく、保育課のものをベースとしたものである。）
- ・児童育成料承認・納付誓約書の信頼性（特に分納の最低金額）をどの程度まで認めるか。
- ・分納の不履行後、児童育成料承認・納付誓約書の再提出をどの程度まで認めるか。

【意見】

上記の 3 点についてはいずれもマニュアル化されていないため、実際の徴収現場においては、担当者の裁量に委ねられていると考えられる。その結果、滞納者間での不公平や分納期間が異常に長期化するといった事態が起きるおそれがある。したがって、早期にマニュアル化の検討が望まれる。

10 - 1 . 環境部環境衛生課（衛生係）

(1)収入事務の概要

調定額等の推移

（単位：千円）

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
し尿収集 手数料	調定額	91,358	85,802	77,702
	収入額	79,305	75,002	67,622
	不納欠損額	1,154	1,163	996
	収入未済額	10,898	9,636	9,083
	収納率	86.8%	87.4%	87.0%

（市資料より）

さらに、現年分、過年度別に区分すると、以下のとおりとなる。

（単位：千円）

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
調定額	現年分	80,909	74,853	68,030
	過年度分	10,448	10,949	9,672
	合 計	91,358	85,802	77,702
収入額	現年分	76,992	71,173	64,531
	過年度分	2,313	3,829	3,090
	合 計	79,305	75,002	67,622
収入未済額	現年分	3,917	3,680	3,498
	過年度分	6,981	5,956	5,584
	合 計	10,898	9,636	9,083
収納率	現年分	95.2%	95.1%	94.9%
	過年度	22.1%	35.0%	32.0%
	合 計	86.8%	87.4%	87.0%

（市資料より）

調定額（現年）は、公共下水道への切替により年々減少傾向にある。これに合わせて、収入額、収入未済額も年々減少傾向にある。平成 15 年度過年度分の収入額、収納率が増加しているのは、平成 14 年度において、中核市への移行準備等、通常業務以外の業務が生じたため実施出来なかった臨戸徴収を再開したためである。平成 16 年度も臨戸徴収を実施したが、平成 15 年度の対象が平成 14 年度分も含んでいるのに対し、平成 16 年度は当該年度のみであるため、過年度分収入額、収納率は減少している。

さらに、次の表は、現年分と過年度分の合計で近隣他市の収納率比較を行ったものである。

(単位：%)

市名	平成14年度	15年度	16年度
船橋市	86.8	87.4	87.0
市川市	83.1	83.4	85.4
松戸市	75.5	75.3	74.0
柏市	84.8	84.7	78.4
習志野市	84.5	80.7	81.3

(市資料より)

近隣他市との比較においては、いずれの年度も市が最も高い。

収入未済額滞納年数別内訳(平成16年度末現在)

(単位：千円)

年数	件数	金額
1年以内	831	3,498
2年以内	298	1,818
3年以内	249	1,253
4年以内	251	1,291
5年以内	238	1,044
5年超	114	176
合計	1,981	9,083

(市資料より)

滞納原因については、納付義務に対する意識の低さ、転居先不明等によるものである。

収入未済額上位10件(平成16年度末現在)

(単位：千円)

順位	収入未済額
1	354
2	136
3	130
4	106
5	83
6	82
7	76
8	72
9	65
10	63

(市資料より)

1位は、飯場(土木・建築工事などの現場近くに設けられた、労働者の宿泊所)に関するものである(定期/従量制徴収先)。

主な収入項目

収入はし尿の収集にかかる手数料であり、船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 19 条第 1 項第 2 号により、世帯構成人員に応じた排出量が生じると認められる一般家庭については、回数割と人頭割の合計による定額制により、店舗、事業所、アパート等で定額制を採用することが不適当なものについては、回数割と処理量割の合計による従量制により手数料が算出され、これらが収入項目となっている。定期収集については、定額制、従量制が適用されるが、臨時収集については従量制のみとなる。

不納欠損

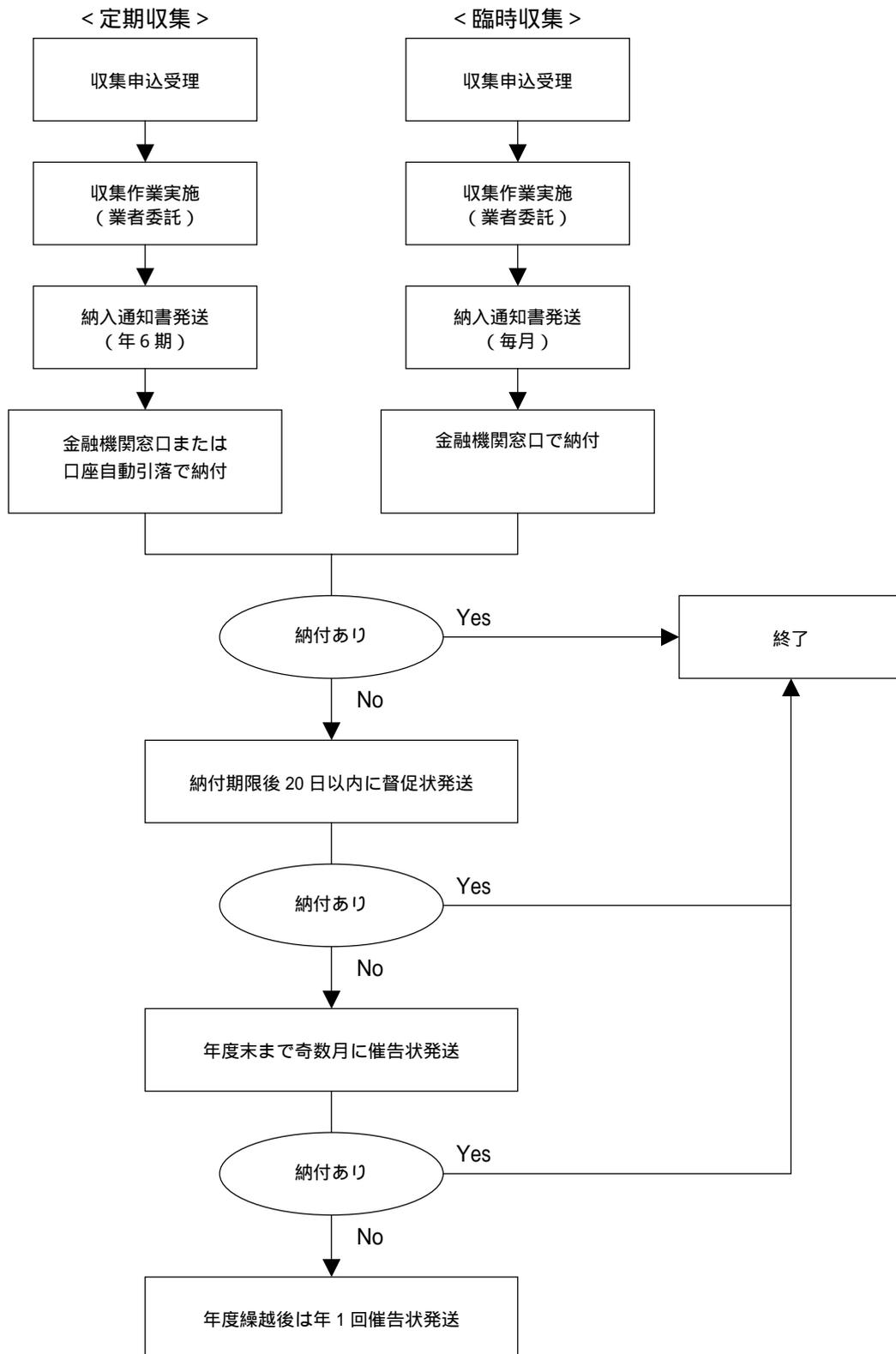
(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効 (5 年)	1,154	1,163	996

(市資料より)

不納欠損の事由は、すべて時効の完成によるものである (地方自治法第 236 条第 1 項)。

収納プロセス



滞納債権の回収体制と方法

法令を整理すると、次のような方法が採られている。特に定められたマニュアル等はないが、電話催告、臨戸徴収については、細かい指示が文書で作成されている。

ア．滞納防止活動

前提として、収集に係る手数料の納期は、以下のとおり定められている。

- 第1期（2・3月分）4月8日から5月31日まで
- 第2期（4・5月分）6月8日から7月31日まで
- 第3期（6・7月分）8月8日から9月30日まで
- 第4期（8・9月分）10月8日から11月30日まで
- 第5期（10・11月分）12月8日から1月31日まで
- 第6期（12月・翌年1月分）翌年2月8日から3月31日まで

イ．督促状、催告状

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期限後 20 日以内に納付日を指定して、督促状が発送される（船橋市財務規則第 49 条）。

督促により効果が現れない場合は、奇数月の 20 日に催告状を送付している。

ウ．電話催告

電話番号のわかる未納者、特に市内居住者で前年度に未納があるもの及び催告時に申し込み中のものを対象に、平成 16 年度は、10 月中旬から 11 月中旬にかけて随時電話催告を実施している。その結果、全体の実施件数 179 件のうち 35 件（19.6%）、金額にして 2,185 千円のうち 327 千円（15.0%）の納付があった。

エ．臨戸徴収

一部納付あり、居住不明、市外転出、死亡、納付指導中を除いた過年度分に未納がある市内居住者に対して臨戸徴収を行っている。平成 16 年度においては 11 月 10 日現在の未納者リストから抽出している。全対象者を 16 地区に分け、2 人 1 組で 1 地区を受け持ち、1 日に 1～2 組で実施した。その結果、臨戸当日においては、全体の実施件数 429 件のうち 60 件（14.0%）、金額にして 3,678 千円のうち、369 千円（10.1%）の納付があった。さらに、当日納付しなかった世帯や不在差置をした世帯等からも後日納付があり、臨戸徴収終了の 1 ヶ月後現在では、全体の実施件数 429 件のうち 127 件（29.6%）、金額にして 3,678 千円のうち、1,017 千円（27.7%）の納付があった。臨戸徴収当日後にも納付する世帯があり、臨戸徴収については効果があったと言える。

オ．常習滞納者に対する定期収集伝票の送付の取りやめ、収集作業の一時休止

臨戸徴収や電話催告では連絡できず、滞納が常習化している滞納者に対して、常習

滞納者を抽出し、定期収集伝票の送付及び収集作業を一時休止している。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境保護の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」とあるため、これは、あくまでも、臨戸徴収を実施しても納付がなかった場合の最終手段としての督促行為として実施している。

平成16年度については、定期収集伝票発送時平成16年3月末時点で、1年以上納付履歴のない常習滞納者97件を対象としている。さらに、滞納者台帳を作成して滞納履歴を記載し管理している。その結果、全体の実施件数97件のうち70件(72.2%)から納付または連絡があり、金額にして2,445千円のうち、1,229千円(50.3%)の納付があった。滞納者にとって収集の一時休止は、生活上不便になることや近所迷惑になることからもっとも回収効果のある方法と言える。

カ. 口座振替の推進

し尿収集世帯は口座振替を利用していない世帯が多い。また、手数料の金額が比較的少額であることから、口座振替による納付が選択されにくい状況にもある。しかし、口座振替の収納率は平成16年度実績で98.4%と納付書の収納率91.1%より7%以上も高いため、平成16年度第4期納付書発送時に口座振替推奨チラシを同封したり、窓口での新規申込時や、滞納者への納付指導の際に口座振替の利用を推奨している。その結果、口座振替の割合が、平成14年度第6期では59.8%、平成15年第6期では60.2%であったものが、平成16年度第6期においては60.6%へと上昇している。

(2) 監査の結果と意見

滞納者に対する収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止について

市は、平成16年度において、「平成15年度以前より収集を休止し、3月末現在において未納があるもの(46件)」と、「平成16年度定期収集伝票発送前において、収集の申込が継続しており、1年以上納付履歴がないもの(51件)」を未納者リストから抽出し、いずれも収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止を行っている。これによる滞納金の回収実績は、50.3%と非常に高く、この数字からも効果的な手法であることは明らかである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境保護の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」とある。

実際の収集作業の一時休止の期間については、それぞれの納付状況によって異なっており、収集の依頼があった時は、納付指導を行った上で1回のみ収集している。その後の経過を見て、未納分を全額納付した時や継続的な納付が確認できた時は、定期収集を再開している。このとおり、申込者の依頼があった時は納付していなくても衛生上支障が生じるおそれがあるため収集作業を行っており、この点を考慮すれば、合規性違反で

あるとは言い難い。しかし、臨戸徴収の際に生活環境上問題がないかのチェックを行っているにもかかわらず、収集の依頼がなければ休止されたままであり、生活環境上支障が生じることも考えられ、この場合は法規性違反と考えられる。

また、収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止、収集作業の再開については、マニュアル化されている訳ではなく、環境衛生課の判断により実施している。また、規則等にも規定されていない。

【改善案】

収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止はあくまでも最終手段としての督促行為とし、滞納者から連絡がなくても、生活環境保護の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

【意見】

今後も最終手段の督促行為として、収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止を実施していく方針であれば、世帯構成人員、従量等に応じて、法律違反とならないよう生活環境保護の保全上支障が生じないように、正式にマニュアル化することが望まれる。

臨戸徴収対象者の抽出について

一部納付あり、居住不明、市外転出、死亡、納付指導中を除いた過年度分に未納がある市内居住者に対して臨戸徴収を行っているが、定期収集、臨時収集による線引きは行っていない。

【意見】

臨時収集については、異動先がつかめなくなるなど未回収の危険性が高いため、特に従量の多い先については、臨戸徴収の回数を増やすなど強化することが望まれる。徴収に関するコストと回収額を勘案し、効率的な回収を行うことが望まれる。

10 - 2 . 環境部環境衛生課（霊園係）

(1)収入事務の概要

調定額等の推移

（単位：千円）

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
霊園管理料	調定額	113,743	115,734	116,645
	収入額	109,609	111,373	112,124
	不納欠損額	179	221	269
	収入未済額	3,954	4,139	4,251
	収納率	96.4%	96.2%	96.1%
霊堂使用料	調定額	4,201	4,181	4,548
	収入額	3,660	3,536	3,614
	不納欠損額	16	16	35
	収入未済額	525	627	898
	収納率	87.1%	84.6%	79.5%
合 計	調定額	117,944	119,915	121,193
	収入額	113,269	114,909	115,738
	不納欠損額	196	237	305
	収入未済額	4,479	4,766	5,149
	収納率	96.0%	95.8%	95.5%

（市資料より）

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

年 数	件数	金額
1 年以内	360	2,010
2 年以内	218	1,222
3 年以内	147	866
4 年以内	105	601
5 年以内	74	449
5 年超	0	-
合 計	904	5,149

（市資料より）

主な収入項目

収入項目	収入内容
霊園管理料	船橋市馬込霊園及び習志野霊園の使用料 及び共有部分の管理料
霊堂使用料	船橋市馬込霊堂及び習志野霊堂（納骨 堂）の使用料

不納欠損

ア. 不納欠損額事由別推移

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効 (5 年)	196	237	305

(市資料より)

(注) 徴収権の消滅にあたる 5 年時効のみ

収納プロセス

ア. 銀行窓口納付

納付書 銀行 市収入役口座 電算収納 消し込み

イ. 口座振替納付 (銀行・郵便局)

振替依頼 銀行 市収入役口座 電算収納 消し込み

ウ. 現金領収帳

現金收受 銀行へ入金 会計課 電算収納 消し込み

滞納債権の回収体制と方法

回収専担者はいない。

臨戸訪問は、直近実施していない。前年まで実施していた。

臨戸基準・・・3 年以上未納先

連絡可先

折衝可先の段階を基準に実施。

常習滞納者に対する徴収・・・「滞納整理票」にて管理。

(2) 監査の結果と意見

減免申請書記載漏れについて

霊園管理料については、船橋市霊園条例第 17 条にて減免規定が定められている。減免処理について平成 16 年度に申請のあった「市営霊堂使用料減免申請書綴り」及び「市営霊園管理料・使用料減免申請書綴り」を通査したところ、日付の記載漏れが 16 件中 9 件見受けられた。また、修正につき、二重線のみであり押印等がなされていなかった。

【改善策】

減免申請書はそれぞれ船橋市霊園条例施行規則 (第 14 号様式) 及び船橋市霊堂条例施行規則 (第 10 号様式) にて定められおり、その記載は適切にすべきである。また、修正についても二重線のみではなく、修正者の痕跡が残るよう、押印等をすることが必要である。

領収書管理について

現金による回収に対しては、市会計課より「公金（現金）・現金領収帳 取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）が定められているが、環境衛生課の霊園管理料・霊堂使用料の回収に関する領収書管理は、以下の点が問題といえる。

ア．現金領収帳の返還規定

取扱要領第8条には、会計課からの交付後6ヶ月で返納することが定められているが、守られていない。ただし、会計課からの許可を文書でとっている。

イ．収納金払込チェックのタイミング

銀行への払い込み時点で現金領収帳（控え）と現金領収帳振込書の領収書を照合し、それぞれの合計額の頭に払い込みをした当事者以外の係長以上の職にある現金出納員等の確認印を押印することとなっているが、まとめて行っている。

【改善策】

アについては、会計課からの許可を文書で取ってはいるが、あくまで取扱要領上は返納が原則であるため、必要であれば取扱要領の改定も検討すべきである。またイについては、払い込みの都度、照合を第三者が行う必要があるため適切に実施すべきである。

滞納状況とその対応について

環境衛生課では、霊園管理料及び霊堂使用料の滞納債権について、昨年度臨戸を実施している。しかし、その実施内容（どこに誰がいつ臨戸したか）及び実施結果（相手との折衝、回収見込み等）についての記録をのこしていない。

また、常習滞納者に対しては「滞納整理票」にて債務者ごとに管理しているが、相手先によって記載内容に大きく差が生じている。つまり、詳細な折衝記録等を記載している相手先もあれば、氏名・住所のみしか整理票に記載のない相手先も見受けられる。

【意見】

臨戸の実施内容及び実施結果については、適切に記録することが望ましい。実施内容を記録することによって、次回の臨戸実施時のフィードバックとなりうるし、折衝記録等の実施結果は、臨戸担当者が交代した場合に引継ぎを円滑に行うという点でも有用となる。

また、「滞納整理票」については、記載内容の統一化を実施することが望ましい。記載内容について上席者等の第三者がチェックして、記載不足がないようにすることが必要と考える。

1.1. 中央卸売市場

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
営業収益	当期発生額(注)	988,632	926,697	933,892
	収入額	960,391	899,315	898,599
	当期発生分 未収金額(注)	28,241	27,382	35,293
	収納率	97.1%	97.0%	96.2%
	不納欠損額	56	985	385

(市資料より)

(注) 中央卸売市場においては、地方公営企業法による企業会計を採用している。このため、調定額、収入未済額ではなく、債権の当年度発生額と当年度発生額の未収金額を記載しており、収納率も当年度発生額についての収納率を記載している。

収入未済額滞納年数別内訳(平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

年 数	件数	金額
1 年以内 (当年度発生額分)	48	35,293
2 年以内	16	10,007
3 年以内	12	9,358
4 年以内	9	8,146
5 年以内	8	5,933
5 年超	5	2,646
合 計	98	71,383

(市資料より)

(注) 中央卸売市場においては、地方公営企業法による企業会計を採用しているため、上表には、未収金の貸借対照表計上額を記載している。

主な収入項目

収入項目	収入内容
売上高割使用料	卸、仲卸の売上高に比例した市場使用料
施設使用料	面積割市場使用料等
雑収入	電気料・水道料等立替払収入

不納欠損

ア. 不納欠損額事由別推移

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
即消滅(現年)	-	985	-
時効(5年)	56	-	385
合 計	56	985	385

(市資料より)

(注)平成15年度の即消滅(現年)は自己破産によるものである。

収納プロセス

ア. 料金の決定

a. 施設使用料

施設の使用許可及び使用指定(管理係)に基づき、使用面積により使用料を算出する。

b. 会議室使用料・土地使用料(駐車場使用料)

毎月末に管理係より、月ごとの使用料(当月分の台数)が報告されるので、それにより算出する。

c. 電気料

施設係より、毎月23日前後に電気メーター集計が報告されるので、それを元に算出する。

d. 電話料・水道料・ガス料

毎月20日ごろ、施設係より使用明細が報告されるので、それを元に算出する。

e. 売上高割使用料

毎月7～10日ごろ業務課より、使用料の根拠となる売上高の報告があるので、それにより算出する。

イ. 徴収簿の作成

上記各使用料のデータを入力し、徴収簿を打ち出す。

ウ. 調定簿の作成

定例調定 (調定日) 毎月10日 (納期限) 毎月20日

会議室及び売上高割使用料 (調定日) 毎月末 (納期限) 翌月10日

エ. 納付書の作成

オ. 納付書の発送

滞納債権の回収体制と方法

回収専担者はいない。

平成 17 年 7 月から 8 月にかけて、滞納業者を呼び出して、事情聴取を実施している。そこで「市場使用料等未納額承認・納付誓約書」により、滞納額の確認を指示する。今後、随時事情聴取を実施する予定となっている。

納付計画に沿って納付がされていない業者については、納付指導を実施する。

年 2 回（原則 6 月及び 1 月）督促状を送付する。場内業者については、直接手渡す。撤退業者については郵送し、原則追跡調査を行う。追跡調査により、現住所が判明した撤退業者については、直接訪問し、納付指導を実施する。

具体的な回収マニュアル等は整備されておらず、現在作成中である。

(2) 監査の結果と意見

電話利用料の価格設定について

船橋市中央卸売市場では、内線電話利用料を市場の市場内業者から徴収している。これは、他のガス料金、水道料金とは異なり、市場が NTT と一括して契約し、それをそのまま業者に賦課するのではなく、市場の保守費用の一部を業者に負担させるため、一定の金額を乗せて業者に請求している。この業者に対する内線電話利用料については、昭和 52 年に決裁伺書にて部長決裁がなされているのみである。

【改善策】

電話利用料の価格設定については昭和 52 年当時の保守料金等及び当時の電話回線数により算定されているが、すでに 30 年以上経過しており、現状に適しているとは言い難いため、その妥当性を確認する必要がある。

駐車料金の価格設定について

中央卸売市場では市場関係者の通勤用車両に対して駐車場を提供しており、一台あたり、月額 3,000 円の駐車料金を得ている。これについては、平成 6 年に決裁伺書にて市長決裁がなされているが、決裁伺書の算定根拠は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{平成 5 年度当該市場隣接土地固定資産評価額} = 44,413 \text{ 円} \\ & \times \text{駐車場面積} (12.5 \text{ m}^2) \times 0.02 \\ & = 11,103 \text{ (行政財産使用料条例に基づく基準額)} \end{aligned}$$

$$\text{設定土地使用料} = \quad \times 27\% \text{ (割引率)} \quad 3,000 \text{ 円}$$

担当者によると、上記計算における割引率 27%には合理的な意味はなく、3,000 円の算定に対しては合理的な根拠はないといえる。

【改善策】

担当者によると、市場は深夜・早朝からの勤務形態であり公共交通機関が利用できないこと、円滑な市場機能の遂行及び従業員等の福利厚生を図ること等の理由から、近隣

相場をそのまま適用することは合理的でないとのことである。しかし、上記のように実際の駐車料金の価格設定については合理的な算定根拠はないといえる。よって、駐車料金の価格設定について、類似の公設市場での駐車料金を比較検討するなど、その妥当性を確認する必要がある。

業者数と取扱量（金額）の減少傾向について

卸売業者の取扱高の推移は以下のとおりである。

年度	取扱数量（トン）		取扱金額（百万円）	
	青果部	水産部	青果部	水産部
平成元年度	110,401	61,534	21,736	53,408
平成2年度	102,647	58,310	22,955	54,660
平成3年度	101,747	55,426	23,421	50,116
平成4年度	106,042	53,765	20,355	47,442
平成5年度	96,758	54,980	20,566	45,635
平成6年度	95,665	54,527	20,242	44,218
平成7年度	96,204	54,000	19,747	43,102
平成8年度	90,611	49,690	18,248	42,749
平成9年度	89,822	45,763	17,796	38,654
平成10年度	81,297	44,813	18,792	36,819
平成11年度	80,884	42,086	15,764	34,632
平成12年度	75,353	40,707	14,545	31,519
平成13年度	74,052	38,807	13,456	29,777
平成14年度	71,393	36,284	14,027	26,946
平成15年度	68,038	33,662	13,163	24,142

（市資料より）

青果部、水産部ともにピーク時に比較して、取扱数量及び取扱金額は半分程度に落ち込んでおり、減少傾向が続いている。

これは、小売店が産地直送型の取引形態に移行し、市場を通さずに青果物及び水産物が小売店に流通していること及び大手スーパー等による一括仕入方式が現地の市場を通さないこと等が原因と考えられる。

また、公設市場の業者数の近隣比較は以下のとおりである。

（平成17年4月1日現在）

市場名	卸				仲卸			
	青果	水産	花き	計	青果	水産	花き	計
船橋市中央卸売市場	1	2	0	3	18	86	0	104
千葉市中央卸売市場	1	2	0	3	18	49	0	67
市川市地方卸売市場	2	0	1	3	6	0	0	6
松戸市公設卸売市場南北市場	2	1	0	3	17	35	0	52
柏市公設総合地方卸売市場	1	1	1	3	5	41	2	48

（市資料より）

卸業者は近隣他都市の公設市場と同一であるが、仲卸業者、特に水産仲卸業者の数が、

近隣他都市の公設市場に比して2倍程度の多さとなっている。

【意見】

近隣他都市に比して業者数が多く、さらに近年の大型小売店の一括仕入方式及び産地直送化傾向により、取扱数量及び取扱金額は年々減少し続けている。これを見るに市場全体の将来的な業況に明るい見通しが少ないといえる。

また、市場の重要な機能である価格形成については、市場の取引形態はセリ売り取引が10%に対し、相対取引が90%程度となっている。セリ売りによる取引比率は年々低下しており、市場において形成された価格の影響力も低くなっている。むしろ最近では東京等の中心市場での相場を基準として決定された価格を基に市場で取引されているというのが実態であり、市場にプライスリーダー的な機能は失われる方向にある。

このような状況の中、収納率も低下傾向にあり、滞納繰越額も増加傾向にある。これは、市場規模の減少に対して業者数の多さが原因の一つと考えられる。

以上から、将来における市場取扱数量及び金額の向上が困難であることを鑑みると、業者合併の推進、預託金増額による保全向上、業績悪化業者への経営指導の実施等の施策を検討する必要があると考える。

滞納者に対する利用停止規定について

船橋市中央卸売市場では、業者との間の貸付条件は、施設使用許可証に定められている。しかし、その貸付条件の中には、滞納者に対する利用停止規定について、現在は定められていない。

【意見】

滞納者の中で特に悪質と見られるものに対しては、滞納者に対する利用停止規定（3ヶ月延滞の場合は利用を停止できるなど）の規定を設定することが望ましい。なお、使用料等滞納整理については、事務フローチャート（案）を作成しており、利用停止規定についても、今後弁護士との協議を含め、作成する予定であると担当者から回答を得ている。

督促について

船橋市財務規則第49条によると、収入未済金については、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状（第34号様式）を発しなければならないこととなっているが、それを遵守していない。

【改善策】

船橋市財務規則に準拠して、納期限後、20日以内に第34号様式に従った督促状を発送しなければならない。

12. 都市整備部船橋駅南口再開発事務所

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
貸付金 元利収入 (一般会計)	調定額	165,906	92,535	92,535
	収入額	75,006	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	90,900	92,535	92,535
	収納率	45.2%	0%	0%
財産 運用収入 (特別会計)	調定額	64,140	433,585	486,361
	収入額	59,737	429,182	481,958
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	4,403	4,403	4,403
	収納率	93.1%	99.0%	99.1%
合 計	調定額	230,046	526,120	578,896
	収入額	134,743	429,182	481,958
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	95,303	96,938	96,938
	収納率	58.6%	81.6%	83.3%

(市資料より)

収入未済額滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

ア. 貸付金元利収入

(単位：千円)

年 数	件 数	金 額	平成 16 年度末の状況
1 年以内	-	-	
2 年以内	1	1,635	任意整理
3 年以内	2	90,900	入金ストップ
4 年以内	-	-	
5 年以内	-	-	
5 年超	-	-	
合 計	3	92,535	

(市資料より)

(注) 上記の滞納年数については、市が履行延期承認を実施した又は繰上償還を承認した時点をもって滞納開始日としている。

イ. 財産貸付収入

(単位：千円)

年 数	件 数	金 額	平成 16 年度末の状況
1 年以内	-	-	
2 年以内	-	-	
3 年以内	-	-	
4 年以内	1	3,930	入金ストップ
5 年以内	-	-	
5 年超	1	473	入金ストップ
合 計	2	4,403	

(市資料より)

収入未済額上位の債権 (平成 16 年度末現在)

ア. 貸付金元利収入 (全 3 件)

(単位：千円)

順位	相手先	元本残高	既 入 金 額			当初 元本	当初 貸付日	延滞開始
			元本	利息	入金計			
1	法人 A (注)	31,900	59,100	10,997	70,097	91,000	平成 9 年 4 月	平成 11 年 9 月 30 日
2	法人 B (注)	59,000	-	7,130	7,130	59,000	平成 9 年 4 月	平成 11 年 9 月 30 日
3	法人 C	1,629	8,370	1,277	9,648	10,000	平成 9 年 4 月	平成 13 年 3 月 31 日
	法人 C	-	20,000	1,092	21,092	20,000	平成 10 年 1 月	なし 前倒し返済

(市資料より)

(注) 上記のうち、法人 A と法人 B については、市では両社の株主の状況を把握していないが、実質的なオーナーは同一であると推定される。

再開発の権利変換計画において、法人 A の代表取締役 X 氏は、土地の借地権及び建物の所有権を有する地権者であった。また、法人 A は、X 氏より建物を借受けている借家人であり、法人 B は、法人 A より建物を借受けている転借家人であった。

イ. 財産貸付収入 (全 2 件)

(単位：千円)

順位	相手先	金 額	内 容
1	法人 B	3,930	新再開発ビル建設中の仮設店舗賃貸料収入 (平成 13 年 6 月から平成 14 年 12 月までの 19 ヶ月分) 賃貸借契約は平成 15 年 3 月に終了しているが、不法使用中 平成 17 年 6 月に訴状提出済み (注)
2	法人 D	473	新再開発ビル建設中の仮設店舗賃貸料収入 退去済み

(市資料より)

(注) 法人 B に対する訴状の内容

建物明渡し請求

平成 13 年 6 月から平成 14 年 12 月までの 19 ヶ月分の賃料及びこれに対する消費税・地方消費税
相当額合計 3,930 千円の請求

平成 13 年 6 月から平成 14 年 12 月までの 19 ヶ月分に対する遅延損害金年 6 % の請求

平成 15 年 4 月以降明渡しまでの賃料等相当の使用損害金月 206 千円の請求
 なお、については賃貸借契約終了後の不法使用に対する賃料等相当の使用損害金なので遅延損害金
 は請求していない。

主な収入項目

ア. 貸付金元利収入

平成 9 年に「船橋市船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業資金貸付要綱」に基づき、再開発事業資金として貸付けた元本及び利息収入である。

イ. 財産貸付収入

平成 14 年度については、新再開発ビル建設の期間中、権利者の仮設営業のため、市保有又は民間借り上げの土地及び建物を貸し付けたことによる仮設店舗賃貸料収入である。

平成 15 年度以降については、新再開発ビルにおける「保留床」の賃貸料収入及び、仮設店舗賃貸料収入である。仮設店舗賃貸料収入のうち、新再開発ビル完成後も仮設店舗から立ち退かなかった権利者（1 物件）及び仮設店舗から立ち退いたが、賃料を支払わなかった権利者（1 物件）に対する仮設店舗賃貸料収入が、収入未済額 4,403 千円となっている。なお、「保留床」とは、市街地再開発事業で新設した建物の床のうち、地権者が取得した床以外の部分であり、施行者である市が取得した部分である。

予算及び調定額の算定方法

(単位：千円)

費 目	平成 16 年度 予算現額	平成 16 年度 調定額	差 引
貸付金元利収入	-	92,535	92,535
財産貸付収入	497,900	486,361	11,538

(市資料より)

貸付金元利収入については、当該年度に新たに調定されるものがないため、予算上は織り込まれていないが、調定額には過年度の再調定額が含まれている。財産貸付収入については、新再開発ビルの駐車場利用料が見込みよりも少なかったため、予算額よりも少ない調定額となっている。

(2)法人 A 及び法人 B の状況

法人 A 及び法人 B に対する貸付金については、市では両社の株主の状況を把握していないが、実質的なオーナーは同一であると推定され、担保等も共通しているため、一体として記載する。

事実の概要

市は、平成 9 年 4 月に、法人 A に対し 91,000 千円、法人 B に対し 59,000 千円の再開発事業資金の貸付を実行し、担保として、法人 A 代表取締役 X 氏の個人資産に対し抵当権を設定するとともに、法人 A の代表取締役 X 氏及び法人 B の代表取締役 Y 氏を連帯保証人とした。

その後、平成 11 年 3 月末の第 4 回目までの利息分が平成 11 年 9 月に入金されたが、それ以降元金の支払いが滞っていた。

平成 14 年 10 月に法人 A 代表取締役 X 氏より任意売却のために、抵当権抹消及び履行延期の申し出がなされ、同年同月に市により抵当権抹消及び履行延期が承認された。

平成 14 年 10 月に市が抵当権を設定していた法人 A 代表取締役 X 氏所有の新再開発ビルの一部が任意売却され、これに伴って、法人 A の元利合計として 65,713 千円、法人 B の利息として 4,287 千円、合計 70,000 千円がそれぞれ両法人より入金された。しかし、その後は平成 17 年 12 月現在まで、一切入金がない。

貸付金額及び条件

(単位：千円)

区 分	法 人 A	法 人 B
当初貸付金額	91,000	59,000
貸付実行日	平成 9 年 4 月 28 日	平成 9 年 4 月 28 日
利率 (損害金)	年 2.5% (年 14.5%)	年 2.5% (年 14.5%)

(市資料より)

当初の貸付金償還年次表及び入金状況

ア. 法人A

(単位：千円)

回	元利金支払予定日	入金予定額			入金額	状況
		元金	利息	合計		
1	平成9年9月30日	-	972	972	972	
2	平成10年3月31日	-	1,137	1,137	1,137 平成10年 4月13日	
3	平成10年9月30日	-	1,137	1,137	1,137	
4	平成11年3月31日	-	1,137	1,137	1,137 平成11年 9月16日	
5	平成11年9月30日	5,173	1,137	6,310	-	未納
6	平成12年3月31日	5,237	1,072	6,310		未納
7	平成12年9月30日	5,303	1,007	6,310		未納
8	平成13年3月31日	5,369	941	6,310		未納
9	平成13年9月30日	5,436	873	6,310		未納
10	平成14年3月31日	5,504	805	6,310		期限の利益 喪失(注1)
11	平成14年9月30日	5,573	737	6,310		同上
12	平成15年3月31日	5,643	667	6,310		同上
13	平成15年9月30日	5,713	596	6,310		同上
14	平成16年3月31日	5,784	525	6,310		同上
15	平成16年9月30日	5,857	453	6,310		同上
16	平成17年3月31日	5,930	380	6,310		同上
17	平成17年9月30日	6,004	305	6,310		同上
18	平成18年3月31日	6,079	230	6,310		同上
19	平成18年9月30日	6,155	154	6,310		同上
20	平成19年3月31日	6,232	77	6,310		同上
合計		91,000	14,353	105,353	4,384	
平成14年10月21日 任意売却による入金(注2)					65,713	
入金合計					元本 59,100 利息 10,997 計 70,097	

(市資料より)

- (注1) 平成14年2月26日に、貸付時の特約に基づき期限の利益を喪失させている。
 なお、利息については、期限の利益を喪失させるまでは調定を実施し、未収計上を実施していたが、それ以降については、遅延損害金であることから船橋市財務規則第30条第2項に基づき、現時点では調定を実施していない。
- (注2) 平成14年10月21日に、担保物件の一部を任意売却したことにより、65,713千円(元金59,100千円、利息6,613千円)が入金されている。

イ. 法人B

(単位：千円)

回	元利金支払予定日	入金予定額			入金額	状況
		元金	利息	合計		
1	平成9年9月30日	-	630	630	630	
2	平成10年3月31日	-	737	737	737	
					平成10年 4月13日	
3	平成10年9月30日	-	737	737	737	
4	平成11年3月31日	-	737	737	737	
					平成11年 9月16日	
5	平成11年9月30日	3,353	737	4,091	-	未納
6	平成12年3月31日	3,395	695	4,091	-	未納
7	平成12年9月30日	3,438	653	4,091	-	未納
8	平成13年3月31日	3,481	610	4,091	-	未納
9	平成13年9月30日	3,524	566	4,091	-	未納
10	平成14年3月31日	3,568	522	4,091	-	期限の利益 喪失(注1)
11	平成14年9月30日	3,613	477	4,091	-	同上
12	平成15年3月31日	3,658	432	4,091	-	同上
13	平成15年9月30日	3,704	387	4,091	-	同上
14	平成16年3月31日	3,750	340	4,091	-	同上
15	平成16年9月30日	3,797	293	4,091	-	同上
16	平成17年3月31日	3,845	246	4,091	-	同上
17	平成17年9月30日	3,893	198	4,091	-	同上
18	平成18年3月31日	3,941	149	4,091	-	同上
19	平成18年9月30日	3,991	100	4,091	-	同上
20	平成19年3月31日	4,040	50	4,091	-	同上
合計		59,000	9,306	68,306	2,842	
平成14年10月21日 任意売却による入金(注2)					4,287	
入金合計					利息 7,130	

(市資料より)

- (注1) 平成14年2月26日に、貸付時の特約に基づき期限の利益を喪失させている。
 なお、利息については、期限の利益を喪失させるまでは調定を実施し、未収計上を実施していたが、それ以降については、遅延損害金であることから船橋市財務規則第30条第2項に基づき、現時点では調定を実施していない。
- (注2) 平成14年10月21日に、担保物件の一部を任意売却したことにより、4,287千円(全て利息)が入金されている。

担保及び保証の状況

ア. 抵当権

法人Aの代表取締役X氏個人が保有する土地及び建物

(単位：千円)

物件	宅地 (㎡)	道路 (㎡)	建物 (㎡)	固定資産 評価額 (平成9年度)	先順位抵当権又は 根抵当権の 債権額又は極度額 (平成9年4月現在)
物件A(夏見)	445.51	39.00	226.69	52,417	370,660
物件B(海神)	121.55	-	119.50	30,141	182,600
物件C(西船)	79.47	-	150.37	36,078	100,000
物件D(本町)	(60.14) 借地権	-	221.48	13,986 建物のみ	498,000
合計				132,623	1,151,260

(市資料より)

(注)上記のうち、物件A、B及びCについては、平成14年に競売にかけているが、先順位抵当権者への配当のみで市への配当はなかった。

また、物件Aと物件Dの先順位抵当権又は根抵当権の債権額又は極度額のうち、170,000千円については、共同担保となっているが、上表では双方の物件に記載している。物件Dについては、再開発の対象となった物件であり、X氏は建物所有権を有するが、土地については借地権を有していた。上表の()は借地の土地面積である。物件Dは、再開発に伴う権利変換により、新再開発ビルの区分所有権3区画となった。権利変換の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

権利変換計画の時期		権利変換前 資産 (物件D) (㎡)	権利変換後資産 (新再開発ビル)		
			面積(㎡)	評価額	
平成7年1月	平成9年4月 貸付実行時の 権利変換計画	借地権 60.14㎡ 建物 221.48㎡	区分A	110.58	343,476
			区分B	44.34	121,551
			計	154.92	465,027
平成13年7月	権利変換 計画変更		区分A	113.18	343,500
			区分B	40.05	121,551
			計	153.23	465,051
平成14年10月	権利変換 計画変更		区分A	113.18	343,500
			区分B	19.64	59,607
			区分C	20.41	61,944
			計	153.23	465,051

(市資料より)

(注)権利変換前資産については、先順位抵当権者が498,000千円の抵当権を設定していたが、市の貸付実行にあたり、平成9年4月にX氏及び抵当権者より、変換後資産である区分A(110.58㎡)に市の抵当権を第5順位で記載し、区分B(44.34㎡)について、市を第1順位とすることの同意書が提出された。

上表のうち、権利変換後資産の評価額については、権利変換計画における評価額を記載しているが、評価基準時点は全て平成4年の地価を基準として算定されたものである。

上記の結果、平成 14 年 10 月の権利変換計画の変更時点における法人 A 代表取締役 X 氏の所有する新再開発ビルの区分所有権に対する抵当権の状況は以下のとおりとなった。

(単位：千円)

区分	面積 (m^2)	評価額	先順位 債権額	市の 抵当権順位	その後の状況
区分 A	113.18	343,500	498,000	第 4 順位	平成 14 年 10 月任意売却市への配当なし
区分 B	19.64	59,607	-	第 1 順位	平成 14 年 10 月任意売却市への配当 70,000 千円
区分 C	20.41	61,944	-	第 1 順位	営業中

(市資料より)

(注) 上表の評価額は、平成 7 年の権利変換計画における評価額を記載しているが、当該評価額は平成 4 年時点で評価されたものである。

イ. 連帯保証

法人 A の代表取締役 X 氏 (貸付当時より現任) の個人連帯保証

法人 B の代表取締役 Y 氏 (貸付当時) の個人連帯保証

(注) 法人 B の代表取締役については、平成 14 年に別の者に交代している。

(3) 監査の結果と意見

貸付時の審査の必要性について

貸付時には、「船橋市船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業資金貸付要綱」に基づき、貸付が行われている。同要綱第 9 条には、貸付希望者からの申請を受理したとき、その内容を審査し、貸付の可否を決定することが規定されている。

しかし、審査の具体的な方法が明記されていないため、同要綱第 8 条に記載された必要書類 (商業登記簿謄本、住民票、所得証明書、固定資産評価証明書、印鑑証明書等) を入手しただけと同様の結果となってしまっており、貸付返済不履行のリスクに見合う、適切な担保価値の評価が行われていたとは言えない。

なお、法人 A については、平成 8 年 10 月末の時点で約 2,200 万円の債務超過となっており、外部借入金だけで 7 億円以上もあり、法人 B についても、平成 7 年 8 月末時点で約 9,900 万円の債務超過となっていた。

法人 A 及び法人 B に対する貸付については、法人 A 代表取締役 X 氏の個人資産の担保提供を受けていた。市の貸付実行時、既に担保価値を大幅に上回る先順位抵当権が設定されていたが、先順位抵当権者の金融機関から、新再開発ビルの一部区分 ($44.34 m^2$) について、市を第 1 順位とすることの同意書が提出されたため、当該区分については、担保としての価値を有していたといえる。当該区分は、平成 7 年の権利変換計画における評価 (平成 4 年基準で算出) で、121,551 千円 (うち土地部分 93,785 千円、建物部分 27,766 千円) と評価されていた。

近隣地の公示地価（平成4年 10,200 千円/m²、平成9年 2,850 千円/m²）の変動を用いて、平成9年の貸付実行時の当該区分の担保価値評価額を推定すると以下のとおりである。

（単位：千円）

平成7年1月の区分B（床面積 44.34 m ² ）			
	土地部分	建物部分	計
平成7年の権利変換計画時（注）	93,785	27,766	121,551
平成9年貸付時	26,204	27,766	53,970

（市資料より）

（注）平成7年の権利変換計画は、土地部分の評価については、平成4年時点の地価に基づき作成されている。

【改善策】

上記のとおり、法人Aと法人Bへの当初貸付額合計 150,000 千円に対し、実質的な担保の評価額は 53,970 千円となっており、残額の 96,030 千円については、実質的な無担保融資となっており、市の実施した審査は、形式的なものにとどまっていたと言える。

また、法人A及び法人Bの代表取締役の個人連帯保証を徴しているが、連帯保証人について、担保提供資産以外の資力の調査は実施されていない。

たしかに、市街地再開発に伴い、施行地区内の権利者の経営の安定化のために資金融資を実施することも、公益目的からは必要であろう。しかし、実質的に貸付金額を大幅に下回る担保価値のない資産しか持たない者に対し、実質的な無担保融資を行う必要性があったのかは疑問がある。

同要綱に限らず、市が貸付を行う場合には、担保価値及び返済能力について十分かつ厳格な審査を行い、返済不履行となった場合、担保によっても貸付金の回収が図れないおそれのある場合には、貸付を却下することも検討する必要がある。

また、貸付時の審査の具体的方法を明確にして、適切な担保価値の評価を実施する必要がある。

債務者の現況の把握について

市は、貸付時に債務者の決算書等を入手したのみで、その後においては債務者の直近の決算状況や資金繰り状況等の資料を全く入手していない。

【改善策】

市が 90,900 千円もの債権者であることを考えれば、債務者の決算状況や資金繰りの状況等を事前に把握し、資金繰りの範囲内で返済させることが通例である。

債権者として、任意でも決算書等を提出させ、債務者の現況を把握し、返済計画書を作成させ、可能な範囲での返済を求めることは最低限でも必要なことであると考えられる。

任意売却による返済額について

市は、平成 14 年 10 月に新再開発ビルの一部区画の任意売却により、法人 A 及び法人 B の元本及び利息として、計 70,000 千円の返済を受けているが、当該任意売却は、一部区画の売却代金を他の債権者である銀行等と按分したものである。

しかし、法人 A や法人 B からの入金額を単に受領したのみで、任意売却における実際の売却代金や按分方法に関する書類は添付されていない。

【改善策】

貸付金の債権者としては、売却代金や按分方法等について他の債権者との交渉記録を保持しておく必要がある。

なお、平成 14 年の任意売却時には、法人 A の代表取締役 X 氏は、区分 A (113.18 m²) 及び区分 B (19.64 m²) を一括して第三者に売却しているが、実際の売却価格は不明である。そこで、近隣地の公示地価 (平成 4 年 10,200 千円/m²、平成 14 年 1,180 千円/m²) の変動を用いて、市が抵当権の第 4 順位を保持していた区分 A 及び市が抵当権の第 1 順位を保持していた区分 B の任意売却時の売却代金を推定すると以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 14 年 10 月の区分 A (床面積 113.18 m ²)			
	土地部分	建物部分	計
平成 7 年の権利変換計画時 (注)	267,493	76,007	343,500
平成 14 年任意売却時	30,945	76,007	106,952

(市資料より)

(注) 平成 7 年の権利変換計画は、土地部分の評価については、平成 4 年時点の地価に基づき作成されている。

(単位：千円)

平成 14 年 10 月の区分 B (床面積 19.64 m ²)			
	土地部分	建物部分	計
平成 7 年の権利変換計画時 (注)	46,418	13,189	59,607
平成 14 年任意売却時	5,370	13,189	18,559

(市資料より)

(注) 平成 7 年の権利変換計画は、土地部分の評価については、平成 4 年時点の地価に基づき作成されている。

上記のとおり、近隣地の公示地価の変動率を前提に試算する限り、法人 A の代表取締役 X 氏は、任意売却による代金として 125,511 千円程度を手にしたのではないかと推定され、任意売却時の市への元利返済金額 70,000 千円は、これを原資に返済されたと思われる。しかし、区分 A については先順位抵当権者の抵当権 498,000 千円が付されており、当時において、なお同氏がこれを上回る借入れを有していたとすれば、市への返済金額は区分 B の売却代金 18,559 千円だけとなる筈ではなかったかと思われる。先順位抵当権者から法人 A の代表取締役 X 氏への貸付状況は、市側が把握していないため、市への返済がどのような根拠と計算に基づいて行われるに至ったか詳細は不明である。

訴訟について

市は、平成 17 年 6 月に仮設店舗として賃貸した市財産について、賃貸借契約終了後も、未だに当該仮設店舗を不法使用している法人 B に対して訴訟を提起している。

一方、法人 A (31,900 千円) 及び法人 B (59,000 千円) に対する貸付金の延滞については、未だに訴訟を提起していない。市は、不法使用されている仮設店舗の裁判の状況をみて、債権回収の方針を決定すると説明しているが、延滞開始(平成 11 年 9 月)から既に 6 年が経過し、履行延期承認(平成 14 年 10 月)から 3 年が経過しているにもかかわらず、抵当権実行や強制執行による債権回収等の努力もしていない。また、新再開発ビルの担保物件の評価も行っていない。

なお、新再開発ビルの残存担保物件(20.41 m²)について、近隣の公示地価(平成 4 年 10,200 千円/m²、平成 15 年 1,080 千円/m²)を用いて簡便的に評価額を推定すると以下のとおりである。

なお、下記の評価額については、あくまでも簡便的な試算によるものであり、実際の担保価値の評価額とは異なるものである。

(単位：千円)

平成 14 年 10 月の区分 C (床面積 20.41 m ²)			
	土地部分	建物部分	計
平成 7 年の権利変換計画時(注)	48,237	13,707	61,944
平成 15 年	5,107	13,707	18,814

(市資料より)

(注)平成 7 年の権利変換計画は、土地部分の評価については、平成 4 年時点の地価に基づき作成されている。

【改善策】

船橋市財務規則第 212 条には、「課長は、法第 240 条に規定する債権について発生原因及び内容に応じて、最善の方法により管理しなければならない。」と規定されており、少しでも多く、貸付金を回収するために、最善の方法を検討する必要がある。例えば、金融機関等勤務経験者等を新たに採用又は業務を委託して、債務者のキャッシュフローを把握し、営業存続が可能な範囲で、債権回収を図る方法等が有効であろう。

現状は、貸付金の回収にあたり、ほとんど情報も入手しておらず、「最善の管理」がなされているとは言い難いものがある。したがって、より多くの有益な情報の収集に努め、回収促進の有効な方策を考え出す必要がある。

なお、東京都や大阪府においては、貸付件数の多い一部貸付金の回収について債権回収代行会社(サービサー)に委託し、民間のノウハウを用いて債権回収を促進している。

遅延損害金について

市は、「船橋市船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業資金貸付借用証書」に定められた遅延損害金を調定・請求していない。

これは、「延滞利子については、収入金を収納した時に調定することができる」とさ

れているためである（船橋市財務規則第30条第2項第4号）。

また、市としては、返済の意思があり軽微な場合には、遅延損害金は徴収していないと説明している。

なお、法人A及び法人Bについて、平成17年11月30日までの遅延損害金を試算すると以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分	法 人A	法 人B	計
当初延滞開始日から 期限の利益喪失まで	5,363	3,477	8,840
期限の利益喪失から 履行延期承認まで	8,350	5,414	13,765
履行延期承認から 平成17年11月30日	4,317	8,017	12,334
合 計	18,031	16,909	34,940

（市資料より）

（注）貸付実行日は、平成9年4月28日
延滞開始日は、平成11年9月30日
期限の利益喪失日は、平成14年2月26日
履行延期承認日は、平成14年10月15日

同様に、法人Cについての遅延損害金を試算すると803千円となるが、これについても、遅延損害金は調定・請求されていない。同社については任意整理しており、請求しても回収することは不可能である。

【改善策】

軽微な延滞ならともかく、一定期間・金額を超える延滞については、遅延損害金を早期に調定・請求するよう内規を作り、その徴収の改善に努力すべきである。

13. 下水道部下水道管理課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
下水道使用料	調定額	4,035,257	4,250,780	4,661,585
	収入額	3,819,240	4,006,406	4,390,604
	不納欠損額	23,115	24,247	26,157
	収入未済額	192,902	220,127	244,824
	収納率	94.6%	94.3%	94.2%
受益者負担金	調定額	152,980	169,951	204,835
	収入額	142,151	157,917	190,589
	不納欠損額	626	1,087	687
	収入未済額	10,202	10,946	13,558
	収納率	92.9%	92.9%	93.0%
水洗便所化貸付金	調定額	36,775	47,462	64,697
	収入額	35,919	46,457	63,474
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	855	1,005	1,222
	収納率	97.7%	97.9%	98.1%
合 計	調定額	4,225,013	4,468,194	4,931,117
	収入額	3,997,311	4,210,781	4,644,668
	不納欠損額	23,741	25,334	26,844
	収入未済額	203,960	232,079	259,605
	収納率	94.6%	94.2%	94.2%

(市資料より)

近隣他市の収納率比較

(単位：%)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
下水道使用料	船橋市	94.6	94.3	94.2
	千葉市	87.0	86.4	86.7
	市川市	90.3	90.7	91.3
	松戸市	91.0	91.7	91.9
	柏市	94.0	94.0	95.2
	習志野市	98.2	98.1	98.3
受益者負担金	船橋市	92.9	92.9	93.0
	千葉市	75.4	74.6	75.0
	市川市	76.6	77.0	82.6
	松戸市	69.9	74.7	76.5
	柏市	87.1	83.1	82.8
	習志野市	96.3	93.5	94.3

区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度	
水洗便所化貸付金	船橋市	97.7	97.9	98.1
	千葉市	85.2	83.0	79.5
	市川市	86.6	87.3	86.1
	松戸市	貸付制度なし		
	柏市	98.4	97.8	96.5
	習志野市	97.5	97.3	96.6

(市資料より)

近隣他市と比較すると、下水道使用料の収納率は、柏市と同水準で、習志野市に次いで高い。受益者負担金の収納率は、習志野市と同水準にあり、しかもその水準は習志野市以外の近隣他市と比較してかなり高い。水洗便所化貸付金の収納率は、柏市及び習志野市と同じ高い水準にある。

収入未済額滞納年数別内訳 (平成 16 年度末現在)

(単位：千円)

区 分	年 数	件 数	金 額
下水道使用料	1 年以内	20,943	74,280
	2 年以内	14,699	53,157
	3 年以内	11,365	44,371
	4 年以内	9,083	37,584
	5 年以内	7,069	30,299
	5 年超	640	5,132
	合 計	63,799	244,824
	受益者負担金	1 年以内	1,021
2 年以内		584	2,412
3 年以内		577	1,949
4 年以内		439	1,670
5 年以内		392	1,428
5 年超		-	-
合 計		3,013	13,558
水洗便所化貸付金		1 年以内	116
	2 年以内	25	119
	3 年以内	6	28
	4 年以内	7	69
	5 年以内	11	108
	5 年超	13	98
	合 計	178	1,222

(市資料より)

収入未済額の滞納原因別集計（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

区 分	滞納原因	件数	金額
下水道使用料	納付意識欠如（注 1）	13,339	41,652
	所得減	2,568	14,983
	行政・賦課不満	164	2,387
	その他	3,720	11,358
	合 計（注 2）	19,791	70,382
受益者負担金	納付意識欠如（注 1）	1,021	6,096
	合 計（注 2）	1,021	6,096
水洗便所化貸付金	所得減	178	1,222
	合 計	178	1,222

（市資料より）

（注 1）納付意識欠如とは、納付の拒否をいう。

（注 2）下水道管理課では下水道使用料及び受益者負担金についての滞納原因は現年分のみ集計しており、過年度分については集計していない。

収入未済額の現在の状況（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

区 分	状況	件数	金額
下水道使用料	分納納付中	249	11,206
	その他	63,550	233,617
	合 計	63,799	244,824
受益者負担金	その他（注）	3,013	13,558
	合 計	3,013	13,558
水洗便所化貸付金	その他（注）	178	1,222
	合 計	178	1,222

（市資料より）

（注）分納、差押及び財産調査に該当するものがないため、すべて「その他」となっている。

不納欠損

ア．下水道使用料

（単位：千円）

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効（5 年）	23,115	24,247	26,157

（市資料より）

下水道使用料は、公の施設の利用につき徴収される使用料であり（地方自治法第 225 条）、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう（同第 240 条第 1 項）。この権利は、他の法律に定めがある場合を除き、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する（同第 236 条第 1 項）。

下水道使用料の不納欠損は、上記のとおり 5 年時効によるもののみとなっている。

イ. 受益者負担金

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
時効 (5 年)	626	1,087	687

(市資料より)

受益者負担金とは、都市計画事業として施行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第 75 条の規定に基づき、受益者（事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者）から徴収するものである。

受益者負担金を徴収する権利は、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する（都市計画法第 75 条第 7 項）。受益者負担金の不納欠損は、この時効によるもののみとなっている。

ウ. 水洗便所化貸付金

水洗便所化貸付金とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する市の処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及び 既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事に要する資金を貸付けることにより、環境衛生の向上に資することを目的として行われる貸付金である。

水洗便所化貸付金は、私法上の債権とされており、民法の適用を受けることから、時効の期間は 10 年となっている。平成 16 年度末現在、10 年を超える債権はなく、不納欠損処理をしたものはない。

収納プロセス

ア. 下水道使用料の収入プロセス

市における下水道使用料の収入プロセスは、調定、収納業務及び電算処理業務に大別され、各業務は次のように実施されている。

・調定：

市職員が行っている。

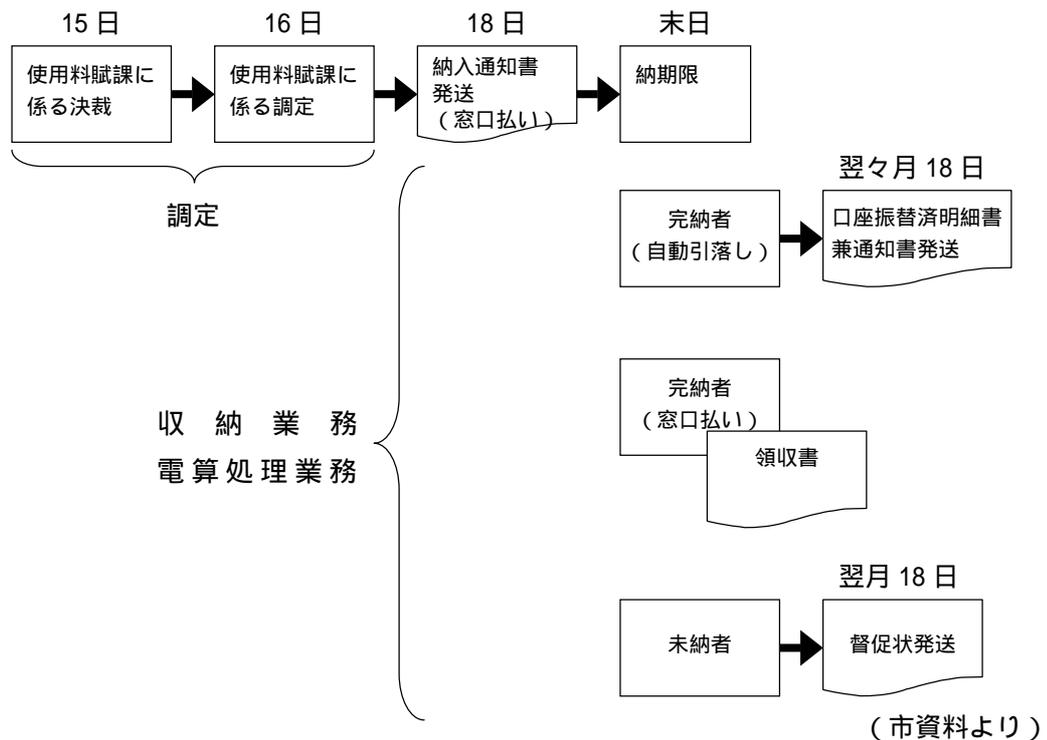
・収納業務：

下水道使用料収納業務委託契約に基づき、外部業者に委託されている。

・電算処理業務：

下水道使用料電算処理業務委託契約に基づき、外部業者に委託されている。

下水道使用料の収入フローチャートは次のとおりである。



下水道条例第 20 条では、「市長は、公益上、その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定している。これに基づき、市では生活保護扶助期間に限り、下水道使用料を免除することとしているが、当該取決めは明文化されておらず、都度、「決裁伺書」により免除を決裁している。

これについては、「平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書」において、下水道使用料の減免については、船橋市財務規則第 3 条及び別表第 3 によると、収入に関する減免の決定に関する事項について、法令等で基準が明定されていない場合には、部長決裁が必要であるが、下水道管理課では従来より課長決裁で減免手続を行っている旨が指摘されている。

今回、平成 16 年度に申請のあった使用料の減免申請書類をサンプルベースで閲覧したところ、免除の決裁責任者が下水道部長となっており、改善されている。

滞納債権の回収体制と方法

下水道管理課では、以下の手段を設けている。

ア. 下水道使用料の滞納防止活動

下水道使用料の納付方法として、納付書による場合と、口座振替による場合とがある。なお、平成 17 年 7 月以降は滞納分についてもコンビニエンス・ストアでの納付ができるようになっている。

納期限どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

下水道使用料は月末を納期限としている（月末が土日祝日の場合は翌月月初が納期限）。納入が確認できないものに対して、翌月の中旬ごろに督促状を送付して納付を促している。また、督促状を送付しても納付しない者については年に2回催告書を送付し、納付を促している。

b. 民間業者による臨戸徴収

下水道使用料収納業務は、市から委託された外部の民間業者がいる（臨戸徴収も担当している）。臨戸徴収は、現場収納にまで結びつかなくても、現況把握や納付指導を行うことができ、長期的には納付意識を向上させることもできるので、有効な方法であると考えられる。

当該民間業者による収納業務の結果は、年に1回、未納報告書としてまとめられ、下水道管理課に報告されている。未納報告書は、年度別、地区別及び過年度分の収納状況並びに今後の対策等が詳細な形式にまとめられている。報告会では、民間業者と下水道管理課との情報の共有化、収納率の向上のための方策が話し合われている。市の収納率が近隣他市と比較して比較的高いのは、当該民間業者による努力もその一因となっていると考えられる。

c. 下水道管理課職員による休日臨戸徴収

下水道管理課の下水道使用料の担当職員が休日臨戸徴収を実施している。平成16年度は4回実施され、64世帯から464,390円の徴収実績を挙げている。滞納者の中には、外部の民間業者との折衝を拒む者もあり、かかる滞納者の現況把握や納付指導のため、下水道管理課職員による徴収は有効な方法であると考えられる。

イ. 下水道使用料のペナルティ制度

a. 滞納処分

地方自治法第231条の3第3項において、督促を受けても使用料を納期限までに納付しない者については、当該使用料について、地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。

ウ. 受益者負担金の滞納防止活動

受益者負担金の納付方法として、納付書による場合と、口座振替による場合とがある。そこで納期限どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

受益者負担金は月末を納期限としている（月末が土日祝日の場合は翌月月初が納期限）。納期限を過ぎても納付が確認できないものに対して、翌月の中旬ごろに督促状を送付して納付を促している。また、督促状を送付しても納付しない者については年に2回催告書を送付し、納付を促している。

b. 臨戸徴収・電話催告

滞納者の多い地域及び多額の滞納者を対象の中心にして、正職員が戸別訪問して督促している（平成16年度は平日に8回、休日に3回実施）。これにより、現場収納にまでは結びつかないまでも、現況把握や納付の指導を行うことができ、長期的には納付意識を向上させることができるので、有効な方法であると考えられる。

また、戸別訪問しても不在だった滞納者に対しては、電話催告を行っている。ただし、不在の滞納者は多いので、必ずしもそれ程成果が上がっている訳ではないのが現状である。

エ. 受益者負担金のペナルティ制度

a. 延滞金

受益者が納期限までに負担金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5%（当該納期限の翌月から1ヶ月を経過するまでの期間については、年7.25%）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収するものとしている（船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条第1項）。

b. 滞納処分

負担金を納期限までに納付せず、督促を受けても納付しない者については、国税滞納処分の例により、負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとしている（都市計画法第75条第5項）。

オ. 水洗便所化貸付金の滞納防止活動

水洗便所化貸付金の償還は、資金の貸付を受けた月の翌月から40月の均等分割払とし、各月の納付期限は、毎月末日となっている（船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第10条第1項）。

そこで納付期限どおり納付がなされなかった場合、下記のような滞納防止策を採っている。

a. 督促状・催告書

納期限を過ぎても納付が確認できないものに対して、翌月中旬ごろに督促状を送

付して納付を促している。また、督促状と同時に催告書も発送し、納付を促している。

b. 臨戸徴収・電話催告

過年度分の償還金滞納者に対し、月に一度、正職員 2 人 1 組で戸別訪問して督促している。これは、現場収納までに結びつかなくても、現況把握や納付指導を行うことができ、長期的には納付意識を向上させることもできるので、有効な方法であると考えられる。

また、戸別訪問しても不在だった滞納者に対しては、電話催告を行っている。ただし、不在の滞納者は多いので、必ずしもそれ程成果が上がっている訳ではないのが現状である。

c. 連帯保証人への連絡

水洗便所化貸付金の貸付に当たっては、確実な連帯保証人を有することがその要件となっている（船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第 3 条第 2 号）。

臨戸徴収及び電話催告をしたにも拘らず、納付しない償還者に対して、連帯保証人に連絡し、償還者に代わって納付してもらうよう依頼している。

カ. 水洗便所化貸付金のペナルティ制度

a. 延滞金

償還金に延滞があるときは、年 14.6%の延滞金を徴収する（船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第 10 条第 2 項）。

(2) 監査の結果と意見

下水道使用料

ア. 滞納処分について

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、督促を受けても使用料を納期限までに納付しない者については、当該使用料について、地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。しかし、実際にはこれまで、こうした処分が行われた例はない。

【改善策】

滞納処分については、収納率の低下の防止手段としては極めて有効な手段の一つと考えられる。また、正当な理由なく滞納している使用者については、一方において正規の下水道使用料を滞りなく支払っている使用者との公平性の見地から、特に悪質な滞納者に対しては強い手段を講じる必要があるといえる。

例えば、船橋市下水道条例施行規則等において悪質な滞納者の定義をした上で、これらに該当する者に対しては差押等の滞納処分も検討すべきである。また、延滞金に

についても、同様にその率等を定めた上で調定・徴収すべきである。

イ．上下水道使用料徴収事務の一元化について

下水道使用料は、使用者が排除した汚水量に基づき賦課されるが、水道水を使用している場合には、水道水の使用水量が汚水の排除量とみなされるため、上下水道使用料に係る徴収事務手続を一元化することにより、大きなメリットが期待できる。このため、多くの自治体において上下水道使用料に係る徴収事務の一元化が図られている。

市の下水道事業に係る電算処理業務は、現在、下水道使用料電算処理業務委託契約に基づき、外部の民間業者が実施している。当該民間業者は、千葉県水道事業における電算処理業務の代行業者と同一であるため、水道水の利用者や使用量等の情報に関する共有化が図られており、現状においても徴収事務手続に係る一定の効率化は認められるが、使用料の徴収事務を一元化するには至っていない。

このことについては、「平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書」においても指摘しており、これに対応する形で市長より平成 17 年 9 月 27 日付けにて「平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置状況等について」が公表されている。この中で、上下水道使用料徴収事務の一元化については、県知事より平成 17 年 3 月 29 日付けにて「給水区域内市村の意思統一が図られれば、県民の利便性の向上に寄与することを考慮し、かかる諸問題を解決するために合同で検討・研究を行っていきたい。」とする旨の回答があった。この回答を受けて、市は、千葉県水道給水区域の 10 市 1 村で構成されている「下水道使用料等事務連絡協議会」内部における意思統一並びに検討内容の整理を早急に行い、県水道局との協議を再開することを公表している。

【意見】

上記のとおり、上下水道使用料徴収事務の一元化は、市だけの問題ではないことから、解決にはある程度の時間を要すると考えられる。

しかし、県と市が別々に行っている水道使用料と下水道使用料の徴収を一元化すれば、事務処理の効率化と使用料支払の簡素化が促進され、市民の利便性の向上が期待できる。また、この一元化により、上下水道使用料徴収事務に係る外部発注を共同化することによって、県と市との間で経費負担の分散化を図ることが出来ることや、

水道使用料は滞りなく支払っているが、下水道使用料を滞納している利用者からの使用料徴収が容易となり、収納率の向上を図れるというメリットも市が享受できるのではないかと考える。

ウ．納付誓約書について

下水道管理課では、臨戸訪問等で連絡のとれた滞納中の利用者に対し、納付誓約書を記入してもらい、納付を約束させるなどの対策によって、一定の成果をあげている。

しかし現場は人手不足であり、かつ内容が多様であるため、以下のような事項についてのマニュアル化は進んでいない。

- ・納付誓約書様式の統一化（納付誓約書の様式はあるが、規則等で統一的に規定されたものではなく、平成 16 年度から任意で採用されているものである。）
- ・納付誓約書の信頼性（特に分納の最低金額）をどの程度まで認めるか。
- ・分納の不履行後、納付誓約書の再提出をどの程度まで認めるか。

【意見】

上記の 3 点についてはいずれもマニュアル化されていないため、実際の徴収現場においては、担当者の裁量に委ねられていると考えられる。その結果、滞納者間での不公平や分納期間が異常に長期化するといった事態が起きるおそれがある。したがって、早期のマニュアル化の検討が望まれる。

エ．納付方法について

現在、下水道使用料の納付方法は、金融機関等での納付書による納付、口座振替及びコンビニエンス・ストアでの納付書による納付の 3 つがある。

これらのうち、口座振替の利用率は以下ようになっており、横ばい傾向にある。

（単位：％）

区分	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用率	66.7	66.5	65.3

（市資料より）

また、平成 16 年 7 月より、納付書によるコンビニエンス・ストアでの納付が可能となり、平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月までの 9 ヶ月間の納付件数は、84,073 件となっている。これは、平成 16 年度の納付件数 637,329 件に対し、約 13%に相当している。

金融機関での納付書による納付は、使用者が直接窓口まで出向く必要があることから、例えば使用者の納付意識が高くない場合には納付を失念していたりして、資力があるにも拘らず滞納となってしまうことも考えられる。

一方、口座振替によれば、利用者の金融機関口座から自動で引き落とされるので、上記のような「うっかり未納付」は防止できると考えられる。また、コンビニエンス・ストアでの納付は、早朝、深夜及び祝祭日といった金融機関の営業時間外の時でも納付が可能であり、収納率の上昇に効果があると考えられる。

【意見】

現在、下水道使用料の収納率は現年度分だけでは約 98%と高い率を維持しているが、今後、下水道の普及が進むにつれて収納率の低下という事態が起らないとは言えない。また、過年度分の収納率が低いことから、現年度分の収納率をいかに上げるかが、過年度分を含めた全体としての収納率を高めるうえで重要となる。

そのためには、口座振替及びコンビニエンス・ストアでの納付を促進することが重

要と考える。例えば、口座振替での納付を原則としたうえでコンビニエンス・ストアでの納付を認めることや、口座振替での納付を条件とした割引制度の導入も考えられる。

受益者負担金

ア. 分流区域の負担金単価について

分流区域の1㎡当たり負担金単価について、下水道管理課ではこれを150円としているが、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条によると、合流・分流区域の区別なく300円となっている。

150円とした根拠について、下水道管理課の説明によると、昭和58年度に減免についての建設局長決裁において50%を減免する決裁がなされ、以後約20年にわたり、減免の決裁なくこれを踏襲してきているとのことであった。

しかし、現状では減免手続きを行っていないため、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条（負担金の減免）及び船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条（減免の申請等）に抵触しており、合規性違反となっている。

【改善策】

このことについては、現在の条例及び規則に従い、分流区域における下水道の供用開始にあたり、下水道使用者が各々減免申請書により市長に減免を申請する仕組みを構築する必要がある。

イ. 延滞金の徴収について

船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条第1項では市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金の額に年14.5%（当該納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間については、年7.25%）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収するものとするとして、滞納者から延滞金を徴収することとしている。

しかし、滞納分については実際には負担金でさえ徴収に苦慮しているため、延滞金についてはかつて徴収したことはないとのことであり、合規性違反が生じている。

【改善策】

上記条例第7条第3項では、市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができるとしている。

延滞金についても上記条例に従って調定及び徴収に努めるとともに、やむを得ない場合を例示（例えば災害等により所得が著しく減少し、延滞金の納付が困難であると認められるときなど）した上でその場合に延滞金を減免できるという処理を行うべき

と考えられる。

ウ．滞納処分について

都市計画法第 75 条第 5 項では、負担金を納期限までに納付せず、督促を受けても納付しない者については、国税滞納処分の例により、負担金及び延滞金を徴収することができる」とされている。しかし、実際にはこれまでこうした処分が行われた例はない。

【改善策】

滞納処分については、収納率の低下の防止手段としては極めて有効な手段の一つと考えられる。また、正当な理由なく滞納している受益者については、一方において正規の受益者負担金を滞りなく支払っている受益者との公平性の見地から、特に悪質な滞納者に対しては強い手段を講じる必要があるといえる。

例えば、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例において悪質な滞納者の定義をした上で、これらに該当する者に対して差押等の滞納処分も検討すべきである。

エ．徴収事務について

下水道管理課では、滞納防止策の一つとして電話による催告を行っているが、その際のやり取りについての記録は残されていない。また、休日の臨戸徴収についてはその記録を残しているが、平日の臨戸徴収については記録が残されていない。

【意見】

効率的、効果的な徴収の点から、やり取りについての記録及び平日の臨戸徴収についての記録をそれぞれ残す必要があると考える。

また、平成 16 年度末現在の負担金の滞納件数 3,013 件に対し、滞納金額は 13,558 千円となっている。下水道管理課によると、1 件当たりの滞納金額は殆どが数千円～数万円と少額であり、他の収入項目よりもより一層の効率的・経済的な徴収が求められる。

例えば、口座振替の利用による「うっかり未納付」の防止や、他の部局と合同、あるいは市全体で電話による自動催告システムを導入することが考えられる。

水洗便所化貸付金

ア．延滞金の徴収について

前述のとおり、船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則第 10 条第 2 項では「償還金に延滞があるときは、年 14.6%の延滞金を徴する。」としている。しかし、実際には徴収していない。

これについては、「平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書」でも指摘したこと

であるが、下水道管理課によると、他の自治体と比較したが、実際に延滞金を徴収している自治体が過去殆どなかったこと、水洗化の工事費を支払えないということで当該制度を利用している利用者に、延滞金を賦課しても徴収は困難であるという実態も考慮し、これ迄のところ延滞金の徴収は実施していないとのことであった。

【改善策】

規則に従って延滞金を徴収し、合规性違反を解消すべきである。また、延滞金の徴収が困難であるならば、償還者の資力を考慮のうえ、減免できる旨の規定を設けるなどの措置を講ずるべきである。

イ. 徴収事務について

水洗便所化貸付金の滞納状況は、平成 16 年度末現在、滞納件数が 178 件、滞納金額が 1,222 千円であり、1 件当たりの滞納金額は最高で 10 数万円と少額である。このため、他の収入項目と比較してより一層の効率的な徴収体制の構築が求められる。

また、現在の償還方法は金融機関等での納付書による納付のみとなっている。下水道管理課によると、口座振替は金融機関に手数料を支払う必要があるため、この方法を取っていないとのことである。しかし、会計課によると、金融機関への手数料は 1 件につき 10 円程度とのことであり、ごく少額である。

【意見】

効率的な徴収体制の構築のためには、例えば他の部局と合同あるいは市全体で自動電話催告システムの導入が考えられる。また、今後の貸付に当たっては、貸付条件として償還金の口座振替を原則とし、滞納防止に役立てるべきである。

14. 建築部住宅政策課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
使用料	調定額	426,256	423,759	414,628
	収入額	314,730	317,598	312,449
	不納欠損額	-	5,030	-
	収入未済額	111,526	101,131	102,179
	収納率	73.8%	74.9%	75.4%
雑入 (注)	調定額	3,246	4,404	5,540
	収入額	31	147	171
	不納欠損額	187	-	-
	収入未済額	3,028	4,257	5,369
	収納率	1.0%	3.3%	3.1%
合 計	調定額	429,502	428,163	420,168
	収入額	314,761	317,745	312,620
	不納欠損額	187	5,030	-
	収入未済額	114,554	105,388	107,548
	収納率	73.3%	74.2%	74.4%

(市資料より)

(注) 雑入については、悪質賃借人の裁判費用及び、退去命令後実際退去日までの近傍同種家賃の2倍相当額が計上されているが、収納率は著しく低い。

現年度分と過年度分の調定額等の推移（住宅使用料・駐車場使用料のみ）

（単位：千円）

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度	
住 宅 使 用 料	調定額（千円）	現年度分	296,836	291,238	292,749
		過年度分	107,669	110,862	100,556
		計	404,505	402,100	393,305
	収入額（千円）	現年度分	285,598	286,407	285,831
		過年度分	8,045	10,153	5,939
		計	293,643	296,560	291,770
	不納欠損額（千円）	現年度分	-	-	-
		過年度分	-	4,983	-
		計	-	4,983	-
	収入未済額（千円）	現年度分	11,238	4,831	6,918
		過年度分	99,624	95,726	94,617
		計	110,862	100,557	101,535
収納率（％）	現年度分	96.2%	98.3%	97.6%	
	過年度分	7.5%	9.2%	5.9%	
駐 車 場 使 用 料	調定額（千円）	現年度分	20,540	20,133	19,966
		過年度分	326	644	573
		計	20,866	20,777	20,539
	収入額（千円）	現年度分	20,126	19,734	19,806
		過年度分	77	422	91
		計	20,203	20,156	19,897
	不納欠損額（千円）	現年度分	-	-	-
		過年度分	-	47	-
		計	-	47	-
	収入未済額（千円）	現年度分	414	399	160
		過年度分	249	175	482
		計	663	574	642
収納率（％）	現年度分	98.0%	98.0%	99.2%	
	過年度分	23.6%	65.5%	15.9%	
住 宅 ・ 駐 車 場 使 用 料 合 計	調定額（千円）	現年度分	317,376	311,371	312,715
		過年度分	107,995	111,506	101,129
		計	425,371	422,877	413,844
	収入額（千円）	現年度分	305,724	306,141	305,637
		過年度分	8,122	10,575	6,030
		計	313,846	316,716	311,666
	不納欠損額（千円）	現年度分	-	-	-
		過年度分	-	5,030	-
		計	-	5,030	-
	収入未済額（千円）	現年度分	11,652	5,230	7,078
		過年度分	99,873	95,901	95,099
		計	111,525	101,131	102,177
収納率（％）	現年度分	96.3%	98.3%	97.6%	
	過年度分	7.5%	9.5%	6.0%	

（市資料より）

（注）上表は、使用料のうち、住宅・駐車場使用料についてのみ記載している。上記の他、行政財産の目的外使用料（敷地内電柱の使用料等）がある。

近隣他市の収納率

さらに、次の表は住宅使用料について、近隣他市との収納率比較を行ったものである。これらは、市から各市への電話照会等により入手した数値である。不納欠損処理基準、現年度分と過年度分の充当方法が異なる場合もあると考えられ、必ずしも単純比較は出来ないが参考として記載する。

ア．現年度分

(単位：%)

市名	平成14年度	15年度	16年度
船橋市	96.2	98.3	97.6
千葉市	92.1	95.2	94.1
市川市	99.7	99.4	98.9
松戸市	98.0	98.2	98.8
柏市	93.9	94.6	93.3
習志野市	96.0	94.9	95.5

(市資料より)

イ．過年度分

(単位：%)

市名	平成14年度	15年度	16年度
船橋市	7.5	9.5	6.0
千葉市	12.1	12.0	11.3
市川市	13.8	11.9	9.2
松戸市	16.3	18.2	16.6
柏市	44.1	32.2	27.9
習志野市	15.9	9.5	10.2

(市資料より)

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

ア．現入居者

（単位：千円）

住宅使用料滞納月数	戸数	金額
12ヶ月以内	51	5,677
12ヶ月超 24ヶ月以内	19	10,992
24ヶ月超 36ヶ月以内	5	4,740
36ヶ月超 48ヶ月以内	3	4,329
48ヶ月超 60ヶ月以内	3	4,936
60ヶ月超	10	30,909
合計	91	61,583

（市資料より）

イ．退去済み者

（単位：千円）

住宅使用料滞納月数	戸数	金額
12ヶ月以内	12	1,857
12ヶ月超 24ヶ月以内	5	2,908
24ヶ月超 36ヶ月以内	2	2,197
36ヶ月超 48ヶ月以内	1	1,154
48ヶ月超 60ヶ月以内	2	5,205
60ヶ月超	6	26,629
合計	28	39,950

（市資料より）

ウ．入居者・退去済者計

（単位：千円）

住宅使用料滞納月数	戸数	金額
12ヶ月以内	63	7,534
12ヶ月超 24ヶ月以内	24	13,900
24ヶ月超 36ヶ月以内	7	6,937
36ヶ月超 48ヶ月以内	4	5,483
48ヶ月超 60ヶ月以内	5	10,141
60ヶ月超	16	57,538
合計	119	101,535

（市資料より）

収入未済額上位 10 件（平成 16 年度末現在）

ア．現入居者

（単位：千円）

順位	収入未済額	平成 17 年度月 額家賃（円）	収入 超過者	滞納月数 （月）	摘 要
1	6,190	25,300		113	平成 5～15 年度分
2	4,531	24,200		97	平成 4～14 年度分
3	4,313	27,100		96	平成 7～16 年度分
4	4,311	47,000		83	平成 6～13 年度分
5	3,104	20,900		109	平成 4～13 年度分
6	2,191	52,700		39	平成 7～13 年度分
7	2,136	12,100		124	平成 5～16 年度分
8	2,026	33,500		82	平成 8～14 年度分
9	1,960	54,700		61	平成 8～16 年度分
10	1,874	25,300		53	平成 9～14 年度分
合計	32,636				

（市資料より）

（注）市営住宅の賃料は、毎年の収入申告に基づき、翌年度の家賃を決定しており、平成 17 年度月額家賃と過年度の月額家賃は異なるため、滞納金額は 17 年度家賃×滞納月数とは一致しない。収入超過者の定義については、主な収入項目を参照。

イ．退去済み者

（単位：千円）

順位	収入未済額 （注）	退去年月	訴訟の 有無	滞納月数 （月）	摘 要
1	6,455	平成 14 年 2 月		107	平成 4～13 年度分
2	6,175	平成 15 年 11 月		103	平成 4～13 年度分
3	6,128	平成 14 年 2 月		107	平成 5～13 年度分
4	3,840	平成 15 年 8 月		50	平成 6～15 年度分
5	3,529	平成 15 年 5 月		64	平成 7～14 年度分
6	2,458	平成 16 年 4 月		96	平成 6～14 年度分
7	1,882	平成 14 年 7 月		84	平成 7～14 年度分
8	1,364	平成 14 年 6 月		57	平成 9～14 年度分
9	1,300	平成 14 年 8 月		33	平成 11～14 年度分
10	1,154	平成 14 年 2 月		46	平成 6～13 年度分
合計	34,285				

（市資料より）

（注）退去者分の収入未済額については、敷金相殺後の金額である。

収入未済額の現在の状況（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

状 況	件数 (注)	金 額
分納納付中	90	55,995
差押中	-	-
その他	39	46,184
合 計	129	102,177

（市資料より）

（注）上記の件数には、駐車場の滞納者も含まれている。

住宅使用料の平成 16 年度滞納戸数は、119 戸（うち入居中者 91 戸、退去済み者 28 戸）、駐車場は、10 区画である。なお、16 年度末現在の住宅管理戸数は 1,156 戸、住宅入居済戸数は 1,107 戸（入居者募集中、建替えによる募集停止等は 49 戸）である。また、駐車場は 286 区画である。

主な収入項目

住宅政策課の主な収入は、平成 17 年 3 月末現在、1,156 戸、29 団地（うち 390 戸、18 団地は民間より借上）に対する住宅使用料、駐車場使用料、国庫支出金収入等である。入居資格は、世帯所得から、基準に従った控除額を差し引いた「認定月収額」を基礎として算出される（公営住宅法第 16 条）。入居に際しては、上記の収入要件を充足した上で、更に平均倍率 20 倍程度の抽選により決定される。

なお、平成 8 年度の公営住宅法改正（旧法で建設された住宅については平成 10 年度から適用）により、家賃決定基準が、建設原価に基づく限度額方式から、入居者の収入及び立地条件・規模等住宅から受ける便益に応じた応能応益方式に変更されたため、平成 10 年以前の賃料と現状の賃料は入居者により、大きく異なっている。

また、毎年実施される入居者の自己申告により、認定月収額を上回った入居者を「収入超過者」（3 年以上居住かつ 200 千円超の月収がある者、又は 268 千円超の月収がある者）と呼び、公営住宅法第 28 条第 1 項により明渡し努力義務が発生し、当該収入超過期間においては同法第 28 条第 2 項により、収入に応じた割増賃料の支払いが義務付けられる。

なお、収入申告をしなかった入居者については、税務部の協力を得て、「収入超過者」に該当しないか調査している。

さらに収入超過者認定後、最近 2 年間の月収が 397 千円超かつ入居後 5 年以上経過している場合には、「高額所得者」として明渡し訴訟が提起される。市の場合「高額所得者」として認定を受けた世帯は、平成 15 年度は該当がなく、平成 16 年度に一世帯あったが、退去済みである。平成 17 年 4 月にも 1 世帯あったが、子が同居していたことによるものであり、子が転居したため現在では高額所得者となっていないとのことである。

予算及び調定額の算定方法

(単位：千円)

費 目	予算現額	調定額	差 額
			-
土木使用料(住宅・駐車場使用料)	305,895	413,844	107,951
弁償金等	-	5,540	5,540

(市資料より)

毎年の賃料は入居者の前年収入により決定されるため、予算額は、団地ごとに予想家賃額に空家率、減免率、過年度収納率を、加味して算出される。

弁償金等は、市営住宅退去者からの損害賠償金であり、回収が困難であるため、予算額の算定上見込んでいない。

住宅使用料の調定額は、減額・減免分を加味した上で、電算システムで算定される。

不納欠損額事由別推移

(単位：千円)

事 由	平成 14 年度	15 年度	16 年度
即消滅(現年)	187	314	-
即消滅(滞納繰越)	-	-	-
時効(5年)	-	4,716	-
合 計	187	5,030	-

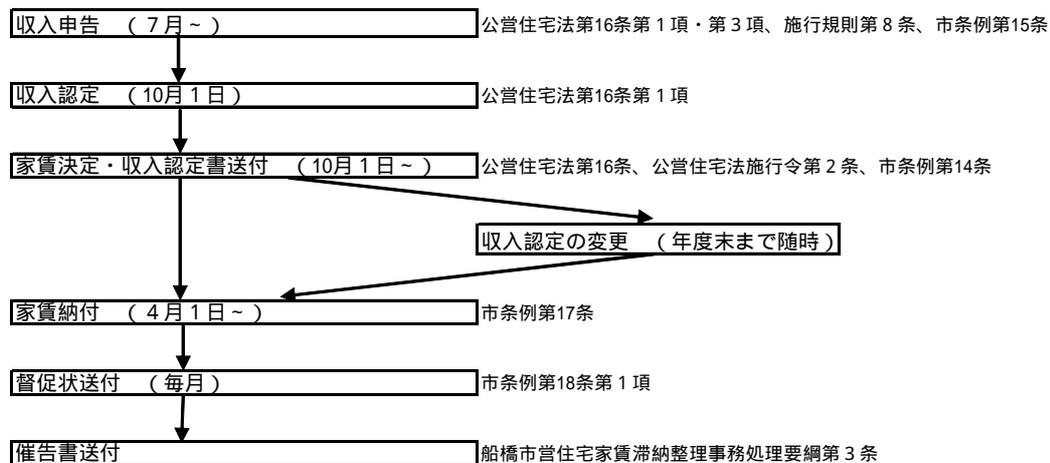
(市資料より)

(注)即消滅は、入居者死亡かつ保証人も死亡又は所在不明である場合に不納欠損処理を行ったものである。

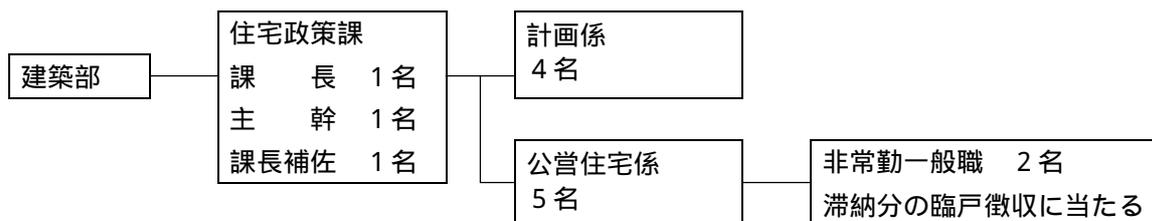
賃料債権は、5年による時効(民法第169条)によって消滅する。また、滞納者が返済計画書(分割納付誓約書)を提出することにより、民法第147条第3号の「承認」に該当し、時効中断の効力を有する。

「市営住宅家賃不納欠損処分基準」によれば、5年時効に該当し、所在不明 死亡 入居者が無資力かつ連帯保証人が死亡又は所在不明である場合に、原則として不納欠損処分を行うとされている。

収入プロセス



賃料の収入業務に係る組織図(平成17年3月末現在)



滞納債権の回収体制と方法

賃料の徴収方法として、口座振替、口座振込、収納員による臨戸徴収の3つがある。口座振替、口座振込については、適時に滞納が把握される。

平成17年3月末時点の滞納者は、現入居中の者が91戸(全入居者1,107戸中8.2%)、退去済み者は28戸であり、計119戸である。

滞納事務の基準

納付期限を過ぎても納付がない場合の事務手順は「船橋市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」及び「平成16年度市営住宅家賃滞納処理についての行動指針」に定められており、概ね以下のとおりである。

ア. 住宅家賃滞納整理カードの作成及び納付指導

「住宅家賃滞納整理カード」(同要綱第4号様式)を作成し、必要に応じ電話又は訪問による納付指導を行う(同要綱第4条)。納付指導により、滞納家賃の納付の意思が確認できた滞納者で、一括して支払が困難な滞納者については、「市営住宅家賃納付誓約書」(同要綱第6号様式)の提出を求め、分割納付を認める(同要綱第4条第2項第7号)。

イ. 督促状・催告状・催告書の発送

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期限後 20 日以内に督促状が発送され、納期限は発送から 10 日後とされている（同要綱第 2 条）。督促状発送日から 1 ヶ月以上経過した滞納者に年 4 回（毎年 4 月、7 月、10 月、1 月）「船橋市営住宅家賃催告状」（同要綱第 2 号様式）を発送する（同要綱第 3 条第 1 項）。さらに 6 ヶ月以上の滞納者に対しては「催告書」（第 3 号様式）を年 2 回（毎年 2 月、8 月）発送する（同要綱第 3 条第 2 項）。

ウ. 連帯保証人への要請

催告及び納付指導をしたにもかかわらず、納付の見込みのない滞納者については、滞納家賃が 3 ヶ月分となった場合に、連帯保証人に対し、「家賃債務の履行協力について」（同要綱第 9 号様式）を発送し、電話により納付履行の協力を要請する（同要綱第 5 条）。

また、別途定められた「平成 16 年度市営住宅家賃滞納処理についての行動指針」においては、滞納金額が 30 万円以下、又は滞納期間が 12 ヶ月未満の入居者について、滞納期間が 3 ヶ月を超えた場合は、連帯保証人に滞納状況を報告し、間接的な納付指導を行う旨が定められている。

保証人に対する、「家賃債務の履行協力について」（同要綱第 9 号様式）の発送実績は以下のとおりである。

（単位：人）

年 度	保証人への発送実績
平成 14 年度	26
平成 15 年度	9
平成 16 年度	1
平成 17 年度	3

（市資料より）

エ. 連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請

連帯保証人に納付履行の協力を要請したにもかかわらず、滞納者からの納付がない場合で、滞納家賃が 6 ヶ月分となったときは、連帯保証人に対し、「連帯保証債務履行要請書」（同要綱第 10 号様式）を発送し、連帯保証債務の履行を求める（同要綱第 6 条）。

オ. 呼出対象者の選定・呼出状の発送

「呼出対象者選定基準」に従い、累積滞納家賃が 12 ヶ月以上又は滞納金額が 30 万円以上のうち、催告状、催告書の送付及び電話、訪問による納付指導にもかかわらず、滞納を続けている者で、疾病等の特段の事情がない者を呼出対象者として主管課に設置する法的措置検討会において選定し、「呼出状」（同要綱第 11 号様式）を発送する。

呼出に応じた入居者については、滞納家賃に対する誓約書を提出させる。応じな

った入居者については、「通告状」（同要綱第 12 号様式）を臨戸訪問により手渡しし、来庁の上滞納家賃の納付について誓約するよう通告する（同要綱第 8 条）。

カ．最終通告状の手渡し・訴訟対象者の選定・明渡し訴訟

誓約書を提出したにもかかわらず、計画どおりに履行しなかった者については最終通告状（同要綱第 14 号様式）を手渡しする。

最終通告に従わなかった場合、「訴訟対象者選定基準」に従い、法的措置検討会において訴訟対象者の選定を実施し、明渡し訴訟を行う。

訴訟対象者選定基準の概要は、「悪質滞納者への対応」に記載している。

回収促進策及び滞納防止策

「平成 16 年度市営住宅家賃滞納処理についての行動指針」の記載によれば、以下の措置を実施している。

ア．啓発用チラシの作成・配布

家賃算定の基礎となる収入申告の連絡時期等について、入居者に対して啓発用チラシを作成し、配布する。

イ．生活保護受給者賃料の代理納付

生活保護受給者に対しては、生活支援課と連携し、代理納付（本人の承諾を得て、直接市に納付する。）を活用する。

ウ．生活困窮者に対する対策

離職等の理由から収入が途絶え、電気及び水道などが供給停止の状態にある生活困窮者については、生活支援課と相談するよう指導する。

エ．収入未申告者への対応

収入申告が未申告の単身入居者については、管理人との連絡体制を構築し、生活実態のない入居者の把握に努める。

オ．生活実態がない入居者への対応

生活実態がないと思われる入居者については、適宜立ち入り検査を行い、必要に応じて法的措置をとる。

悪質滞納者への対応

以下の「訴訟対象者選定基準」に従い、法的措置検討会において、明渡し訴訟の対象者を選定する。（船橋市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第 10 条）

(以下、「訴訟対象者選定基準」より抜粋)

家賃滞納者のうち累積家賃が12ヶ月以上又は滞納金額が30万円以上かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟対象者とすることができる。

- ・催告状・催告書の送付、臨戸訪問等による納付指導、呼出し指導、通告状又は最終通告状の送付にもかかわらず滞納を続けている者
- ・納付誓約書を提出したにもかかわらず、誓約に従って納付を行わない者
- ・今後も積極的に、滞納解消に努力しようとする意思の見受けられない者

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟対象者としなないことができる。

- ・疾病等による3ヶ月以上の療養
- ・主たる生計維持者の死亡
- ・不慮の災害
- ・その他やむを得ない特別の事情があると認められる者

減免及び徴収猶予

「船橋市営住宅家賃の減免等に関する取扱基準」によれば、以下に該当し、立ち直りが容易でない場合に家賃の減免及び徴収猶予を受けることができる。

- ・災害により損害を受けた
- ・失職により収入が減少
- ・疾病又は負傷により長期にわたる療養が必要な場合

また、家賃決定にあたっての認定月収の算定にあたり、障害者控除、親族控除等の各種控除項目があり、家賃決定に際し考慮されている。

(2) 監査の結果と意見

長期家賃滞納者に対する明渡し請求について

明渡し訴訟については、平成14年6月に3件、平成15年2月に2件、平成15年10月に1件を行い、いずれも勝訴している。

訴訟対象者は、前掲の「訴訟対象者選定基準」に従い、法的措置検討会において、呼出に従わない等交渉に応じようとせず、誠意が見受けられない者を対象に、特に悪質な入居者についてのみ訴訟を行っている。

しかし、法的措置検討会においては、同基準第2号において、「納付誓約書を提出したにもかかわらず、誓約に従って納付を行わない者」を訴訟対象者として選定することを示しているにもかかわらず、同基準但書第4号の「その他やむを得ない特別の事情があると認められる者」という除外条項を広く解釈している。

この解釈の結果として、「市営住宅家賃納付誓約書」を提出した者で、現年度分の賃料を全額支払った上で、それに加えて過年度分の滞納賃料を少しでも支払っている者については明渡し訴訟を実施していない。

また、当初の誓約書による滞納賃料の支払いが履行不能になった場合には、多少の納

付実績があり、再度「市営住宅家賃納付誓約書」を提出し、納付の意思を再確認することが出来れば、訴訟の対象とはしていない。

この結果、「(1) 収入未済額上位 10 件(平成 16 年度末現在)」に記載されているとおり、滞納月数 100 ヶ月以上の 6 百万円超の滞納者等高額滞納者が未だに入居を続けている状態になっている。市は、高額滞納者については、個別の事情を聴取し、誓約書が履行不能となっている理由の把握に努めてはいるが、明渡しは求めていない。

【改善策】

そもそも、公営住宅の趣旨は、低所得者層に対するセーフティネットの側面もあり、個別事情を勘案することはある程度必要であろう。しかし、民間の賃貸住宅においては、家賃が 3 ヶ月滞納すれば賃貸人からの解除事由になるのが通例であり、民法上は敷金を超える滞納が発生した場合には賃貸人からの解除事由となることも考えれば、現在の市の処分は滞納者に対し、寛容すぎるのではないかとわざるを得ない。

市営住宅は民間よりも低廉な家賃が設定されていることもあり、一旦入居してしまえば、所得に応じた低廉な家賃で入居し続けることが出来るため、一種の既得権益と化している側面がある。公営住宅法に定める収入超過者には、明渡し努力義務が発生し、収入に応じた割増賃料を支払う必要があるが、それを支払ってでも入居し続けている高額滞納者が存在しているということは、それでも民間の賃貸住宅よりは、法に定められた割安な賃料が設定されているということである。

入居者は借地借家法及び公営住宅法の保護が受けられることは当然であるが、賃借人としての義務も果たす必要がある。100 ヶ月以上の滞納者も誓約書を再提出し、現年度分以上の賃料さえ支払えば、入居し続けることが出来るという現状の運用は、生活に困窮している多くの市営住宅への入居希望者がいることを考えると、入居希望者に対して厳しく、家賃を滞納しているにもかかわらず入居し続けている既得権者としての滞納者に寛容であると言わざるを得ず、低所得者層に対し、低廉な家賃による住居を広く提供するという観点からは、不公平感がある。

現年度分については、97%以上の収納率であり、殆どの入居者は賃料を支払っていることも考えると、現状の市の対応について再検討し、明渡し請求を求める基準となる滞納月数について一定の基準(例えば、12 ヶ月や 24 ヶ月等)を定め、基準を超える滞納者については明渡し請求を実施するなど、滞納者に対する対応の変更を検討する必要がある。

なお、収入超過者である滞納者については、入居者の平均よりも収入が多いために、公営住宅法により、明渡し努力義務が課されているのであり、明渡し請求を行う基準として、他の滞納者よりも厳しい基準にすることも考えられる。

一定の基準を超えた滞納者に対しては、明渡し請求を実施することにより、市営住宅に入居が可能となる入居希望者が増加することになり、公平性の観点からは望ましいと思われる。

催告状及び催告書の発送規程について

「船橋市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」第3条第1項では、督促状発送日から1ヶ月以上経過した滞納者に年4回「船橋市営住宅家賃催告状」を発送することになっているが、年2回の第3条第2項の「催告書」の発送をもって代用している。

これは、「船橋市営住宅家賃催告状」の発送による心理的な効果が乏しいという理由による。

【改善策】

現状の規程と運用が異なっているため、規程自体を改正し、運用実態と合致させるか、規程に従い「船橋市営住宅家賃催告状」を発送する必要がある。

連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請について

連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請については、規程に定めはあるものの、全く実施されておらず、履行協力要請のみを実施している。これは、連帯保証人の意識の低さ、連帯保証人にも資力がない場合が多い等の理由で実施していないとの説明を受けた。

ただし、連帯保証人が入居者の親族である場合には、自主的に滞納家賃を納付する場合も多いとのことである。

【改善策】

入居時に連帯保証人に対し、入居者が家賃を滞納した場合の連帯保証人の責任について十分に説明し、連帯保証人の意識の向上を図るとともに、特に悪質な滞納者の連帯保証人については、連帯保証人へ賃料を請求し、法的に連帯保証債務の履行を求める必要がある。

なお、別途定められた「平成16年度市営住宅家賃滞納処理についての行動指針」においては、滞納金額が30万円以上、又は滞納期間が12ヶ月以上の高額滞納者については、誓約書を提出させた上で、分割納付が履行されない場合には、連帯保証人に対しても滞納金の支払いを請求する旨が定められているが、これは同要綱の規程と整合していない。

「要綱」は基本的な方針を定め、「行動指針」は具体的な行動方法を定めたものである、との説明を受けたが、両規程の整合性を図る必要がある。

15. 学校教育部学務課

(1) 収入事務の概要

調定額等の推移

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	15 年度	16 年度
貸付金 元利収入	調定額	68,277	70,831	75,681
	収入額	41,075	41,393	42,882
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	27,202	29,437	32,798
	収納率	60.2%	58.4%	56.7%

(市資料より)

なお、近隣他市における収納率（現年分・過年度分合計）の推移は次のとおりである。

(入学準備金)

(単位：%)

市 名		平成 14 年度	15 年度	16 年度
船橋市	現年分	75.6	73.9	70.6
	過年度分	21.3	29.8	21.5
市川市	現年分	91.2	91.1	89.3
	過年度分	30.2	25.1	23.0
松戸市	現年分	73.7	56.7	57.9
	過年度分	6.4	3.4	6.3
柏市	現年分	80.0	71.0	82.0
	過年度分	18.0	13.0	23.0

(市資料より)

(注) 船橋市・市川市・柏市の入学準備金の対象は、高校・大学である。松戸市は高校のみとなっている。なお、千葉市は貸付制度がなく、習志野市は融資の斡旋と利子補給のみを行っているため、収納率のデータはない。

平成 16 年度に関していうと、市の現年分の収納率は、市川市・柏市と比較して 10% 以上も低い。過年度分の収納率は、市川市・柏市とほぼ同じである。

(修学金)

(単位：%)

市 名		平成 14 年度	15 年度	16 年度
船橋市	現年分	82.0	76.7	81.4
	過年度分	25.5	30.1	26.9
柏市	現年分	96.0	99.0	100.0
	過年度分	50.0	32.0	39.0

(市資料より)

(注) 上記の修学金の対象は、高校と大学である。なお、千葉市・松戸市・市川市・習志野市は給付制度となっているため、収納率のデータはない。

市は柏市と比較すると、現年度分・過年度分ともに収納率が低いことが分かる。

収入未済額滞納年数別内訳（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

年 数	件 数	金 額
1 年以内	153	15,671
2 年以内	51	4,729
3 年以内	32	2,761
4 年以内	23	1,929
5 年以内	5	742
5 年超	71	6,966
合 計	335	32,798

（市資料より）

収入未済額上位 10 件（平成 16 年度末現在）

（単位：千円）

順位	収入未済額	
	借受者別	連帯保証人別
1	1,020	1,457
2	996	1,245
3	855	1,219
4	830	1,020
5	680	855
6	675	790
7	671	750
8	640	734
9	585	680
10	548	640

（市資料より）

（注）借受者別とは個人単位で見た場合の滞納金額を意味し、連帯保証人別とは両親等の連帯保証人単位で見た場合の滞納金額を意味する。

主な収入項目

船橋市奨学金貸付条例によって貸付けられた次の資金の返還が主な収入項目となる。

区 分	内 容	貸 付 限 度 額	
		国・公立	私 立
修 学 金	学校教育法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）大学若しくは高等専門学校又は同法第 82 条の 2 に規定する専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）に在学する者が、修学に必要な資金	高校等 月額 8,000 円	高校等 月額 15,000 円
		大学等 月額 20,000 円	大学等 月額 30,000 円
入学準備金	上記の学校に入学の決定した者が、入学に必要とする資金	高校等 70,000 円	高校等 200,000 円
		大学等 150,000 円	大学等 400,000 円

（市資料より）

不納欠損

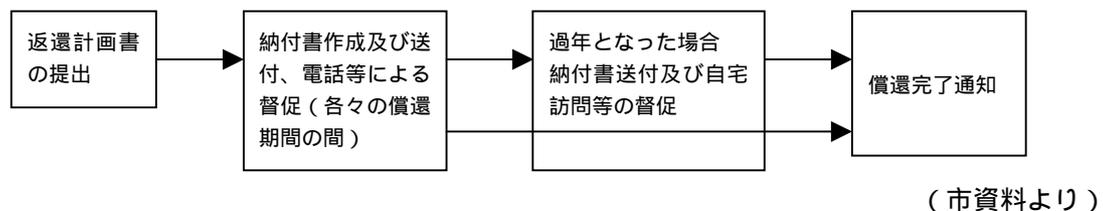
奨学金制度による貸付金は一般の金銭債権であり、時効による不納欠損は船橋市財務規則第 52 条第 1 項第 3 号及び民法第 168 条第 1 項に従い、第 1 回の弁済期より 20 年間または最後の弁済期より 10 年間で成立する。ただし、債務者が奨学金返還計画書を作成することによって、民法第 147 条の「承認」による時効の中断が成立する。また、地方自治法第 236 条第 4 項による納入の通知・督促によって時効が中断する。

なお、船橋市奨学金貸付条例第 12 条により、債務者が死亡し、若しくは重度障害の状態となり、奨学金の返還が困難となったときは、奨学金の全額又は一部の返還が免除され、不納欠損となる。

なお、平成 16 年度の不納欠損額はなし。

収納プロセス

修学金、入学準備金とも収納プロセスは同じである。ただし、返還期間は異なる。



滞納債権の回収体制と方法

奨学金の貸付・償還・督促に関する事務は、係長と担当が行っている。償還金の滞納者に対して、本人及び連帯保証人への督促関係書の送付及び電話連絡を随時行っている。また、滞納整理期間を設け、管理職による戸別訪問を実施している。具体的な滞納金の回収規定はない。

(2) 監査の結果と意見

奨学金返還猶予申請書について

奨学金の貸付を受けた者が、奨学金返還の猶予を申請する場合は、船橋市奨学金貸付条例施行規則第 10 号様式に従って、市に奨学金返還猶予申請書を提出して許可を得なければならない。

奨学金返還猶予申請書には、本人がその理由を記載する欄があるが、平成 16 年度の申請書 42 件のうち、15 件が空欄となっていた。この 15 件はいずれも本人が在学中であり、申請時に提出された在学証明書から船橋市奨学金貸付条例第 11 条第 2 号による返還猶予が認められることがわかるため、理由の記載が省略されていた。

また、返還猶予を希望する期間が誤って平成 15 年 4 月 1 日～16 年 3 月 31 日と記載されている申請書が 7 件あった。しかし、承認書では平成 16 年 4 月 1 日～17 年 3 月 31 日が猶予期間となっている。承認手続が形式的となっており、申請内容を十分に確認し

ていない。

【改善策】

奨学金返還猶予申請書は、必要事項を正確に記載してから承認されなければならない。

奨学金返済計画書について

船橋市奨学金貸付条例施行規則では、奨学金返済計画書の様式が定められていない。現状は、規則外の書式で債務者に計画書を提出させている。

【意見】

奨学金返済計画書は貸付事務において重要な書類であり、船橋市奨学金貸付条例施行規則において正式な様式を定めるべきであると考ええる。

調定額について

学務課は、平成 16 年 4 月に計上する奨学金（過年度繰越分）の調定額を間違っして調定した。後日、担当者がこの誤りに気付き、不足分を調定している。この誤りは、調定額の管理台帳である表計算シートの合計欄の計算式が間違っていたという単純なミスにより生じている。

また、平成 16 年 6 月に計上する奨学金（15 年度現年分で 16 年度過年度分に移行する分）10,572 千円の調定を担当者が失念し、同年 8 月に調定した。

上記の調定額は過年度繰越分であり、調定書を起票する際に十分に調定額の正確性を検証していれば防ぐことが可能であったと考えられる。

【改善策】

調定額は 1 人の担当で管理されているので、調定の失念等が発生しないように課のチェック体制を強化する必要がある。

督促について

船橋市財務規則第 49 条によると、収入未済金については、納期限後 20 日以内に納入義務者に対して督促状（第 34 号様式）を発しなければならないことになっている。奨学金の納期限は年度末となっているので、同条に従うと、奨学金の滞納者に対しては 4 月 20 日まで督促状を発送しなければならないが、学務課は滞納整理期間である 11 月になって督促状を発送している。なお、過年度分については「納付が遅れている旨の文書」を 5 月中旬に送付しているが、この文書は督促状とは異なるものである。また、11 月に発送する督促状は、第 34 号様式とは異なる様式の督促書という封書である。

【改善策】

滞納者に対しては、船橋市財務規則に従って、4 月 20 日までに第 34 号様式に従った

督促状を発送しなければならない。

滞納時の督促について

奨学金の返済方法は、月賦・半年賦・年賦・初年度一括の4種類となっているが、いずれの返済方法でも納期限は年度末とされている。従って、例えば月賦を選択した債務者が月々の支払を滞納したとしても年度末までに支払を済ませれば問題はないため、滞納の都度、督促が行われることはない。しかし、ひとたび滞納が発生するとそれが常態化し、最終的に返済がストップしてしまう可能性があるため、納期限を待つ督促を実施する方法は、滞納金の増大と収納率の低下を招く恐れがある。

学務課は、上記のような滞納者に対して次のような対応を採っている。

現年分の滞納者	年度末に納付書が届いているかを本人に電話で確認する。
過年度分の滞納者	夏と滞納整理期間に本人に電話で督促する。

いずれの場合も、滞納の都度、督促を行う方法とはなっていない。

【意見】

最終的な納期限が年度末となっても、年度中において1回でも滞納が生じた場合は、その都度、滞納者に電話等での督促を行い、滞納金の発生を防止する必要があると考える。

延滞金の徴収について

現状の船橋市奨学金貸付条例には、奨学金返還が延滞した場合の規定がない。従って、奨学金返還が延滞した場合でも延滞金の徴収は行われていない。

【意見】

債務者間の公平性を勘案すると、奨学金返還が延滞した場合は、延滞金の徴収を行うのが望ましい。従って、条例に延滞に係る規定を定めるべきであると考えます。

滞納金の回収と連帯保証人について

地方自治法施行令第171条の2第1項第1号によれば、債権について督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人に対してその履行を請求しなければならないこととなっている。

船橋市奨学金募集要項では、同条の規定に従い、奨学金の貸付について本人が返済できなくなった場合は、連帯保証人に返済してもらうという説明がある。しかし、返済できなくなった場合という定義があいまいであるため、返済が滞っている債務者に対して連帯保証人に代位弁済を求めることが十分に実施されていない。債務者の中には1度も

奨学金を返済せず、5年以上も滞納金残高が変わらない者がいる。このような債務者は実質的に返済が不可能な状況にあると考えられるので、連帯保証人に代位弁済を求める必要がある。

また学務課には、滞納金に関する回収規定が整備されていない。担当者レベルでは、督促時の電話対応メモ等があるが、正式な規定とはなっていない。

【改善策】

連帯保証人に代位弁済を求めなければならない状況を具体的に定義し、滞納金が発生しないように回収事務を行わなければならない。

【意見】

滞納金の回収事務全般に係る回収規定を制定する必要があると考える。

滞納者の状況について

平成16年11月に作成された滞納者一覧を閲覧したところ、滞納者128名のうち、一度も返済をしていない者が30名もいた。そのうち返済額10万円未満の者が半数以上となっている。

進学時は経済的理由により奨学金を受けたとしても、通常、卒業後は就職して収入を得る身になるはずなので、少額の貸付金を全く返済しない者は、経済的理由により返済できないのではなく、債務に対する認識が欠如していると考えざるを得ない。

【意見】

船橋市奨学金貸付条例第1条には「修学上必要な資金を貸し付け、もって有用な人材の育成に資することを目的とする。」という制度の趣旨が記載されている。上記のような滞納者が存在することや、貸付金の収入未済額が年々増加し滞納者が増えている現状を勘案すると、果たして制度の趣旨に適った人材が育成されているのかという疑問が生じる。もちろん、市による滞納金の回収促進が必須であることは言うまでもない。しかし、それとは別の論点として、限られた市の財源が人材育成に効果的に使われたかどうかを検証する必要があるのではないかと考える。当該制度に関して言えば、対象者の就職状況等を調査し、制度の効果を測定する必要があるのではないかと考える。

16. システム監査について

(1) 収入事務における電算処理業務の概要

市における収入事務は、その大部分がコンピューターによって電算処理されている。収入事務を含む全ての電算処理業務（以下、「情報システム」という。）は、企画部電子行政推進課によって管理されている。同課によって作成された平成 17 年 4 月 1 日現在の情報システム一覧表をもとに、収入事務に関連すると考えられる情報システムを列挙すると次のとおりとなる。

（バッチ処理業務）

業務名	主な処理内容	活用課名	開始年度
宛名共通	法人・住登外市町村名一括変更リスト	税制課	平成 13 年度
市民税特別徴収	特徴徴収簿、特徴収納状況一覧表他	市民税課	昭和 41 年度 平成元年度
市民税普通徴収	申告書、納税通知書、課税状況調、市県民税課税台帳、市県民税課税者一覧他	市民税課	昭和 41 年度 平成元年度
固定資産税土地	土地一覧表、納税通知書、土地評価額一覧表、宅地の税額一覧表他	固定資産税課	昭和 43 年度 平成 4 年度
固定資産税家屋	家屋一覧表、納税通知書他	固定資産税課	昭和 43 年度 平成 4 年度
固定資産税償却資産	所有者一覧表、申告書、課税台帳、納税通知書他	固定資産税課	昭和 47 年度 平成 4 年度
国保賦課	賦課台帳、賦課計算、調定表他	国民健康保険課	昭和 44 年度 平成元年度
国保収納	納付書、徴収簿、還付・充当・督促・催告処理他	国民健康保険課	昭和 44 年度 平成元年度
法人市民税	法人市民税台帳、納付書、調定簿他	市民税課	昭和 59 年度
軽自動車税	課税台帳、納税通知書、調定表他	税制課	昭和 48 年度 平成 7 年度
し尿収集手数料	実績データ格納、不納欠損処理、徴収簿他	環境衛生課	昭和 43 年度 平成 9 年度
霊園管理	霊園使用者台帳、管理料徴収台帳、未納者一覧表他	環境衛生課他	昭和 63 年度
下水道受益者負担金	名寄帳、異動処理、納付書、調定表他	下水道管理課	昭和 54 年度
保育園措置	異動処理、納付通知書、調定表、督促状他	保育課	昭和 56 年度 平成 4 年度
収納・消込	固定資産税、軽自動車税、市県民税、霊園管理料、国保健康保険料、し尿収集手数料、保育料、下水道受益者負担金、税滞納繰越他	市民税課・税制課・納税課・固定資産税課他	昭和 54 年度 平成元年度 平成 4 年度
生活保護	生活保護一時金支払者一覧表、不動産保有状況他	生活支援課	昭和 62 年度
財務会計	調定簿、決算書、納入通知書兼領収書（各課）歳出日計表・歳入日計表他	会計課・財政課他	平成 2 年度
霊堂管理	霊堂使用者台帳、管理料徴収台帳、未納者一覧表他	環境衛生課他	平成 5 年度
市営住宅管理	入居者異動処理、市営住宅使用料調定額、減免者一覧表、督促状他	住宅政策課	平成 8 年度
駐輪場管理	納付兼承認通知・消込一覧表・調定表他	交通安全課	平成 9 年度

業務名	主な処理内容	活用課名	開始年度
介護保険	日時異動データ処理、収納データ連携、納付書出力他	介護保険課	平成 11 年度
放課後ルーム	収納消込・滞納整理他	児童育成課	平成 12 年度
奨学金	調定簿、納入通知書兼領収書	学務課	平成 12 年度

(オンライン処理業務)

業務名	主な処理内容	活用課名	開始年度
法人市民税即時処理	賦課・収納検索、納税証明書発行他	市民税課 納税課	昭和 60 年度
霊園管理即時処理	霊園使用許可申請、霊園管理料、管理料納付書作成他	環境衛生課他	昭和 63 年度
税料金即時処理共通	法人異動、住民票照会、法人照会他		平成元年度 平成 8 年度 平成 11 年度
市民税即時処理	事業所異動、確定申告異動、生活保護者・障害者・扶養関係等、減免異動、賦課・収納検索他	市民税課・納税課他	平成元年度
国民健康保険料即時処理	賦課・収納検索、所得内容異動、収納異動、賦課異動、減免異動他	国民健康保険課他	平成元年度
収納消込・滞納整理即時処理	消込データ異動、過誤納処理、調定額異動、納付書作成、滞納者情報、分割納付異動、滞納整理票出力、差押決定・取消、交付要求決定・取消、執行停止決定・取消他	納税課・市民税課・固定資産税課他	平成元年度 平成 4 年度
固定資産税即時処理	土地（表示登記異動等） 家屋（表示登記異動一覽等） 償却資産（入力、更正、照会等） 賦課証明（照会、課税証明、納税証明等）	固定資産税課・納税課他	平成 4 年度
保育措置即時処理	納付書発行・収納検索・消込異動他	保育課	平成 5 年度
霊堂管理即時処理	使用料納付書作成・使用料収納状況他	環境衛生課	平成 5 年度
財務会計即時処理	歳入管理（調定自動採番、納入通知書等再発行、調定報告書作成、不納欠損、消込一覽等）他	各課	平成 3 年度
軽自動車税即時処理	検索照会（課税実績一覽等） 異動処理（物件変更、名義変更、課税等） 証明書他（納税通知書、納税証明書等）	税制課他	平成 7 年度
市営住宅管理即時処理	照会（賦課、消込等） 証明（入居証明等）	住宅政策課	平成 8 年度
市営住宅管理即時処理	照会（賦課、消込等） 証明（入居証明等）	住宅政策課	平成 8 年度
駐輪場管理即時処理	異動処理登録他	交通安全課	平成 9 年度
し尿収集手数料即時処理	検索照会（賦課収納照会等） 異動処理（賦課更正、収納等）	環境衛生課他	平成 9 年度
放課後ルーム即時処理	検索照会（収納照会等） 異動処理（収納・納付書発行等）	児童育成課	平成 12 年度

(ホストデータ連携PCサーバシステム業務)

業務名	主な処理内容	活用課名	開始年度
介護保険	資格記録管理、納付実績管理他	介護保険課・生活支援課他	平成 11 年度
税滞納整理	滞納者情報、分割納付異動、滞納整理票出力、滞納者情報入力他	納税課	平成 13 年度
電子帳票	固定資産税名寄帳	固定資産税課	平成 13 年度

(パソコン処理業務)

業務名	主な処理内容	活用課名	開始年度
固定資産税課 税台帳保存	電子帳票化(土地課税台帳、土地一筆調査票、家屋課税台帳、固定資産税名寄帳)	固定資産税課	平成 10 年度
家屋評価	課税物件管理、総評価見込支援他	固定資産税課	平成 11 年度
母子寡婦福祉 資金貸付管理	貸付申請の登録・参照・修正・削除、貸付決定者の登録・参照・修正・削除他	児童家庭課	平成 14 年度

(2) 監査の結果と意見

上表のとおり、収入事務に関連する情報システムは多岐に亘っており、業務開始年度も様々で、最近導入されたものから 30 年近く前に導入されたものもある。

情報システムの処理は収入事務の中核を成していることから、情報システムを主とした事務全体の流れをフローチャート等で把握し、事務プロセスにおける重要な欠陥がないかどうかを確認する必要がある。しかし、現状において市は、フローチャート等で情報システムの概要を把握する資料を作成していない。上表のみでは、情報システム間の関連性と各収入事務における調定額・収入未済額・不納欠損額の算定プロセスが把握できない。

1. 税務部の「(2) 監査の結果と意見 if. 延滞金の免除について」で指摘したとおり、情報システムを活用している部課が、システムを適切に運用していないために、収入事務が合规性違反となってしまう事項が確認された。このような情報システムの運用上の欠陥は、システムを含めた収入事務プロセスをフローチャート等によって適切に把握しない限り、永久に継続してしまう可能性がある。

なお、情報システムの信頼性を検証するには、独立の第三者によるシステム監査が実施されなければならない。市は過去に次のようなシステム監査を実施している。

監査実施日	監査実施者	監査内容
平成 3 年 10 月 31 日	A	市で稼働中の人事情報システムを対象とした、システム監査基準に基づく安全性・信頼性・効率性の監査
平成 4 年 10 月 29 日	B	地方公共団体コンピュータ・セキュリティ対策基準に基づく検査

これらは、いずれも収入事務に関連する情報システムを直接の対象として実施されたシステム監査ではない。なお、これらのシステム監査以降は、システム監査が実施されていない。

収入事務の合規性等を検証するには、情報システムの信頼性が監査における重要な前提となる。しかし、市には情報システムの概要を把握したフローチャートがなく、また近年システム監査によって情報システムの評価が行われていないことから、今回の包括外部監査では情報システムの信頼性を十分に検討することができなかった。従って、収入事務の合規性等については、情報システムの信頼性に依拠せず検証を行っている。

【意見】

市は、情報システムを含む収入事務プロセスを、フローチャート等によって適切に把握しなければならないと考える。また、情報システムの信頼性を検証するために、独立の第三者によるシステム監査が実施されなければならないと考える。

システム監査は、情報システムの信頼性だけでなく、システムの安全性・効率性を高めることも目的として実施される。効率性については、情報システムの導入によって、事務量や職員人件費が適切に削減されているかどうかを検証することになり、収入事務の効率性を図るうえで非常に重要な検証作業となると考える。